

保育施設等における
安全管理マニュアル
(改訂版)



令和7年4月
北九州市

保育施設等における安全管理マニュアル

はじめに	1
I 日常の安全管理	2
1 事故の要因とその防止	2
2 安全な環境の整備	3
3 安全教育・安全計画	5
4 乳幼児期の発達の特徴と予想される危険及び予防	7
5 重大事故の予知・予測及び未然防止に向けた取組	15
(1) 睡眠中	15
(2) プール活動、水遊び	17
(3) 食事中	18
(4) 園外保育、散歩等	20
(5) バス等を利用する場合の安全管理について	22
6 交通安全指導	26
II 非常時の危機管理	28
1 緊急体制の確立	28
2 予防と対策	30
3 避難訓練・消火訓練	30
4 緊急時の危機管理マニュアル	32
火災	33
地震	34
風水害	35
不審者対応	36
5 非常災害対策計画について	37
6 避難情報発令前及び避難情報発令時の対応について	40
7 業務継続計画について	41
III 事故対策	42
1 事故への対応	42
(1) 事故防止対策	42
(2) 事故・傷病発生時の対応	43
(3) 事故などの発生後の対応	50
2 救急処置について	52
(1) 救急処置・看護の基本的な考え方	52
(2) 救急蘇生法について	53
(3) 予想される事故とその応急処置	57
《窒息》 《誤飲・誤嚥》 《溺水》 《骨折》 《ねんざ・脱臼・肘内障》 《火傷（熱傷）》	
《頭を打った》 《口腔内の外傷：歯の破折・脱臼》 《指をはさんだ》	
《擦り傷・切り傷》 《虫刺され》 《動物などに噛まれた》 《鼻出血》	
《鼻に異物が入った》 《目に異物が入った》 《耳に異物が入った》	

(4) 病気と対応	70
《いれん（ひきつけ）》 《呼吸障害（喘息、ゼーゼー）》 《ショック状態》 《発熱》 《下痢》 《嘔吐》 《腹痛》 《熱中症》 《光化学オキシダント》 《PM2.5》	
(5) 救急処置用具、衛生材料	81
3 保険関係	82
4 事故と責任	82
(1) 責任の内容	82
(2) 保護者への対応（大きな事故の場合）	82
5 事故の記録	82
6 職員の事故について	83
(1) 職員の事故など	83
(2) 災害補償について	83
7 苦情解決の仕組み	83

【非常災害対策計画等 資料】

(資料1) 防災関係機関一覧表（例）	85	(資料6) 災害時役割分担図（例）	92
(資料2) 保護者との連携	86	(資料7) 災害時役割分担表（例）	93
(資料3-①) 職員連絡一覧表（例）	87	(資料8) 関係機関との連絡体制（例）	94
(資料3-②) 緊急連絡系統図（例）	88	(資料9) 引き渡しカード（表・裏）（例）	95
(資料4-①) 避難場所・避難経路を決める	89	(資料BCP1) BCPの位置づけ	96
(資料4-②) 防災・施設内避難マップの作成例	90	(資料BCP2) 避難訓練の事例	97
(資料5) 子どもの年齢や発達に応じた避難方法（例） ..	91		

【その他 資料】

(資料10) 避難訓練・消火訓練年間計画（例）	99	(資料22-②) プール活動・水遊びに関するチェックリスト ～監視を対応する職員・スタッフ用～	114
(資料11) 避難訓練実施記録（例）	100	(資料23) 緊急時の記録	115
(資料12) 保育所対応及び被害内容報告書	101	(資料24) 熱中症チェックシート	116
(資料13) 事故発生記録（例）	102	(資料25) 苦情解決の仕組み（直営保育所）（例） ..	117
(資料14) 特定教育・保育施設等 事故報告様式	103	(資料26) 苦情解決のための窓口等の設置について ..	118
(資料15) 保育所安全衛生管理チェックリスト（例） ..	105	(資料27) 事故発生の防止のための委員会の設置 ..	119
(資料16) 保育所安全衛生管理点検マニュアル（例） ..	106	(資料28) 食中毒対応チェックフローチャート	120
(資料17) 園庭遊具のチェック表	108	(資料29) ヒヤリ・ハット報告書	121
(資料18) 非常持ち出し用品（例）	109	(資料30) 保育施設における行方不明児発生緊急対応 ..	122
(資料19) 園外保育届（近隣用）（例）	110	(資料31) 保育所安全計画例	123
(資料20) 行事計画（遠出用）（例）	111	(資料32) 教育・保育施設等における誤嚥事故防止 ..	127
(資料21) 散歩計画表（例）	112		
(資料22-①) プール活動・水遊びに関するチェックリスト ～園長用～	113		

※ 本マニュアルにおける「保育施設等」「こども施設企画課」は各所管で読み替えること

はじめに

保育施設等は子どもにとって安全な生活の場、教育の場であり、その生命を守り健やかな発達を支援していく役割がある。しかし、全国で毎年のように保育施設等で重大事故が起きている。保育に関わるすべての者が、子どもの生命を脅かすような危機に対して基本的な考えを共有し、主体的に取り組んでいく必要がある。

災害や事故の発生に備え、保育施設等は、身体的にも精神的にも未発達・未成熟な乳幼児を集団的に保育するものであるから、利用する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有する施設長は、健康及び安全管理の実施体制等の整備に努めなければならない。

安全に保育を実施するために、事故を防止し、危険な環境を除去する安全管理とともに、利用する子どもに対して事故を避けることができる能力を身に付けるように安全教育の実施が必要である。

『保育所保育指針第3章の3（2）』に示されている通り、事故の予防対策や事故発生時の措置などについて、必要な知識や技術を身に付けておくとともに、子どもの安全能力の育成に努めることが求められている。

本マニュアルは子どもの心身の安全を最大限に保証するために、「日常の安全管理」「非常時の危機管理」「事故対策」の側面から構成している。それぞれの保育施設等で施設長のリーダーシップの下、主体的に考え、実行に移し、評価を行い、子どもの健やかな発達を支援するものとしてご活用いただきたい。

保育所保育指針第3章の3（2） 事故防止及び安全対策

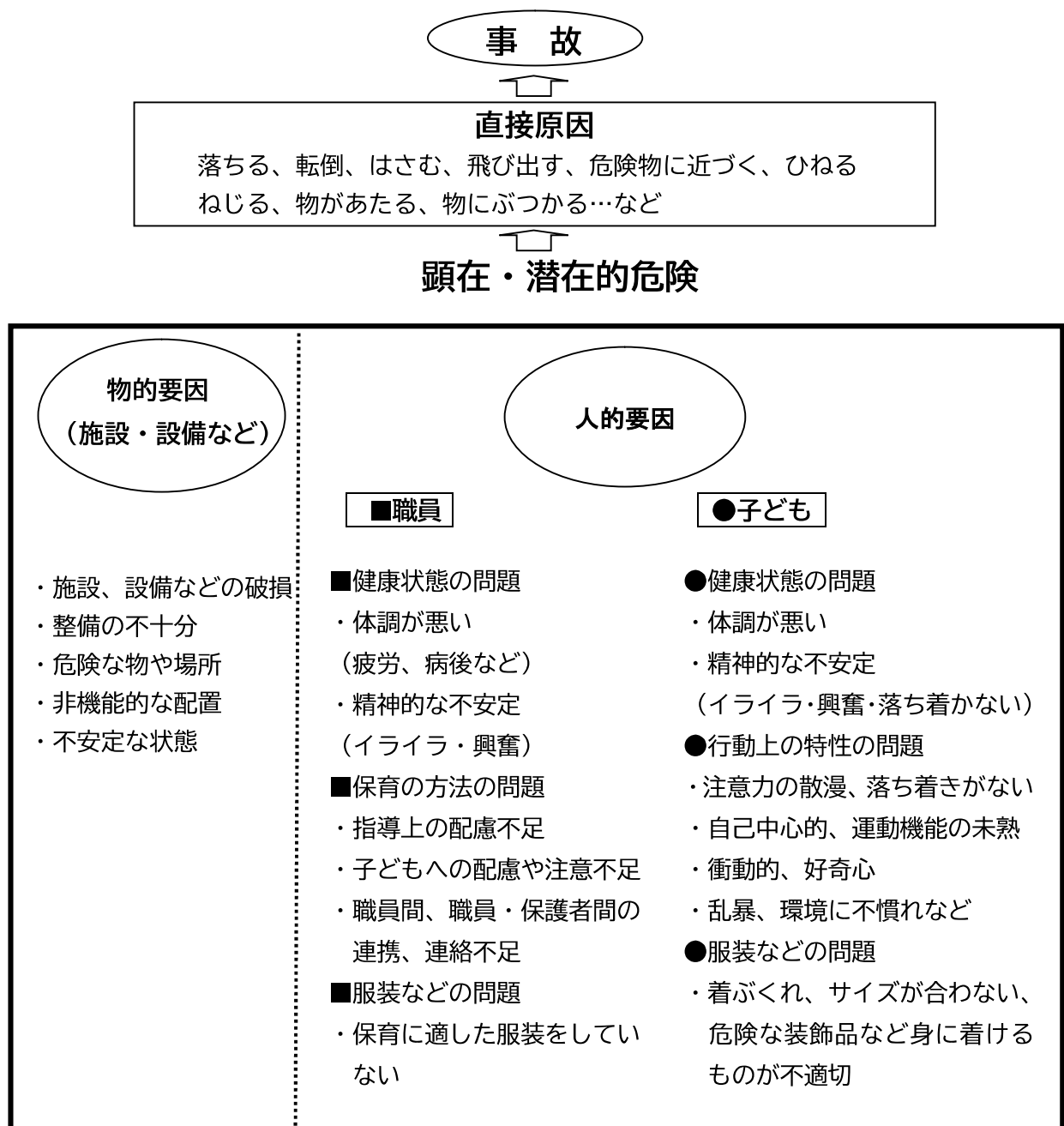
- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び、食事中等の場面では、重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

I 日常の安全管理

1 事故の要因とその防止

保育施設等における子どもの事故の要因は、設備や遊具などの身の回りに関わるもの「物的要因」と子どもの行動や子どもへの働きかけなど人に関わるもの「人的要因」とに大きく分けることができる。

保育施設等の安全管理は、これらの要因を除去することが重要である。しかし、要因はいつも目に見える形であらわれるとは限らない。目に見えない形でも存在している。これを潜在危険という。したがって、事故を防止するためには、これらの要因がないかどうかを点検し、とり除き、それらが重なり合わないようにすることが必要である。



2 安全な環境の整備

(1) 物的環境の整備

施設・設備や遊具などの物的な環境については、大人と乳幼児の生活空間との差異を認識して、日常的に点検項目を明確にし、定期的に安全点検を行い、不備がある場合は適切に対処することが重要である。

- ① 保育室、棚、廊下、階段、便所、手洗い場、足洗い場、玄関、屋外遊戯場その他に破損や危険な箇所がないか、危険な物が置かれていないかなどを点検すること。
- ② 室内の机、椅子、掲示物、ベッドや避難車などについても、日常的に点検すること。
- ③ 責任箇所の戸締り、火気取り締まりを厳重にすること。
- ④ 設備、造作、遊具などが老朽、破損などしていないかを点検すること。
- ⑤ 備品、運動用具、器具、工具などの配置を適正にすること。
- ⑥ 薬物、湯、刃物などの危険物はすべて子どもの手の届かない安全な場所に保管すること。
- ⑦ 調理室における調理器具、暖房器具、電気器具などの点検をすること。
- ⑧ 消火器の有効期限の点検をすること。
- ⑨ 自動火災警報装置、ガス警報装置などの点検をすること。
- ⑩ 避難用すべり台、避難階段、非常口などの点検をすること。
- ⑪ 施設内外で臨時に火気を使用する場合（アイロン、ストーブなど）は必要に応じ、水などの準備と事後の後始末の確認をすること。
- ⑫ 施設内に不審者などが侵入しないように、戸締りの保安点検や、来客などの対応について窓口を一本化するなど、事前の点検を十分に行うこと。
- ⑬ 散歩などの園外保育の経路や目的地でも、十分に安全を確認してから活動することが大切である。
- ⑭ サルやイノシシなどの野生動物の出現情報や、ヒアリ、ハチ、イラガなどの害虫がいなかを十分に留意・点検すること。また、サルなどに遭遇した場合の対処法についても確認しておく。

※ なお、【（資料15）P105】、【（資料16）P106】及び【（資料17）P108】を活用し、チェック項目に沿った点検を行い、マンネリ化しないよう安全状況を各担当者が自分の目で確認し、物的環境の安全整備に努めなければならない。

【参考】

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」

（国土交通省 平成26年6月）

「固定遊具の事故防止マニュアル～学校（園）における安全教育・安全管理のポイント～」

（日本スポーツ振興センター 令和3年3月）

子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、施設の遊具の事故防止対策に活用すること。

(2) 人的環境の整備

- ① 個々の発達段階を把握した保育の実施

子どもの事故を予防し、安全を確保するためには、まず、乳幼児期の身体的・精神的発達の特徴を理解することが大切である。職員は、発達段階によって想定される様々な危険【参照：P 7～P 14】を熟知しておくことはもちろん、子ども一人一人の行動の特性を把握した上で、今、その子がどのような心持ちで遊んでいるのかなど、子どもの心情を理解し、子どもの次の行動を予測することが「事故防止」に大きくつながることを忘れてはならない。

② 子どもの健康状態（心身）の把握

子ども一人一人が登所時から降所時まで、保育施設等でより良く安全に生活できるように、職員は子ども達の心身の健康状態を把握し、事故防止に努めなければならない。そのためには、子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底することが重要である。また「保健調査票」の活用や「健康診断票」を基に一人一人の子どもの健康管理に努めなければならない。

③ 安全に関しての教育

事故を防止し、危険な要因を除去する「安全管理」と併せて、子ども自身が事故を避けることができるようになる能力、安全に行動できる能力を身に付けるため「安全教育」の実施も重要である。

④ 職員の意識とチームワーク

職員自身が「安全」への認識を高めることが何よりも重要である。当然のことながら、保育中、常に全員の子どもの動きや人数を把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、睡眠中を含め一人一人の子どもの確実に観察することが重要である。朝の受け入れ時や子どもの移動時等、活動場面の切り替わりや保育の入れ替わり時などは特に注意が必要であり、人数確認について、ダブルチェックの体制をとるなど職員間で情報を共有し、対応しなくてはならない。他にどのような場面で注意すべきかは各施設によって変わってくる。そのため、それぞれの実状に応じて職員間で定期的な確認や見直しを行い、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。保育の活動内容は年齢に適しているか、指導は的確か、配慮・注意不足はないか定期的に振り返る。また、死角になりやすい場所が把握できているか、子ども達は活動に十分満足しているかなど、確認も忘れてはならない。

また、職種を問わず、より良いチームワークは、子どもにとって安全で楽しい保育施設等での生活につながるものであり、職員にとっても働きやすい職場環境となり、円滑な保育施設等の運営に欠かせないものである。職員間のチームワークの乱れは、子どもに不安な気持ちを抱かせることになる。また、反対に毎日の馴れ合いから職員同士が、互いに危険を感じていても指摘しない、危険すら感じない体質であっては、子どもが多く危険にさらされていることになる。

職務を分担して、互いの専門性を尊重し、互いに指摘し合ったり、十分に話し合うことで、柔軟な発想や、より良い実践が導き出される。事故は緊張感を欠いた時に発生することが多いが、必要以上の緊張感も良いとは言えない。チームワークの重要性を職員一人一人が認識し、実践することが職務の責任を果たすことにつながる。

また、日常の安全管理だけでなく、事故防止のためにどのような点に留意すべきかにつ

いて、各施設に応じて事故防止マニュアル等を作成し、日頃から職員間で、事故防止対策や緊急時の危機管理について共通の意識を持ち、各種の職員体制の役割を一人一人が責任を持って遂行できるようにしておくことが重要である。

保育施設等においては、子どもや職員も含めて、けがや事故にはならなかったが…という事例が発生することがある。1件の重大事故の背景には29件の軽い「事故・災害」が起きており、さらに事故に至らなかったものの、一步間違えば大惨事になっていた「ヒヤリ・ハット」する事例が300件潜んでいる（「ハインリッヒの法則」）。事故を防ぐにはその奥にある肝を冷やすような「ヒヤリ・ハット」した事例に対する対策が必要である。危険への問題意識を向上させる手段として、あと一步で事故になるところだったという、そのヒヤリ・ハットした出来事を記録し、施設での小さな事故が重大事故に至らないように職員間で把握・分析し、再発防止のための創意と工夫を行うことが事故や災害などを未然に防ぐことにつながるので参考にするとよい。

※ 【（資料15～17）P105～108】、【（資料29）P121】を活用し、チェック項目に沿った点検を行い、マンネリ化しないよう安全点検を各自が自分の目で確認し、人的・物的環境の安全整備や「ヒヤリ・ハット」の対策に努めなければならない。

3 安全教育・安全計画

「安全管理」と併せて、「安全教育」の実施も重要である。安全教育の目的は、子どもが事故を避けることができるようになる能力や自分で安全に行動できる能力を身に付けることである。

職員が子どもの生活環境を管理し、安全な生活に関するしつけや指導を行うことから始まり、年齢や発達段階が進むにつれ、子ども自身が危険に気づき、危険に対する認識や、危険に対処できる能力を育てていくことが重要である。

安全能力の育成は、日常生活や活動の場で、子どもの発達の程度により段階的に進めていかなければならない。

安全に行動できる能力を積極的に養う

年齢、発達段階に必要な遊びが十分に満たされている中で育つ。

頭・体・心を調和よく発達させることで安全能力が育つ。

何が、どのように危険なのか、どう注意して扱うのかを具体的に知らせる

「こうしたら危ない」という予測能力が身に付く。

安全に行動するための正しい判断や対処の仕方が身に付くよう繰り返し指導する

日々の生活の中での積み重ねで身に付く。

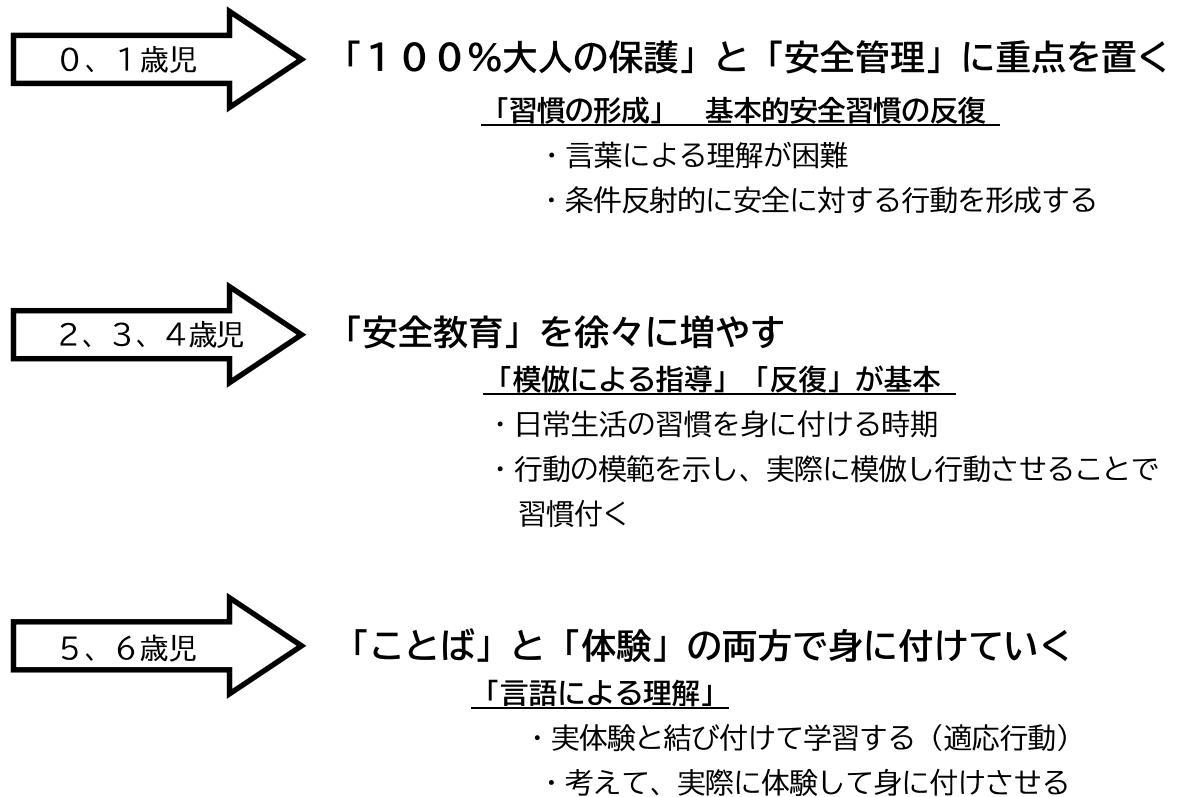
※ 保育施設等では、各年齢の発達段階に応じた安全指導・安全教育を行う必要がある。

【参照：P7～P14】

※ また、【P26の6 交通安全指導】や【P30の3 避難訓練・消火訓練】も大切な安全教育であるので、年齢に応じて、計画的に実施することが必要である。

◎安全教育のポイント

安全教育の方法は、三つの段階に分けて考えられる。



- ※ 保護者と協力して子どもの生活リズムを整え、睡眠・食事を十分取れるようにすることや、体に合った動きやすい衣服や靴を用意してもらうことも大切である。
- ※ 各年齢に応じた運動遊びを取り入れ、敏しょう性、集中力、平衡感覚、危険回避能力を育てる。
- ※ 興味や関心、能力に応じた分かりやすいテーマを用意して、身体のおもしろさ・生命の大切さ・遊具の正しい使い方など安全についての教育を行う。

◎安全計画について

保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないことと改正された。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、保育所等については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画を各施設において策定することが義務付けられた。策定した安全計画について、施設長等は、保育士等に周知するとともに研修や訓練を定期的実施しなければならない。また、保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。【（資料31）P123～126】

4 乳幼児期の発達の特徴と予想される危険及び予防

0～6か月

主な特徴

- < 0～3か月 > ・顔や手足を動かすことはできるが、寝返りなど姿勢を変えることはできない
- < 4か月 > ・手につかんだものを引っばる
- < 5～6か月 > ・寝返りができる ・何でも口に入れる ・歯が生え始める

予測される危険

誤飲・窒息	転落	火傷	溺水
・タバコ、ボタン、薬、ピンなどを誤飲する ・食べ物や吐いた物により窒息する ・ふかふかの布団やうつぶせ寝で窒息する ・ベッドなどにかけてあったタオルなどで窒息する ・ベッドの柵や隙間に顔をはさみ動けなくなり窒息する ・乳幼児突然死症候群（SIDS）	・オムツ交換台やベッドから転落する	・テーブルクロスを引っぱり汁物などをかぶる ・ストーブなど熱いものを触る ・熱いミルクを飲む	・沐浴中に溺れる
	打撲・頭部外傷		

子どもから目を離さない

チェックポイント (安全管理)

危険箇所の点検

・手の届く所に、小さな物や危険物を置かない ・授乳後ゲップをさせても、授乳後や食後すぐに腹ばいにしない ・寝具のチェックを行う（敷布団は硬めの物、掛け布団は顔に深く掛けすぎない） ・側にタオルやぬいぐるみなどを置かない ・ベッドは柵とマットや布団の間に隙間がないか調べて使用する ・よだれかけを外して寝かせる ・突然死の予防を行う（睡眠中の呼吸の確認などを、乳児睡眠時チェック表を用いて記入する）	・ベッドに寝かせる時は柵を必ず上げる ・オムツ交換時そばを離れない（必要な物はあらかじめ準備する） ・床などに落下物がないか確認する	・テーブルクロスの固定又はクロスを敷かない ・熱いものを手の届くところに置かない ・ストーブやファンヒーターには囲いをする ・ミルクや離乳食は適温の確認をしてから与える	・沐浴中は側を離れない（必要な物はあらかじめ準備する）
・おんぶする時は複数で安全な体勢で行う			

安全 教育

- ・100%大人の保護が必要である
- ・一つ一つの発達がしっかり身に付くように、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保する

7～12か月

主な特徴

- | | | | |
|-----------|-------------------|------------|--------------|
| <7～8か月> | ・何でも口に入れる | ・お座りを始める | ・寝返りの連続で移動する |
| <9～10か月> | ・つかむ、握る、叩く | ・這う、つかまり立ち | ・扉や箱を開ける |
| <11～12か月> | ・小さい物を親指と人差し指でつまむ | ・伝い歩き | ・ひとり立ち |

予測される危険

転落・転倒	誤飲・窒息	挟む	火傷	溺水
・階段、椅子から転落する ・バランスを崩して倒れ、すぐ側のロッカー、固い積み木などのおもちゃにぶつかる ・口に遊具などをくわえて歩き転倒する	・扉などを開け、中の物を誤飲する ・遊んでいるうちに壊れたおもちゃで怪我をしたり、かけらを誤飲する ・ビニール袋やスーパーの袋で遊び、かぶって窒息する	・後追いしているのに気づかずドアを閉め指を挟む ・ドアの開閉時にドアの蝶番に指を挟む ・バギーカーなどの車輪に足手を挟む	・乳児を抱いたまま熱いものを運ぼうとした時に乳児がこぶしを振ったり、持っている物に手を伸ばそうとして火傷する	・沐浴中に溺れる ・水を汲んである物を覗き込み顔がついたり、転倒して溺水する
頭部外傷・打撲・口腔内外傷	中毒・窒息・口腔内外傷	切断・血まめ・切り傷		

子どもから目を離さない

チェックポイント (安全管理)

危険箇所の点検

・食卓に上がった椅子に立ち上がらないように注意する ・座らせる時、周りに注意する（ロッカーや固い遊具など無い所に） ・口に物をくわえたまま歩いているか注意する ・バギーカーに乗せる時、安全ベルトを使用する ・転落防止用の柵を取り付ける	・手の届く所や扉の中に危険な物が無い点検する（消毒液、破損した遊具、ビニール袋、ラップ、ゴム風船等、マグネット等）	・ドアの開閉の際は子どもの指の位置を確かめて勢いよく閉めない（後追いしていることもある） ・バギーカーに乗せる時は安全ベルトを使用する	・乳児を抱きながら熱い物を運ばない ・火傷する物を側に置かない ・ストーブなどは囲いをする	・沐浴中は目を離さない ・バケツや洗面器などに水をためておかない
---	---	--	---	---

・おんぶする時は複数で安全な体勢で行う

安全教育

- ・100%大人の保護が必要である（事故が多くなり始める時期である）
- ・一つ一つの発達がしっかり身に付くように、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保する

1歳児

主な特徴

- ・歩行できるが不安定
- ・転んだ時に手が出ない
- ・物を持って歩く
- ・段差のある所を登る
- ・押したり、投げたりするようになる
- ・砂遊びや水遊びが好き
- ・「いやだ」「ダメ」など自己主張が強くなる
- ・大人の真似をする
- ・子ども同士の遊具の取り合いやけんかが多くなる（噛みつき、引っ掻き）

予測される危険

転倒・転落・衝突	脱臼・噛みつき	誤飲・窒息・異物混入	火傷・溺水	交通事故
・物や段差につまずいて転倒する ・遊具や場所の取り合いから遊具で叩かれたり、押されて転倒する ・階段や出入り口で転倒転落する ・トイレや手洗い場で滑って転倒する ・ブランコから転落や衝突する ・ジャングルジムや滑り台、椅子から転落する	・手をつないだ子どもが嫌がり逆方向へ移動し肘や肩が外れる ・けんかなどで噛まれる ・小動物に噛まれる	・バックや引き出しを開け中の小銭・化粧品・薬などを食べる ・シールやラップをはがし飲み込み窒息する ・壁にかけてある袋や紐に首をかけて窒息する ・鼻や耳に小物を入れ、取れなくなる ・砂が目に入る	・ストーブの柵に指を入れ火傷する ・押し合っただ中に倒れ溺水する ・洗濯機を覗き込み溺水する	・散歩中道路に飛び出す ・横断中に転ぶ
頭部外傷・打撲・擦り傷	肘内障・脱臼・内出血	中毒・窒息・角膜の傷		

子どもから目を離さない

チェックポイント (安全管理)

危険箇所の点検

・つまずきやすい物や段差がないか確認する（靴のサイズを点検する） ・遊具の不足分を補充し、トラブルを未然に防ぐ ・階段を下りる時は子どもの下を歩く ・床が濡れたらすぐにふき取る ・ブランコや滑り台に乗る時は多くの子どもが集まり押し合わない	・肘内障や脱臼をおこしやすい子どもを全職員が把握する ・子どもの腕を引っ張らない ・噛む原因を探り適切な処置をする ・小動物と遊ぶ時は側につき、指を入れないように注意	・バックなどに入れていても安心せず子どものそばに危険な物を置かない（薬、飴、豆、タバコ、電池、ボタンなど） ・壁や遊具に紐や袋などをかけたり結び付けたりしない ・鼻や耳に入るような小物を使う時に目を放さない	・プール遊び中その場を離れない（人数や子どもの動きの確認、使用後直ぐに水を抜く） ・洗濯機の水は抜いておく	・危険のない場所を歩く（目的地までは避難車を利用する）
---	--	---	--	---

安全教育

- ・子どものトラブルの仲立ちとなり、互いの気持ちを伝え、譲り合い・順番などを繰り返し言葉で知らせていく（「かして」「あとで」「ありがとう」「ごめんね」など）
- ・全身運動や指先の遊びが十分にできる環境を整える
- ・運動遊具の安全な使い方を知らせる（動いているブランコに近づかない、おもちゃを持って登らない）
- ・危ない物を触ったり、危ないことをしないよう、繰り返し言葉で知らせる（熱い物、食べられない物など）

2歳児

主な特徴

- ・走る ・少し高い所から両足で飛び降りる ・大きなボールを蹴る
- ・ジャングルジムに登り降りするが不安定 ・積み木を高く積んだり壊したりすることを喜ぶ
- ・立って一人で階段を上る ・平均台など、狭い所を歩くことを好む
- ・友達とけんかが多くなる（押し合う、物を投げる、叩く、噛みつく、引っ掻く）
- ・手伝いが大好き ・好奇心が旺盛になる

予測される危険

転落・転倒	脱臼・噛みつき・引っ掻き	衝突	窒息・誤飲・異物混入	溺水・交通事故
・順番を守れず押し合いで転倒、転落する ・鉄棒やジャングルジム・ブランコ・雲梯から転落する ・飛び降りて踵の骨や膝を痛める	・物の取り合いや口けんかから引っ掻かれたり噛みつかれたりする ・着替えの際、袖を上げていて肩や肘が外れる ・小動物に噛まれる	・石を投げ自分や他児に当たる ・追いかけてこで鉄棒に衝突する ・手伝いで物を運ぶ途中、足に落とす ・自分の座っている椅子で自分の足や隣の子どもの足を踏む	・種や小石・トイレトーパーをちぎって丸めた物などを鼻や耳に詰めたり口に入れる ・枝で遊んでいて他児の目をつく	・道路に飛び出す ・バランスを崩して用水路や川に転落する
頭部外傷・打撲・捻挫	裂傷・肘内障・脱臼	頭部外傷・打撲	窒息、目や鼻の粘膜傷	

子どもから目を離さない

チェックポイント (安全管理)

危険箇所の点検

・ブランコや滑り台、ジャングルジムで遊ぶ時は押し合わないよう注意する ・降り方は個別に知らせ見守る ・巧技台などを使用する時は、膝の関節や踵に負担がかからなうよう、配慮する	・遊具の不足を補充する ・肘内障や脱臼をおこしやすい子どもを全職員が把握する ・子どもの腕を引っ張らない ・小動物の口に指を入れないように注意 ・手洗いを励行する	・子どもの遊んでいる位置や遊び方を確認し注意する ・急に職員に声をかけられると慌てるのでタイミングを考える ・室内では衝突を起こしやすいので人数やルールを考えて遊ぶ ・子どもが大きな物などを運ぶ時、段差や床の状態に注意する	・室内は整理整頓を行い、使用後直ぐに片付ける ・鼻や耳や口に小物を入れて遊んでいないか注意する ・尖った物を手にした時は注意する	・散歩前後に職員がつき車道への飛び出しに注意する ・川や池に近づけない
--	---	--	--	--

安全教育

- ・順番やルールなどを言葉での理解を促し、繰り返し教えていく
- ・子ども同士のけんかでは、互いの気持ちをよく聞き、友達との関わり方を知らせる
- ・食器や生活用具の正しい使い方を知らせる
- ・固定遊具や運動遊具の安全な使い方を知らせる
- ・小動物との関わり方を教える（網に指を入れない、動物の口元に手を近づけない、必ず手洗いをする）

3歳児

主な特徴

- ・片足で立てる
- ・片足で数歩跳ぶ
- ・ブランコをこぐようになる
- ・椅子を自分で運んで高い所に上る
- ・手すりを持たずに階段を上る
- ・箸やはさみを使う
- ・コップの水を運ぶことができる
- ・手伝いを喜ぶ
- ・一人の独立した存在として行動しようとし、自我がよりはっきりしてくる
- ・知識欲が増す
- ・他の子どもとの触れ合いの中で、少しずつ友達と分け合ったり順番を守って遊ぶようになる

予測される危険

転落・転倒	挟む・叩く・喉突き・噛みつき	衝突	誤飲・異物混入	溺水・交通事故
・踏み台になる物を持ってきて窓やフェンスを覗き込み転落する ・ブランコやジャングルジムから転落する ・バケツを持っていた花壇につまずき転倒する ・棒を持っていた転倒する	・遊具の取り合いや玩具などで叩かれる ・ドアで指を挟んでも大きな怪我をしないように手を挟む ・歯ブラシをくわえたまま走り回り喉をつく ・箸などで他児の目や耳をつく	・不注意に走り回り衝突する ・走り回り子どもや鉄棒に衝突する ・石や棒や砂を投げて当たったり目に入ったりする ・振り回していたシャベルが当たる	・公園にあった野イチゴやドングリなどを鼻や耳に詰める ・置いてあるジュースなどを飲む	・池や川を飛び越えようとしたり落ちる ・車道に飛び出し交通事故に遭う
頭部や口腔内外傷・打撲	打撲・裂傷・口腔・耳鼻外傷	頭部打撲・目外傷	中毒・鼻粘膜傷	

子どもから目を離さない

チェックポイント (安全管理)

危険箇所の点検

・踏み台になりそうな物を窓やフェンスの側に置かない ・玩具を持ったまま遊具に登らないように注意する ・雨や夜露で滑りやすくなっている点検する ・重い物や大きな物を持った時は足元の安全に配慮する	・物の取り合いや嫌がることをした時に起こりやすいので注意する ・ドアで指を挟んでも大きな怪我をしないよう工夫をする（ドアチェッカーなど） ・床が濡れたら直ぐに拭く ・動物の口元に手を近づけないか注意、手洗いを励行	・周囲に危険物がないか注意する（壁・床・棚なども点検する） ・園庭内の状況を把握し遊びを選ぶ ・原則としてボール以外の物を投げさせない	・小物を鼻や耳に入れて遊んでないか注意する ・危険な物は気付いた時に片付ける	・川や池などに子どもだけで近づけない ・道路では飛び出しに注意する
---	---	---	---	--

安全教育

- ・危険な場所や危険な遊び方に気付かせていく（危険に対する洞察力が十分でないので、予想されることを大人がして見せる）
- ・道具や遊具の安全な使い方を教える（はさみの正しい持ち方、シャベル・ヘラなどを振り回さないなど）
- ・巧緻性や平衡性の発達が十分でないので一人一人にきめ細やかな指導をする
- ・相手に自分の気持ちを言葉で伝えられるように教える
- ・トイレなどのドアの蝶番に手を入れないように指導する
- ・ドアに挟まれない開閉の仕方を指導する
- ・交通安全の指導をする（門から飛び出さない、右側を歩く、信号の意味）

4歳児

主な特徴

- ・走りながら方向転換ができるなど、異なる2種以上の行動を同時にできるようになる
- ・縄跳びの連続跳びや走り跳びができる
- ・人だけでなく周りのものに関心を向け、探索活動が広がる
- ・仲間とのつながりが強まり競争心も起き、けんかも多くなるが少しずつ我慢もできるようになる

予測される危険

転落・転倒・衝突	叩く・蹴る	落とす・切る・引っかける・刺さる	溺水・交通事故
・椅子を揺らしたり、後ろ向きに座り転倒する ・よそ見をしていて鉄柱に衝突する ・滑り台の階段を慌てて上り、足を踏外し顎や歯などを打撲する ・滑り台で逆さのぼりをしていた子と上から滑った子が衝突する ・鉄棒で手を滑らせて転落する ・他児が投げた石が当たる	・友達とけんかをして引っ掻いたり、叩いたりする	・魚の骨が刺さる ・大きな箱を持ち上げて落とす ・植え込みにボールを取りに行つて枝で目をつく ・縄を遊具に巻きつけて遊び首が引っかかる ・花にとまっていた蜂に刺される ・調理活動中にピーラーで指先を切る ・動物に噛まれる	・慌てて道路を横切ろうとして車と接触する ・浅瀬で川遊び中に転倒する
頭部や顔面打撲・目に異物混入・口腔内外傷	打撲・引っかかり傷	口腔内異物混入・内出血・刺し傷・窒息	

子どもから目を離さない

チェックポイント (安全管理)

危険箇所の点検

・不注意による事故が多くなるので注意する ・危険を認知できるようになるが、目先のことに心を奪われることが多いので行動を予測して危険を取り除く ・鉄棒の指導はすぐ横で行う	・互いの自己主張がぶつかりあう場面では、危険のないよう見守る	・骨のある魚を食べる時は注意する ・子どもの行動に危険がないか常に注意する ・縄で危険な遊びをしないよう注意する ・園に蜂の巣がないか点検する ・はさみやピーラーは安全な物を使用する ・小動物に不用意に触れないよう見守る	・左右を見て渡っているか注意する ・浅瀬でも流れや深さの変化など下見する
--	--	---	---

安全教育

- ・動きが活発になるが、状況判断が十分にできないので安全な遊びを指導する
- ・遊具の安全な使い方や危険な所に近づかないことなどを指導する
- ・相手のことを考えて行動できるように徐々に教える
- ・道具の正しい使い方を教え、作業の仕方を十分に指導する（はさみやピーラーなど）
- ・水遊びのルールを教える
- ・交通ルールを少しずつ教える（道路の歩き方、横断歩道の渡り方など）

5歳児

主な特徴

- ・ 基本的な習慣はほとんど自立し、自分自身でできるようになる
- ・ 運動能力がめざましく伸び、体が快活に動くようになる
- ・ ゴム跳び、縄跳びができる ・ 自転車に乗れるようになる
- ・ 調理器具・大工道具が使えるようになる ・ 年下の子どもの世話をする
- ・ けんかがおきても自分達で解決しようとし、相手を許したり認めたりできるようになる

予測される危険

転倒・転落・衝突	落とす・切る・噛みつき	火傷	溺水・交通事故
・ 築山や坂道などからかけ下り、スピードがついて転倒する ・ 廊下の曲がり角、部屋の出入り口での衝突転倒する ・ 跳び箱の失敗で転倒する ・ 大縄跳びで首や足が引っかかり転倒する ・ 木登りで転落する	・ 調理器具・大工道具などを使用して手などを切ったり打ったりする ・ 巧技台を片付けていて指を挟んだり足元に落とす ・ 動物の世話をしている噛まれる	・ クッキング保育で火傷する ・ マッチ、ライター	・ 川遊びに行つて深みにはまる ・ 左右の確認をよくしないで道路を横切ろうとして車と接触する
頭部外傷・打撲・捻挫・突き指	切傷・血まめ・内出血		

子どもから目を離さない

チェックポイント (安全管理)

危険箇所の点検

・ 遊び方がダイナミックになると本来の遊び方で遊ぶとは限らないので、常に安全を確認する ・ 鉄棒や跳び箱は横に付き添う ・ 高さが遊びに適しているか考えて指導する	・ 使用中や使用後の道具を適正に管理する ・ 教材や道具の使用後は直ぐに片付ける ・ 小動物の世話をした後はよく手を洗う	・ 使用中、使用後の調理器具の管理を適切に行う ・ マッチ、花火	・ 川遊びの下見は直前にする（天候で地形が変化することもある） ・ 左右を見て渡っているか注意する
---	--	---	--

安全教育

- ・ 保育施設等の内外の生活で危険を招くことが分かり、適切な対処ができるように機会を捉えて指導する
- ・ 道具自体が危険な物は正しい使い方を教え、使用中は職員が側につく
- ・ 動物を飼う場合はその特性を知らせ、世話の仕方を教える（手洗いを励行）
- ・ 人や物に衝突すると転倒し頭部打撲の怪我の可能性があることを話し、繰り返し指導する
- ・ 交通の規則が分かり、守れるように指導する（道路標識、標示、信号など）
- ・ 交通標識のマークや看板の文字を読み、意味を教える

その他の事故を防ぐために（どの年齢でも）

登降所時

- ・ 通用門前は自転車、自動車の乗り入れに気を配り、歩行通園者の安全を守る
- ・ 門前で交通事故等に注意する
- ・ 子どもの預かり、手渡しは確実にを行う（門を出るまで注意）
- ・ 出席状況を把握するとともに確実に人数確認を行い、職員間で情報を共有する。
- ・ 子どもの健康状態・情緒の安定状態を把握する
- ・ カバンを首や肩にかけたまま固定遊具で遊ばない
- ・ 保護者以外のお迎えは事前に連絡してもらう

天候など

雨の日

- ・ 床が濡れてすべるので拭いたり、マット等を敷き危険防止を図る
- ・ 傘で遊ばないで傘立てに入れるように指導する
- ・ 傘をさすと前が見にくくなってしまい危険であるため注意を促す

暑い日

- ・ 外に出る時は帽子をかぶるように言葉かけをする
- ・ 水分補給をする
- ・ 裸足で遊ぶ時期は園庭に危険物がないか特に注意する

寒い日

- ・ 地面が凍っている時は滑りやすいので注意を促す

家庭への指導

＊保護者に対しても事故防止について積極的に情報提供を行う

溺水	火傷・火事	交通事故等
○浴室のドアを開けて一人で入り浴槽をのぞき込んだり滑ったりして浴槽に落ちる ・ 鍵をかける ・ 入浴直前に蓋を外し入浴後は湯を抜く ○子どもだけで出かけ川や池に落ちる ・ 必ず大人と一緒に行くように教える	○沸かしすぎの風呂で火傷 ・ すぐに湯船に入らず体の汚れを落とすなど湯温を確認してから入ることを教える ○花火やライターで火傷や火事 ・ 花火は必ず大人と一緒にする ・ ライターなどは手の届かない所に置く ○ガスコンロをひねって火傷 ・ ガスの元栓を締める ・ 勝手に触らないように教える ○ポットや炊飯器等の湯気で火傷 ・ ポットなどは手の届かないところに置く	○ボールを追いかけて道路に飛び出し、交通事故 ・ 安全な場所で遊ぶように約束しておく ・ 飛び出しが危険なことを教えておく ○近所へおつかいに行く途中で交通事故 ・ 買い物と一緒にするときに危険な箇所や交通ルールを教える ○子どもを自転車の後ろに乗せている時の事故 ・ 足を巻き込まないようにガードをつける ・ 転倒時予防にヘルメットを着用する ○自転車で出かけ飛び出し交通事故 ・ 自転車のブレーキ点検 ・ 体にあった自転車に乗せる ・ 道路では乗らない ○車の中で熱中症 ・ 子どもを車に一人を残さない

5 重大事故の予知・予測及び未然防止に向けた取組

保育施設等は、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的としており、その主体的な活動を尊重し支援する必要がある。子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないということは現実的には考えられない。しかし、死亡事故はあってはならないもので、重大事故の防止は最優先課題である。事故のリスクが高い場面を把握し、発生予防に取り組むことが大切である。

事故が発生しやすい場面は、「睡眠中」「プール活動、水遊び」「食事中」や「園外保育、散歩等」である。これらの場面で事故が発生するリスクが高いことを全職員が認識し、保育の見直しや情報共有、安全な保育環境を確保するための配慮を行う。

※ 睡眠の際の点検時、プール活動の際の監視時、食物アレルギーの子どもの食事提供の際の確認行動時、子どもの移動等の際の人数確認時などには、効果的な事故防止のために、声に出して指差し確認するなど確実な方法で実施する。

(1) 睡眠中

睡眠中が最も突然死等の危険性が高く「子どもの安全を最優先とする」意識の徹底が必要である。睡眠中の事故防止の注意事項として、乳児は顔が見えるよう仰向けに寝かせ、定期的には子どもの呼吸・体位・睡眠状況を点検する。子どもの発達や健康状態を把握し、それによって1歳以上であっても仰向けに寝かせる。また、乳児を一人にしないこと、預け始めの時期は特に注意が必要であることを全職員共通の理解とし、協力して子どもが安心できる睡眠環境を確保する。

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは・・・

「それまでの健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群」と定義されている。

SIDSの原因は、まだわかっていないが、育児環境の中でSIDSの発生率を高める因子として、「うつぶせ寝」「両親の喫煙」「人工栄養」があげられる。

日本での発症頻度はおよそ出生6,000人～7,000人に1人と推定され、生後2か月から6か月に多く、稀に1歳以上で発症することがある。

《窒息リスクの除去の方法》

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。 ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

～乳幼児突然死症候群（SIDS）と窒息リスクを低くするための具体的な対応【例】～

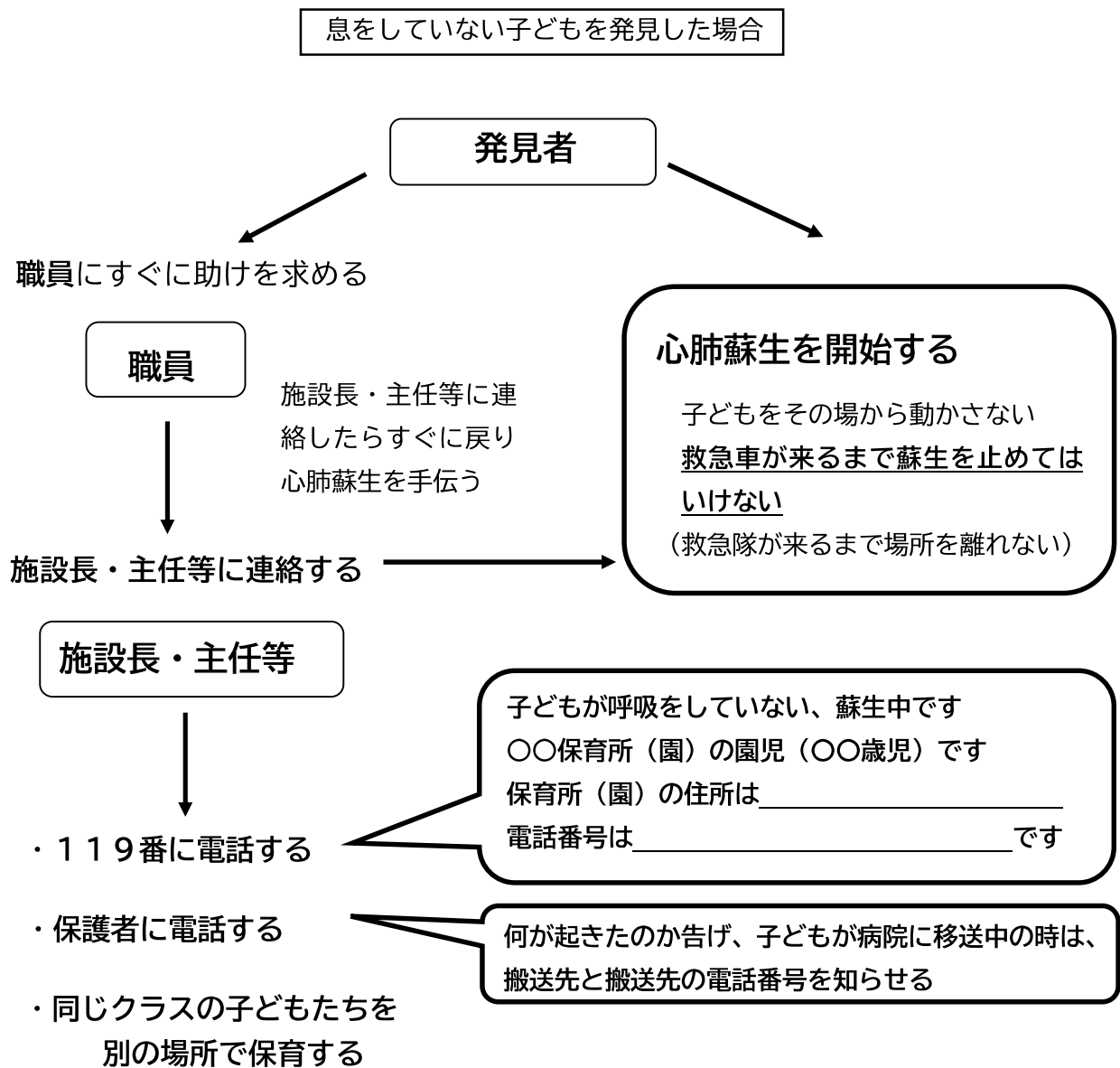
○原則として仰向けに寝かせる（医学的な理由で医師の指示がある場合を除く）

○子どもを観察できる室内の明るさと体制を確保する

- ・ 一人にしない ・ 子どもの顔色と呼吸状態を観察できる配置をとる ・ 観察記録を残す
- ・ 時間を決めて定期的にチェックする（0歳児：5分、1歳児以上：10分など）

乳幼児突然死症候群（SIDS）

【（参照）P53～】



※ 施設長・主任等は、玄関・門前などで、救急隊、保護者をすぐに誘導できるように待つ

通報後の対応

- ・ これまでの健康状態の確認
- ・ 保護者への対応
- ・ 職員会議などによるSIDS対策の再確認

(2) プール活動、水遊び

子どもは環境に関わりながら身近にある様々な人や物、自然の事象などに関わり、感じ取り、イメージを形成する力が表現する力や創造性の発達の基礎となる。様々な素材として、水、砂、土などがあるが、水遊び、プール活動を行う際には子どもの安全が最優先で、事故の発生を未然に防止しなければならない。適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを確認し一層の安全管理を図る。

- ① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動、水遊びを中止とする。
- ② 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて、事前教育を十分に行う。

《プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント》

- ・監視役は監視に専念する
- ・監視エリア全域をくまなく監視する
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- ・規則的に視線を動かしながら監視する
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う

- ③ 事故発生時に適切に対処することができるようになるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急救命講習等の研修の機会を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように、119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。

【(資料22-①) P113～(資料22-②) P114】

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>

「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/f9951222/20240702_policies_kosodatechien_houkago-jidou_42.pdf

(3) 食事中

食べることは健康な心と体に欠くことのできないものであり、生涯にわたって健康な生活を送るためには望ましい食習慣の形成が欠かせない。幼児期には、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにする。

しかし、子どもの食品による窒息事故や食物アレルギーによるアナフィラキシーショックなどが多数発生している。さまざまな要因が誤嚥・誤飲・誤食につながるため、子どもの状況を日常的に意識し配慮する必要がある。

《重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項》

誤嚥（食事中）

- ① 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼、嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聴き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- ② 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- ③ 食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。

《食事の介助をする際に注意すべきポイント》

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意思に合ったタイミングで与える
- ・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を与えない）
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）
- ・ 汁物などの水分を適切に与える
- ・ 食事中に驚かせない
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する
- ・ 正しく座っているか注意する

- ④ 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、各施設の状況に応じた方法で、子ども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に、食べている時には継続的に観察する。
- ⑤ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風の団子、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性を保護者に説明し、使用しないことが望ましい。

【参考】

- ・ 令和6年度調査研究 啓発資料（教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表等）
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2024_research_report_3.pdf
- ・ 令和6年度調査研究 啓発資料（おやつ選び方注意点・行事やイベント 食の注意点）
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2024_research_report_4.pdf

【（資料32～33）P127～P132】

食物アレルギー

- ① アレルギーについて配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、保育施設等においてはアレルギー疾患生活管理指導表を配布し、提出してもらう。食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする。
- ② 主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーの子どもが、除去食又は代替食による対応が必要である。
- ③ 家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する場合があることから、食事後に子どもがぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行うことが望ましい。
- ④ 除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立、調理、配膳①（調理室から食事を出すときの配膳）、配膳②（保育室等での食事を準備するときの配膳）、食事の提供という一連の行動において、どこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意する。
- ⑤ 人的エラーが発生する可能性がある場合を明らかにし、人的エラーを減らす方法や気づく方法のマニュアル化を図ることが望ましい。
 - (ア) 食事提供の全過程の中で人的エラーが発生しそうになった事例、人的エラーが生じたがチェック体制により防ぐことができた事例を報告し、人的エラーが発生する可能性がある場合を明らかにする仕組みを作る。
 - (イ) 上記（ア）で明らかになった「人的エラーが発生する可能性がある場合」の情報をもとに、それぞれの場面における人的エラーを減らす方法を共有する。

《人的エラーを減らす方法の例》

- ・材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする
- ・食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする
- ・材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもに食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える
- ・除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする
- ・食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる

- (ウ) 上記(ア)で明らかになった場合のうち、特に重要な場面(例：調理で代替食を調理する時、取り分けする時、ワゴンで調理から他の職員に受け渡す時、保育室等で配膳する時)を決め、アレルギー表と現物等との突き合わせによる確認を行う。

- ⑥ 食物アレルギーへの対応については、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省 平成31年4月)』及び『学校給食における食物アレルギー対応指針(文部科学省 平成27年3月)』を参考に取る。

- ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205_policies_hoiku_86.pdf

- ・ 学校給食における食物アレルギー対応指針

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf

【参考】 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

- ※ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく食物アレルギーの取扱い【改訂版】」(北九州市子ども家庭局 令和5年2月改正)も確認すること。

(4) 園外保育、散歩等

保育施設等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。

この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針及びその解説において示している内容と合わせ、安全管理に関する留意事項を周知徹底すること。

① 保育施設等における園外活動について

- ・ 保育施設等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- ・ 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- ・ この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育施設等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- ・ 子どもの発達によって、身体大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

② 園外活動における具体的な安全管理の取組

《安全に園外活動を行うための取組》

- ・園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。

※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育施設等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）**別紙1**をP23に示す。なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

- ・事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

《事故発生時の対応に関する日常の備え》

- ・事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。
- ・緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で 様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。
- ・子どもに対する安全の指導は子どもの行動特性を把握したうえで交通安全の習慣（例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等）を身に付けることができるよう、日常生活における具体的な体験を通して、交通ルール（信号に従った行動、横断歩道の使用等）に関心をもたせるなど、適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。【参照：P26～P27】

※ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～ 施設・事業者向け～」（平成28年3月）も合わせて確認すること。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_02.pdf

【参考】

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/d7e254d2/20230401_policies_hoiku_10.pdf

【参考：保育施設における行方不明児発生緊急対応（資料３０）P１２２】

（５） バス等を利用する場合の安全管理について

園外保育などでバス等を利用する場合は、子どもの安全を最優先とし、職員の過剰な負担とならない計画とすることが重要である。子どもが取り残されることを防ぐため、乗車時と降車時の座席や人数確認を実施し、その内容を職員間で共有すること。また、送迎と保育の確実な継続を図るため、子どもの保育施設等への引継ぎは保育指針に従う。さらに「福岡県保育施設による子どもの車両送迎に係る安全管理標準指針」の内容を盛り込んだマニュアル、手順書等を作成し、職員会議、研修等で定期的に職員全員に周知して、職員が連携する必要がある。

《送迎バスの運行について》

- ・ マニュアル、手順等を作成すること。

施設ごとに「福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針」の項目を盛り込んだ内容にする。

〈主な内容〉○対象児童

○運行体制

○乗降確認

○車後の園児の保育への引継ぎ

作成したマニュアルは職員とともに保護者にも周知する。

- ・ 運行を計画している場合は事前にこども施設企画課へ申し出ること。

【参考】

「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）」（厚生労働省 令和４年９月６日）

https://www.mext.go.jp/content/20220906_mxt_kyousei02_000024873.pdf

「福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針【改訂版】」（福岡県 令和５年２月）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/185210.pdf>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/185211.pdf>（指針別添１）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/185212.pdf>（指針別添２）

（１）事前準備

① 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認

- ・ 交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
- ・ 危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
- ・ 特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
- ・ 確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。

② 危険箇所等に関する情報の共有

- ・ 危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
- ・ 認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・ＡＥＤ 設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
- ・ 保育施設等の周辺の安全に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。

③ 散歩計画の作成 【資料 2 1：P 1 1 2】

- ・ 散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等について計画を作成する。
- ・ 共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
- ・ 子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

（２）出発前

① 天気、職員体制、携行品等の確認

- ・ 当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
- ・ 事前に作成した散歩計画に、当日の状況（天気、子どもの人数、引率者）を反映する。
- ・ 職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い役割分担を確認する。
- ・ 必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。

※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、ホイッスル、防犯ブザー、筆記用具等

※ 各施設ごとの状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。

- ・ ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。

② 子どもの状況等の確認

- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
- ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

③ 保育施設等に残る職員等に対する情報共有

- ・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、施設長等の責任者や保育施設等に残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

（３）道路の歩き方

① 道路を歩く際の体制・安全確認等

- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子どもの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。
- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶついたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい個所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

（４）目的地

① 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無い安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無い確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

② 子どもの行動把握

- ・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

③ 子どもの人数や健康状態の確認

- ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

(5) 帰園後

① 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

② 帰園の報告

- ・帰園後、散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、施設長等の責任者や保育施設等に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。

③ 散歩後の振り返り

- ・散歩経路や目的地に新たな危険な場所を見つけたり、伝えておくべき情報があったりした場合には、職員間で共有する。
- ・個々の子どもについて、保育上の配慮等に関する気づきがあった場合には職員間で共有する。
- ・散歩時に子どものケガ等の事故やヒヤリ・ハット事例があった場合には、職員間で共有する。

(6) その他

- ・各施設の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時等の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

6 交通安全指導

子どもを交通事故から守るためには、保護者や地域住民、警察署及び区役所の協力のもと交通安全の推進を図らなければならない。

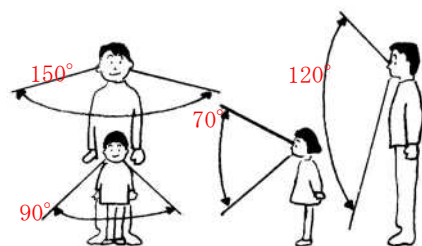
本市においては「北九州市交通安全計画」を策定し「幼児に対する交通安全教育」として交通安全教育の目標を「心身や発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において道路を安全に通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させること」としている。

これを基本として、各施設においては、職員の指導力の向上及び教材等の整備・充実を図るとともに、家庭や地域及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、交通安全指導を定期的・継続的に実施しなければならない。保育をするに当たっては、毎日が安全教育の場でなければならないし、出来るだけ具体的な場で道路の歩き方をはじめとする交通安全指導を行ったり、家庭と連携し、保護者が常に子どもの交通安全の手本となり、家庭生活等において適切な指導ができるよう保護者に対する啓発が必要である。

交通安全の指導のポイント

① 指導のポイント

- ・一つのものに注意が向くと、周囲が目に入らなくなる。
- ・その時々気分によって行動が変わる。
- ・「危ない」「注意なさい」などの抽象的な言葉では理解できない。
- ・大人がそばにいと、頼る気持ちが強くなる。
- ・幼児の上下角の視野は大人120°に対して70°
左右の視野は大人150°に対して90°といわれる。



※ 幼児の視野・視覚（警視庁資料）

② 指導のポイント

- ・根気よく、具体的に何度も繰り返し、指導確認する。
（園外保育、絵カード・紙芝居・模型などの教材使用）
- ・歩行時のマナーや約束事を指導内容に入れる。
 - 道路の右側歩行。手をつなぐ時は年長者が車道側。
 - 信号を守る。（黄色や赤では渡らない）
 - 横断歩道を渡る。道路に飛び出さない。
 - 点字ブロックの意味、道路標識の表示内容など。
 - 道路を渡る時は手をあげ、運転手の目を見て渡る。
 - 道路を渡る時は必ず止まり、【右・左・右】を見る。
 - 車道ではふざけない。
 - 車の後ろや道路で遊ばない。
- ・集団での引率時は周囲への会釈やお礼の一言の気配りを行う。



家庭への指導

① マイカーでの送迎時の注意事項

- ・ 車に乗る時は子どもが先で大人が後、降りる時は大人が先で子どもが後。
- ・ 年齢にあったベビーシートまたはチャイルドシートを着用し、深く腰掛けさせる。
- ・ チャイルドロックを使用するなどドアや窓でいたずらをさせない。
- ・ 窓から手や顔を出させない。
- ・ ドアや窓の開閉時、子どもの手や足、指を挟まないように確認する。
- ・ 子どもだけを車に置き去りにしない。

② 自転車での送迎時の注意事項

- ・ 荷台に補助椅子なしで子どもを乗せない。
- ・ 補助椅子はぐらついていないか、しっかり点検確認する。
- ・ 後輪に足の指や踵が挟まれないようにガードをつけ、補助椅子にはフットガードをつける。
- ・ 子どもには靴を必ず履かせる。
- ・ シートベルトを着用させ、できれば子ども用の乗車用ヘルメットも着用させる。
- ・ 子どもが眠らないように気をつける。
- ・ 補助椅子に子どもを乗せたまま自転車から離れない。

※ 幼児2人同乗用自転車以外の自転車の前後に子どもを同乗させることは(合計3人)は道路交通法に違反するので、保護者に周知する。

その他

○交通安全指導については警察署や区役所等と連携し、研修会の参加や交通安全教室の開催ができる。

○子どもの交通事故は、保護者が関与した場合に多く起こっている。特に、保護者が子どもを迎えにきた時間帯に起きやすい。例えば、自分の子どもを受け取った後、掲示物に目を通したり他の保護者と話したりしている間に、子どもだけで門の外に飛び出し交通事故に遭ってしまうなど注意が必要である。

○掲示物や配布物を通して、注意を呼びかけたり、保護者会で話題にするなど、様々な機会に保護者と一緒に考えていくことが大切である。

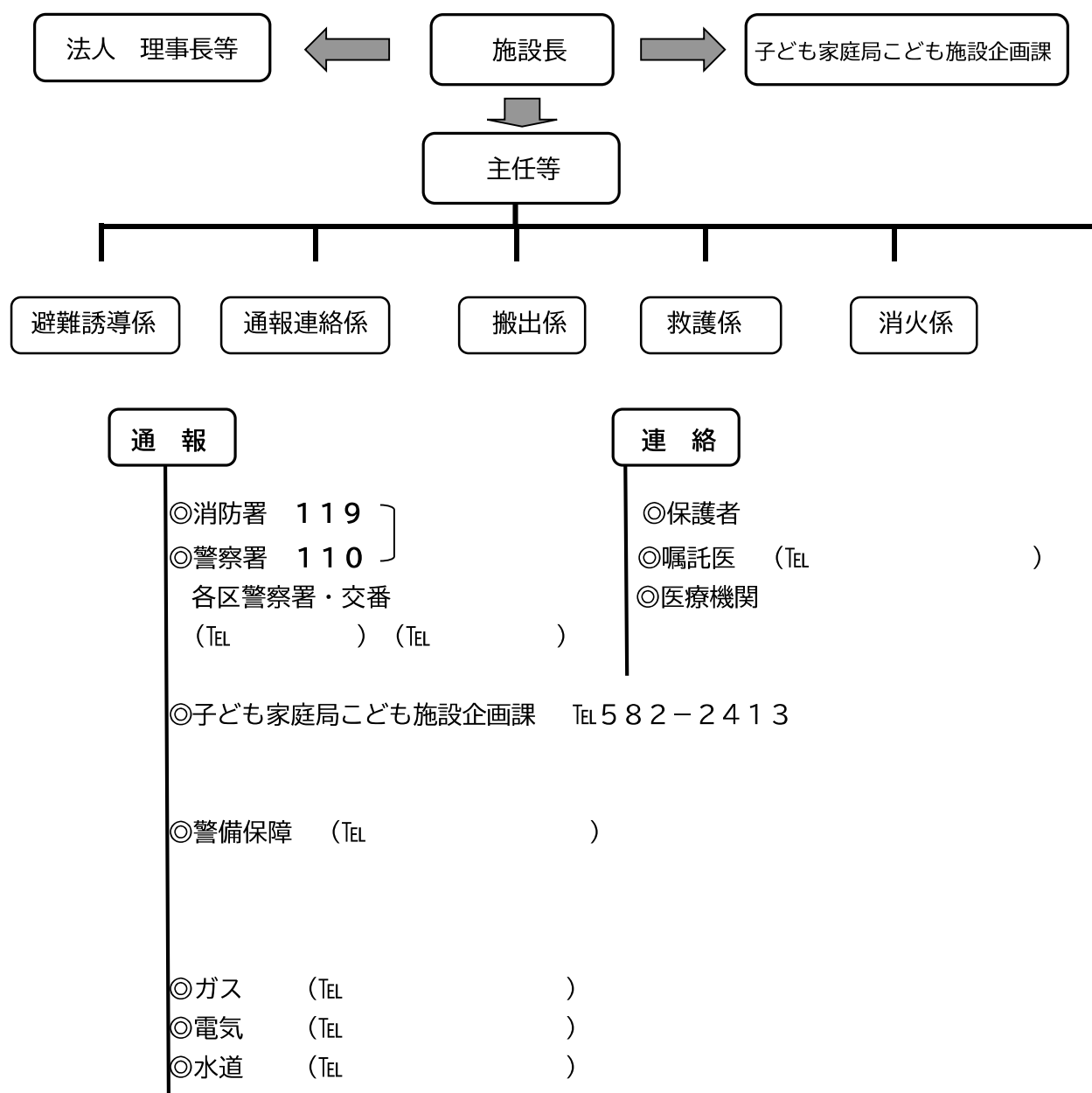
※ 春夏秋冬の交通安全運動では、子どもや保護者へ、さらに充実した「交通安全の注意」を呼びかけ、的確な指導を行い交通事故防止に努めなければならない。

II 非常時の危機管理

1 緊急体制の確立

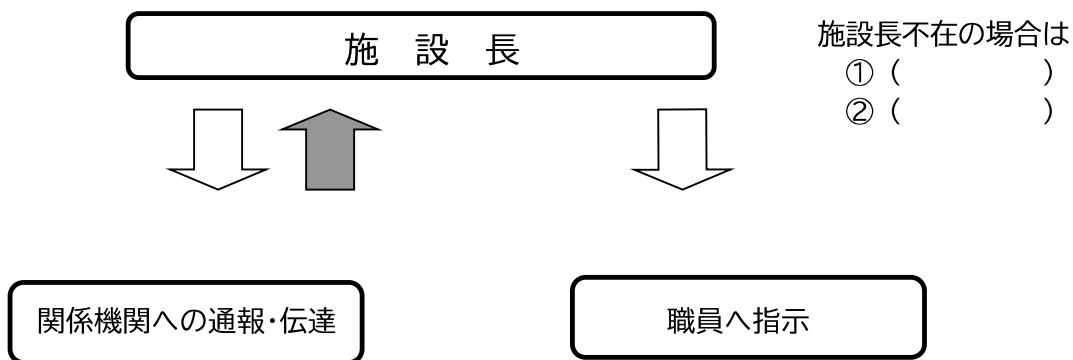
保育施設等では、日常の安全管理だけでなく、いつ発生するか予想できない事件や事故、災害などに対して、日頃から子どもの安全を確保できるよう緊急時の対応の内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成する必要がある。この緊急体制は、日常の安全管理、安全教育や種々の訓練などを関係づけて行うことにより万全のものとなる。そのためにも、職員一人一人が、防災に対する心構えや認識をしっかりと身に付けておくことが必要である。

事故発生時に他の職員に指示を出す役割について、施設長・主任等、順位をつけ明確にするとともに、事故発生時の役割ごとに分担と担当する順番・順位を決め事務室の見やすいところに掲示することが望ましい。



《緊急時の連絡体制》

勤務時間内



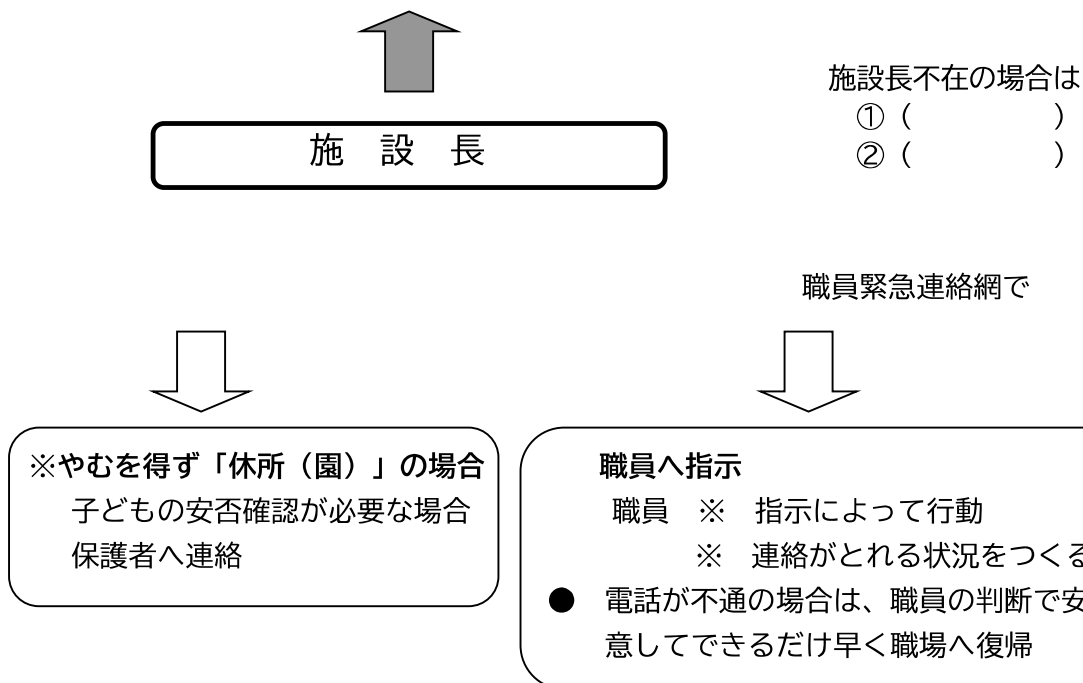
職員

- ・ 役割任務の遂行・子どもの安全確保
- ・ 勤務時間外でも施設長の指示まで待機
- ・ 職場外なら職場へ復帰

- ◎ 保護者へ子どもを安全に引き渡す
〔 出欠を確認できる帳票等 〕
〔 緊急連絡カード 〕 を利用して確認する

勤務時間外

施設長、職員は情報の収集、災害状況の把握に努める
(こども施設企画課・関係諸機関・TV・ラジオ等)



2 予防と対策

保育施設等では、火災、地震、風水害（暴風・豪雨・洪水）などの災害や、不審者の侵入による事故などの非常災害に備え、組織体制を常時明確にし、子どもの生命を守り、安全を確保できるように、避難方法や避難場所などを習熟しておかねばならない。「北九州市防災ガイドブック」で、被害が想定される場所や近くの避難所などを確認することができる。

日常の安全管理、安全教育や種々の訓練などに関係づけて行うことで万全のものとなることを職員一人一人が意識し、防災に対する心構えや災害時に適切な判断を以って子どもの安全確保に努めなければならない。

予期しない事件・事故、災害に対しては、まず第一に「子どもの安全の確保」に努めなければならない。危機管理の観点から、施設面の安全点検と同じように、子どもの安全の確保に関して職員の共通理解を図り、職員体制など現状を点検し、問題点を把握することにより、子どもの安全確保を一層充実することが必要である。

【（資料15）P105～（資料16）P106】

水防法の改正（平成29年6月19日施行）により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある市の地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設においては、避難確保計画を作成・避難訓練の実施が義務付けられた。

また、災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくことが重要である。

3 避難訓練・消火訓練

万一、災害が起こった場合、保育施設等では子どもの生命を守り、安全を確保することが最優先事項である。全ての子どもを完全に安全な場所に避難させることが重要となる。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省 昭和23年12月29日）では、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。保育施設等の避難訓練の実施については、消防法で義務付けられ、避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行わなければならないと規定されている。

災害発生に備え、子どもが安全に避難できるように「避難訓練」を行うことが大切であり、計画的・継続的に行い、基本的能力（安全機敏な避難能力）を身に付けさせていくことが目的である。なお、避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなどの工夫も必要である。

また、職員は保育施設等の防災組織を把握し、自己の役割を明確にし、全職員で防災に関して統一した認識を持つておくことが重要であり、緊急の場合、職員一人一人が慌てず的確な判断で迅速に行動し、責任を遂行できるよう、日頃から防災の知識を深めるとともに実際の訓練で体得することが重要である。

(1) 計画の策定と実施

- ① 避難訓練・消火訓練の年間計画を策定する。
訓練は火災、地震、風水害（暴風・豪雨・洪水）、その他不審者の侵入など、いろいろな災害を想定して行う。また、同じ災害でも、状況を変えて訓練を行うことが効果的である。
- ② 事前に全職員で計画の内容や職員の体制（役割分担・職員一人一人の動き）や、避難場所（複数）、避難経路（複数）、誘導方法、通報・伝達体制、消火体制、非常持ち出しなどについて十分に話し合い、確認する。
火災報知器の使い方などについても確認をしておく。
- ③ 実施に当たっては、指示に従って機敏な行動で子どもを安全に誘導する。子どもに不安や恐怖感を与えないよう、落ち着いて働きかける。
特に乳児については職員間で連携し、どのように避難誘導するのか、細部にわたって検討をしておく。
- ④ 避難前、避難後は子どもの人数を確認する。（避難誘導者が管理者へ報告）
避難漏れの子どものいないように、人員点呼の把握方法も確認する。
- ⑤ 訓練のために、事故を起こさないよう無理のないようにする。
- ⑥ 保護者へも保育施設等からの第1・第2避難場所、そこまでの避難経路及び連絡方法などをあらかじめ伝えておく。
- ⑦ 災害発生時に、近隣地域住民と相互に協力・連携し合えるような関係を日頃から築いておく。

【（資料10）P99】

消防計画：北九州市ホームページ→消防局各種様式ダウンロード
→火災予防関係→消防計画

(2) 記録

避難訓練実施後は、速やかに避難訓練・消火訓練記録にその結果を記入し、全職員で確認し合い、反省などを生かして次回に臨むことが訓練をより効果的なものにする。

併せて、毎月義務づけられている消火訓練についても、同じように記録簿に明記しておかなければならない。

【（資料11）P100】

4 緊急時の危機管理マニュアル

万一、予想できないような事件や事故、災害などが発生した場合は、まず子どもの安全確保のための措置を最優先して行わなければならない。子どもの生命を守り、安全に保育することが最大の責務であることを忘れてはならない。

そのためには、緊急の事態が起きても慌てないように職員一人一人が危機管理の意識と責任、自覚を常に持ち、緊急時の体制を把握し、的確な判断のもと迅速に行動することが重要である。

実際に災害などが発生した場合の職員の対応については、以降、災害の種類別に示している。

日頃から職員間で確認を行い、災害等の対策への心構えや知識をしっかりと身につけておくよう努めたい。

【(資料18) P109】

火 災

保育施設等が火元の場合

施設長
(主任等)

職員への明確な指示

子どもの避難

自衛防火組織体制

火元の確認・初期消火・ガス栓を閉める

※ 子どもの誘導 あわてさせず、不安がらせず

※ 避難場所を指示し、 第1避難場所 ○○○
速やかに避難させる 第2避難場所 △△△

※ 子どもの人員点呼、健康観察

※ 「119」への通報

○○保育所（園）です・火事です
場所は……
電話番号は……
目標物は……
出火場所は……
人数は……
通報者は……

子どもへの注意

- ①おさない
- ②はしらない
- ③しゃべらない
- ④もどらない

★ドアを閉める

(空気が入ると火のまわりが早い)

★速やかに外に出る(安全な場所へ)

★避難誘導者が人員点呼(管理者に報告)

★煙の場合はハンカチ使用、姿勢を低く

◎職員の協力体制・役割分担確認

※ 保護者へ連絡

必ず、保護者に引き渡す
子どもの人員把握、健康観察
(可能なら迎えの依頼)

※ 非常持ち出し

緊急連絡カード・出欠表・携帯電話
救急用具・保育原簿・卒園児名簿

※ 子ども家庭局こども施設企画課へ報告

582-2413

正確な事実を確実に

※ 連絡がとれないこともあり得るため、緊急避難場所や避難経路について、周知徹底を図っておく

※ 連絡がとれない場合は、あわてずに避難場所で待機し、保育施設等内には避難先を掲示する

災害が大きい場合の事後処理(火災・地震・風水害)

◎関係機関との連絡調整

◎被害状況の報告

◎翌日からの保育についての対応

◎保護者への協力要請

保育施設等周辺が火災の場合

1 情報の収集に努める

消防署に指示に従う

- ・出火場所・火災の程度
- ・周辺の危険箇所・風向き

避難が必要

2 子どもの避難

上記の手順で指示
された避難場所へ

3 保護者へ連絡

その後は上記の
手順参照

地震

施設長
(主任等)

子どもの避難

職員への明確な指示

自衛防火組織体制

火元の確認・初期消火・ガス栓を閉める

※ 子どもの誘導 あわてさせず、不安がらせず
落下物のない安全な場所に集まる
あわててすぐ外へ出ない！

※ 情報収集に努める

判断材料
津波情報を確認

※ 子どもの誘導②

※ 避難場所を指示し、 第1避難場所 ○○○
速やかに避難させる 第2避難場所 △△△
※ 子どもの人員把握、健康観察

★出入り口の戸を開ける
(避難経路の確保)
★避難経路に毛布を敷くなど
子どもへの安全対策を行う
★靴を履かせるまたは、
持たせて避難させる

※ より安全な緊急避難場所への移動も考え、
職員は的確な判断→指示→行動をとる

子どもへの注意

- ①おさない
- ②はしらない
- ③しゃべらない
- ④もどらない

◎職員の協力体制・役割分担確認

※ 保護者への連絡

必ず、保護者に引き渡す
子どもの人員把握、健康観察(可能なら迎えの依頼)

※ 非常持ち出し

緊急連絡カード・出欠表・携帯
救急用具・保育原簿・卒園児名簿

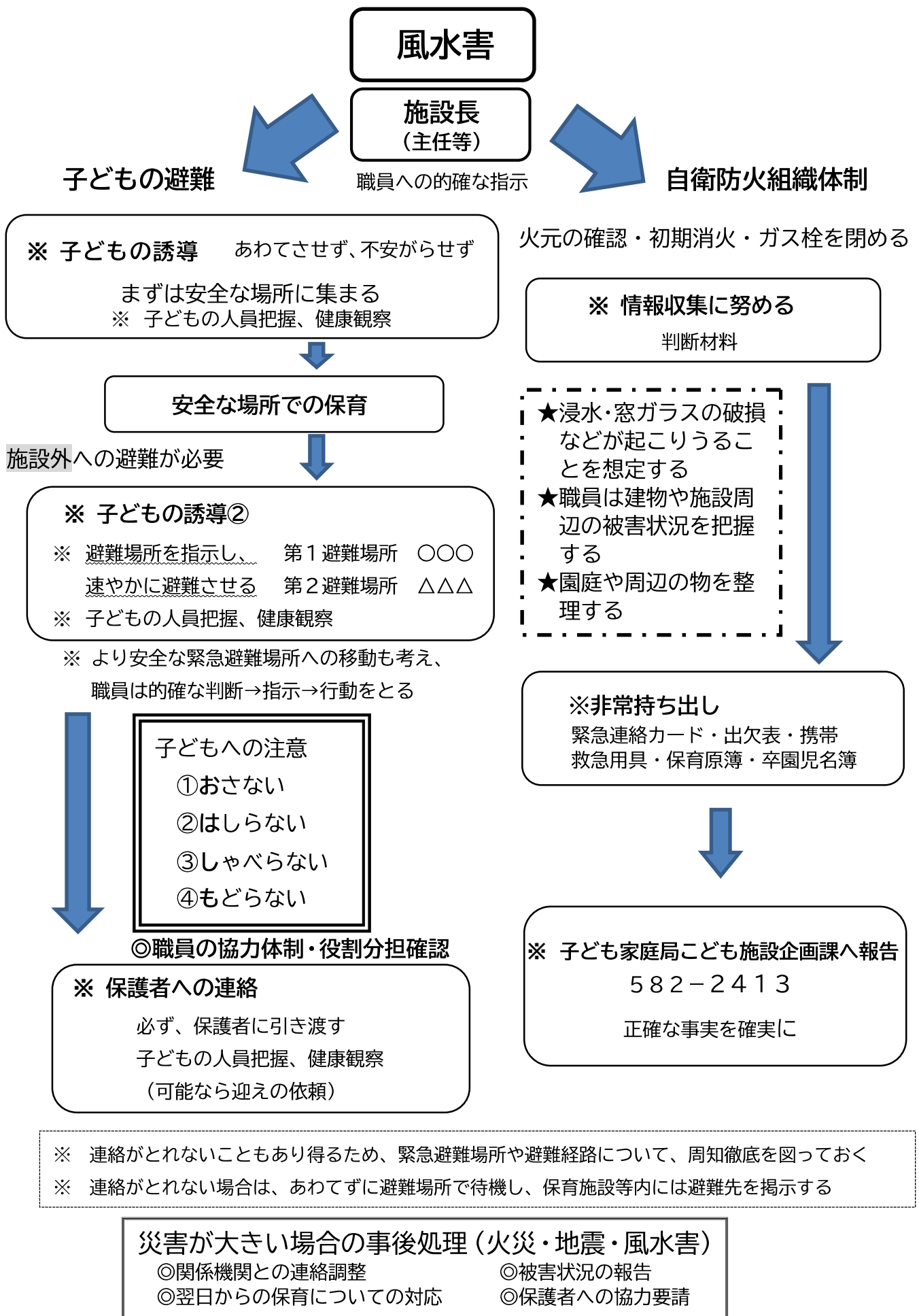
※ 子ども家庭局こども施設企画課へ報告

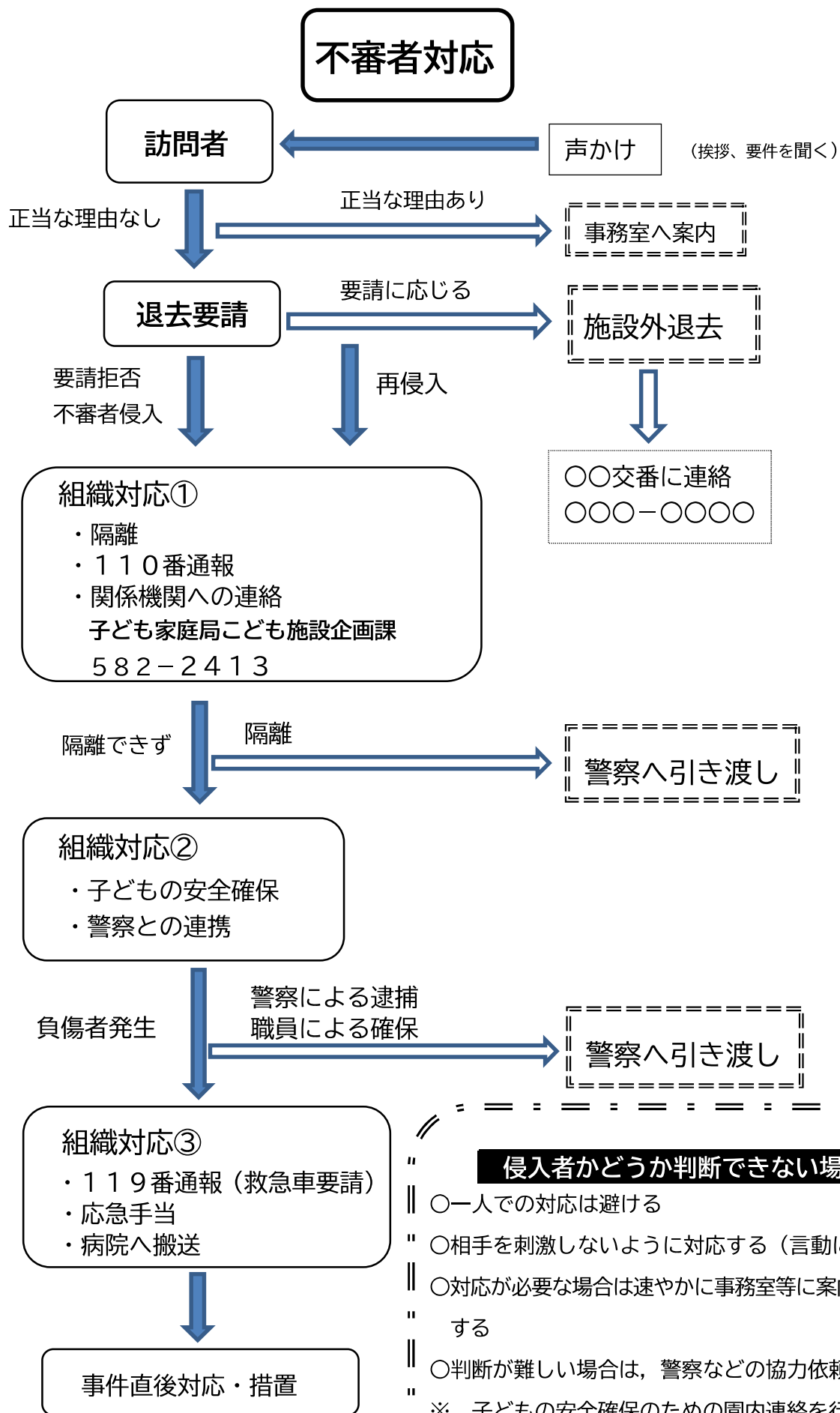
582-2413
正確な事実を確実に

※ 連絡がとれないこともあり得るため、緊急避難場所や避難経路について、周知徹底を図っておく
※ 連絡がとれない場合は、あわてずに避難場所で待機し、保育施設等内には避難先を掲示する

災害が大きい場合の事後処理(火災・地震・風水害)

- ◎関係機関との連絡調整
- ◎被害状況の報告
- ◎翌日からの保育についての対応
- ◎保護者への協力要請





※ 明らかに不審者の場合は、ただちに110番通報を行うこと

5 非常災害対策計画について

子どもの安全を守るために日頃から災害対策に取り組むことは、児童福祉施設等として重大な責任である。そのためにも、施設の実情に応じた具体的な防災計画を定め、施設職員の役割分担、緊急連絡体制等を明確化し、職員、保護者、地域の機関等が共有しておくことが重要である。

(1) 児童福祉施設等の立地条件（地形等）

施設の立地場所やその周辺の環境によって、発生が予想される災害が異なるとともに、災害の発生時又は発生後における対応も異なる。北九州市が作成している『北九州市地域防災計画』や『北九州市防災ガイドブック』を参考に、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所にはどのような危険があるのか確認をすることが大切である。『北九州市防災ガイドブック』には土砂災害・洪水・高潮・竜巻・雷・地震・津波の区分ごとに、様々な情報が掲載されている。これらを活用し、各施設の立地条件に合わせて作成する。

(2) 災害に関する情報の入手方法（「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認 等）

気象庁の『キキクル（危険度分布）』防災情報提供システムなどや国土交通省の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されている。北九州市においても独自の防災情報を提供している。これらの情報は、定期的又は随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが重要である。

【参考】「北九州市防災ガイドブック」

「防災情報北九州」・「ハザードン」・「キキクル（危険度分布）」

(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）

・災害時の連絡先：防災関係機関一覧表を作成する。【(資料1) P85】

・通信手段の確認

保護者との連絡 【(資料2) P86】

保護者の連絡先は一覧を準備（緊急連絡カード等 ※個人情報保管厳重に）

職員との連絡方法 【(資料3-①) P87～(資料3-②) P88】

※ 災害時には回線が混乱し、通常の電話やメールが利用できない場合がある。通常の連絡手段が利用できない場合に備え、『災害用伝言ダイヤル171』『インターネットによる災害用伝言板』等、災害時連絡方法を検討しておくことが必要である。

(4) 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される情報：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難指示場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害の恐れ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害の恐れあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じて、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発令される状況：今後気象状況悪化の恐れ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める

内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改訂 令和4年9月更新)より

(5) 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）

災害の種類や規模に応じ、施設の構造や立地条件のほか、収容可能な人数、子どもの特性等についても考慮したうえで、避難場所は複数選定しておくが良い。（災害の種類によって使用できない避難所がある。）北九州市が指定した以外の民間施設等を避難場所とする場合は、受け入れ先と取り決めが必要な場合もあるので、事前に調整することが必要である。

【参考】北九州市防災ガイドブック「ハザードマップ」

(6) 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）

北九州市防災ガイドブック等で示されている避難場所と避難経路を記載した経路図を避難マップとしてまとめ、わかりやすい場所に掲示し、子ども・職員・保護者等へ周知を図る。また、避難場所・避難経路を自分たちの足で歩き、交通量や道幅、危険な場所（落下、倒壊、避難の障害となるもの、浸水、がけ崩れなど）を確認しておくことが大切である。ルート及び所要時間も確認しておく。

【参考】避難場所、避難経路【(資料4－①) P 89】

防災・施設内避難マップの作成(例) 【(資料4－②) P 90】

(7) 避難方法（子どもの年齢や発達に応じた避難方法 等）

乳児等、自力避難が困難な子どもについては、個別に避難方法の検討が必要である。

【参考】子どもの年齢や発達に応じた避難方法(例)【(資料5) P 91】

(8) 関係機関との連携体制【(資料8) P 94】

(9) 避難訓練実施計画書 【(資料10) P 99】

その他

- ・緊急連絡簿・引き渡しカードの作成について【(資料9) P 95】

緊急時の連絡先については、複数の者、複数の連絡方法を確認し、子どもを確実に保護者等に引き渡すため、引き渡しカードを作成しておくが良い。

- ・引き渡し方法の確認

混乱を防ぎ、迅速な避難を行なうために、あらかじめ避難場所（複数）や引渡し方法を決めておき、おたよりや懇談会等を通じて保護者に繰り返し周知し、理解を得ておくことが必要である。また、子どもを安全・確実に保護者等に引き渡すために、引き渡し方法については、保護者と職員が事前に確認し、共通理解しておくことが大切である。年に1回程度、引き渡し訓練のシミュレーションを実施することが望ましい。

6 避難情報発令前及び避難情報発令時の対応について

北九州市のホームページ『防災情報北九州』やニュース、天気予報など週間や前日までの防災情報を確認し、避難指示発令に備えて体制づくりを行う。（勤務体制、保護者周知、食材確保等）また、梅雨入り前に保育課が発出する『災害時の休所（園）対応及び保護者との連絡体制の確保等について』の通知文を確認すること。

勤務体制・・・状況に応じ、受け入れ職員の増員など勤務体制の見直しを図り、災害時の対応に備える。

保護者周知・・・大雨が予想されるときは事前に掲示や声かけで周知する。保護者の緊急連絡先を今一度確認するとともに、連絡事項が迅速かつ確実に保護者に伝わるよう、連絡体制の確保をしておくこと。

食材確保・・・栄養士、調理員が出勤できない場合、食品納入業者の納品が間に合わない場合は備蓄等を活用する。『災害時給食対応について』も参考にすること。

備蓄については、購入している食品の賞味（消費）期限を迎えるまでに計画的に使用し、在庫量を把握の上、同様のものを新たに買い足す方法（ローリングストック法）を行う。災害訓練の日などに合わせ、年1回以上は備蓄食材を使用しての食事を経験すると良い。

物的、人的被害が発生した場合や避難等の特別対応した場合は「保育対応及び被害内容報告書」を速やかにこども施設企画課（FAX 582-0070）に提出すること。
【（資料12）P101】

《避難情報発令対象施設の対応について》

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域、高潮浸水想定区域内にある保育所（園）、地域型保育施設、認定こども園は避難指示が発令された場合、休所（園）とする。自園が対象施設となっているか、確認を必ず行うこと。

対象施設は、入所時や進級時に自園が避難情報を発令対象施設であること、避難指示発令時には休所（園）となることを保護者などに周知しておくことが必要である。

◇午前6時の時点で自園の所在地域に避難指示が発令されれば原則、終日、休所（園）。

その場合、翌日以降、午前6時の時点で自園の所在地域が避難指示解除であれば開所（園）。

避難情報の発令状況については、北九州市のホームページ『防災情報北九州』に掲載されるので状況確認すること。避難指示等の避難情報が発令された場合、市の危機管理室から対象の保育施設等に発令直後にFAXが送信される。『防災メールまもるくん』

（福岡県）または『もらって安心災害情報配信サービス』（北九州市）に登録すると避難情報が逐次メール配信されるので活用するとよい。

保育施設等の開所時間中に避難指示が発令された場合には、すでに出席している子どもの保護者に連絡の上、原則、区域内の指定された避難所に速やかに避難することとなっているが。保育施設等の位置や区域内の状況に応じて、より安全と判断される行動をとること。

《避難指示の発令による休所（園）時の緊急的な代替保育について》

避難指示が発令された区域内で休所（園）となった保育施設等の児童が保育を必要とする場合に、あらかじめ指定された直営保育所（災害受入保育所）が在籍保育施設等になって保育をする仕組みである。利用にあたっては、年度毎にこども施設企画課への申請が必要となる。

<対象施設>

避難指示対象区域内にある保育所（園）、地域型保育施設、保育所型認定こども園

<対象児>

対象保育施設等に在籍し、警察、消防、自衛隊の業務に従事している保護者のいずれもが、防災や被災者保護等の災害対応業務に緊急的に従事する可能性がある場合で、他に保育できるものがないもの

7 業務継続計画（BCP）について

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故などの不測の事態が生じて、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。（Business Continuity Plan BCPという）

「児童福祉施設の設備運営基準」が改正され、保育所等においては 2023（令和5）年度から業務継続計画の策定・研修・訓練等を行うことが努力義務となった。

【（資料 BCP1）P96】

BCP にもとづき、周知・教育や訓練（避難訓練）を実施する。地震、火災、風水害等のいくつかの災害のケースを想定しておき、前回の訓練とは異なるケースで実施すると良い。繰り返し訓練をすることによって、職員だけではなく、利用する子どもにも災害時の対処法が身に付き、発災時にも落ち着いて行動できるようになる。

【（資料 BCP2）P97】

Ⅲ 事故対策

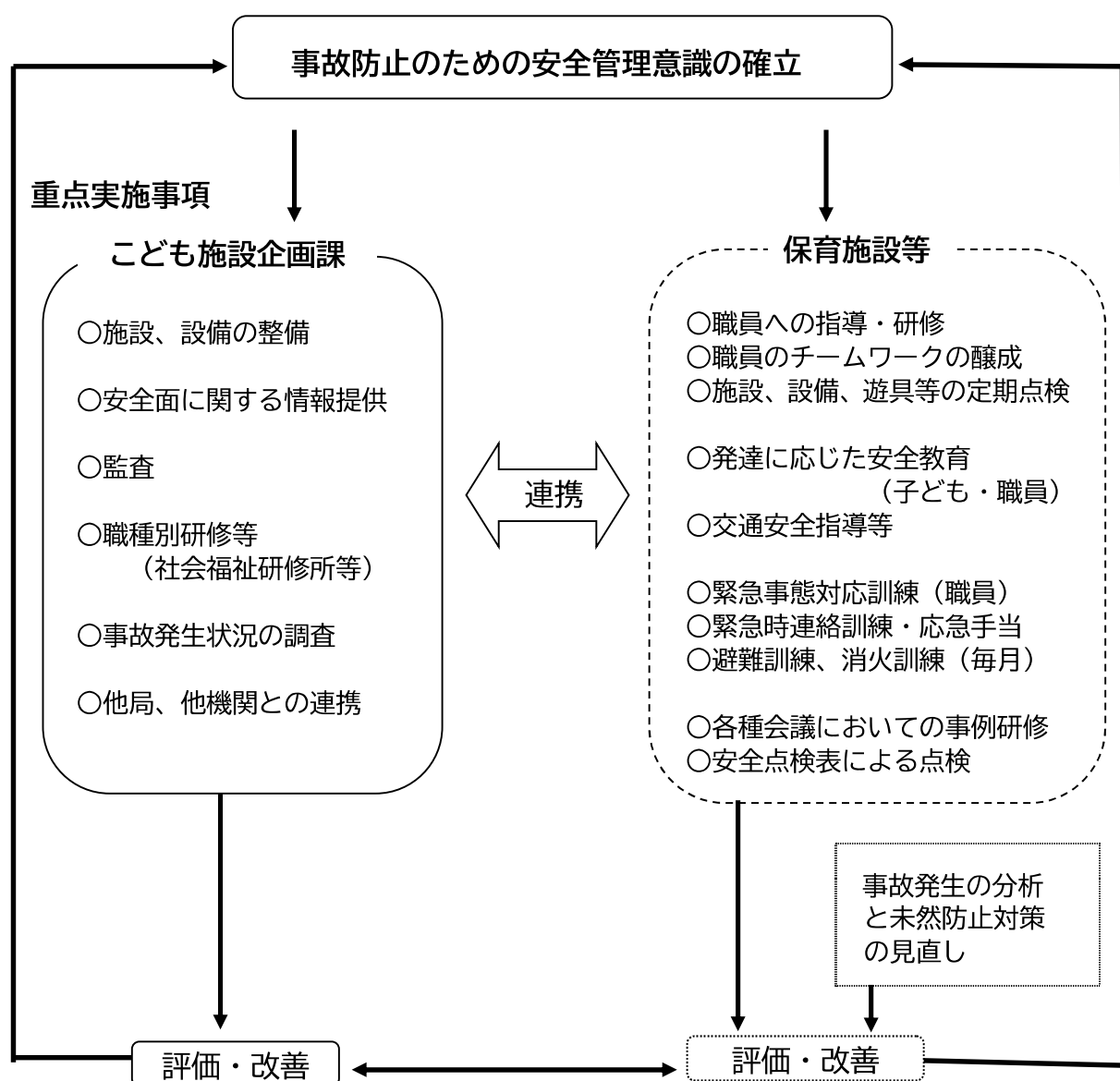
1 事故への対応

(1) 事故防止対策

子どもには不慮の事故が多く、切り傷、打撲傷、骨折などの事故は時と場所を選ばず発生する。

そのため、各施設においては『保育所保育指針第3章の3』やP2のⅠ 日常の安全管理にあるように日頃から予想される事故や疾病への対応策を講じることが必要である。また、保育課等と保育施設等が連携を図り安全で楽しい保育所（園）の実現に向けて、下記の体系図に沿って安全管理活動を積極的に取り組んでいくことが必要である。

【事故防止に関する体系図】



【参考：（資料27）事故発生の防止のための委員会の設置（ひな形）：P119】

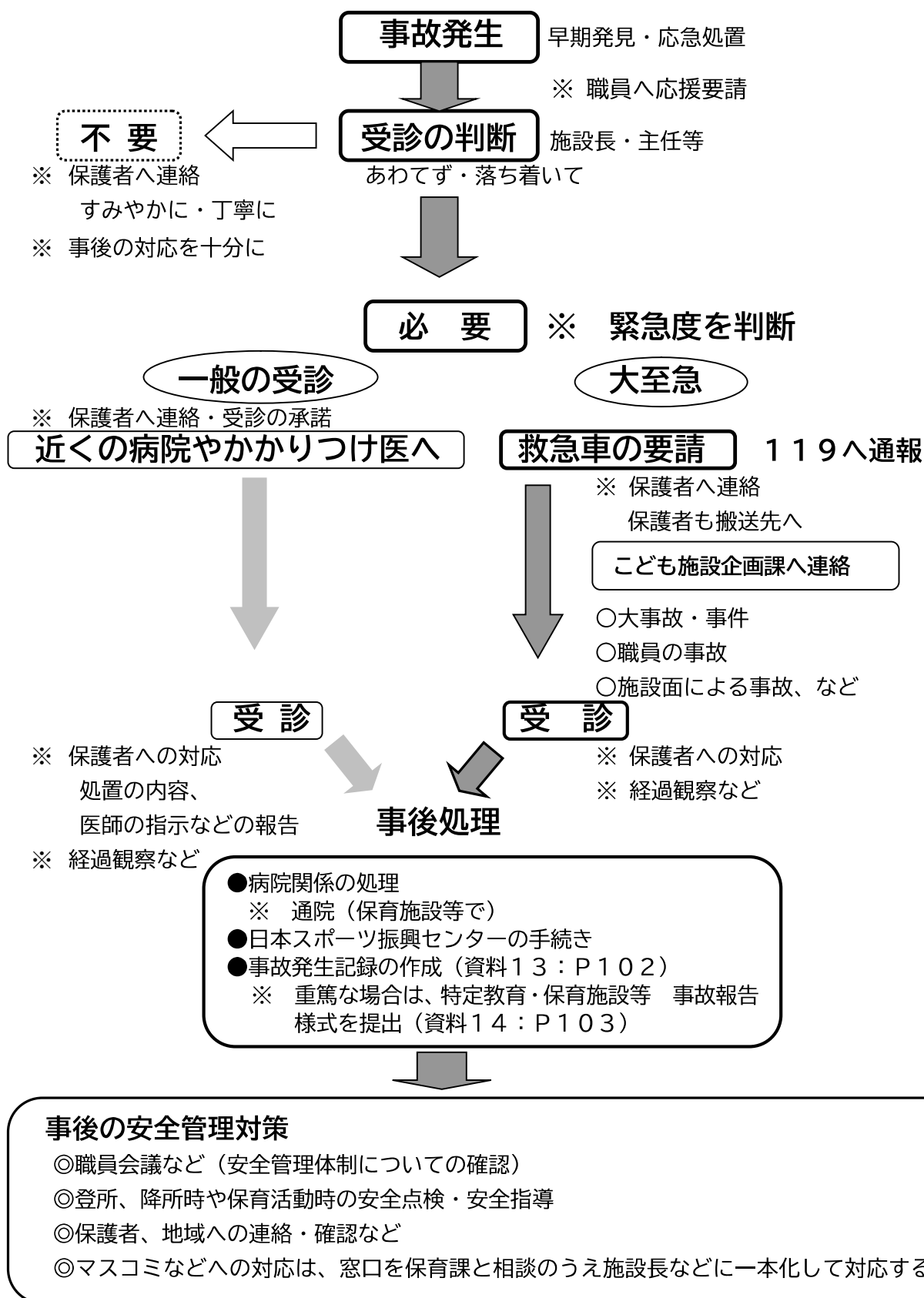
(2) 事故・傷病発生時の対応

事故・傷病発生時には、まず、あわてず、落ち着いて現場及び状況を的確に把握し、何をなすべきかを決定する。次いで、周囲の人に助けを求め、はっきりとした指示を出して、応急手当、医師への連絡、搬送、家族・関係者・関係諸機関への連絡及び事故処理などを行う。

これら一連の救急処置は、常日頃から救急処置の知識、技術に習熟することによって、その効果をさらに発揮するものである。

併せて、医務室、救急箱などの整備をはじめ、医師や家庭などへの連絡手順をあらかじめ整えておくことが必要である。

ア 連絡の手順



★緊急を要する場合は救急車の要請を！ 保護者にも連絡を！

イ 救急車の要請

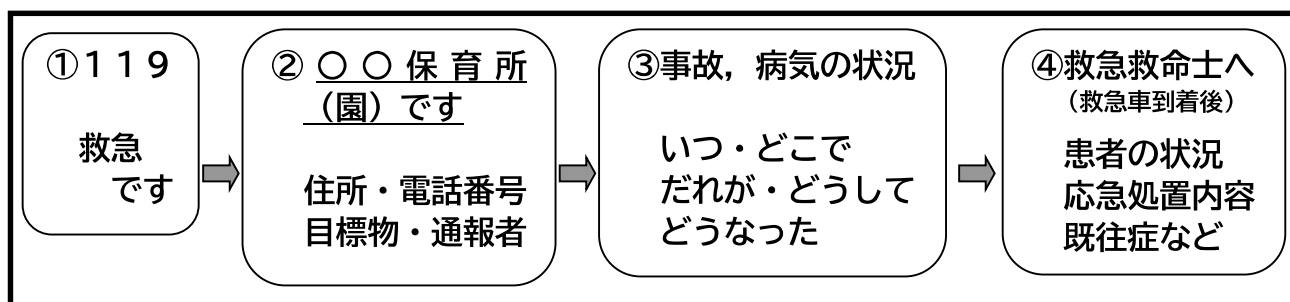
事故、傷病発生で一刻も早い受診が必要と思われる場合は、救急車を要請する。要請にあたっては、次ページの手順で迅速冷静な対応がとれるように、日頃から模擬訓練などを行っておく必要がある。

※ 救急を要する事故、傷病の発生にあたって、医師以外の職員が行う処置は、あくまでも医師の医療を受けるまでの応急的なものであり、少なくとも発病時の症状を悪化させず、あるいはいくらかでも改善させる状態で医師に引き渡すことである。緊急時の記録（資料23：P115）を利用することが望ましい。

医師の治療に役立ち、妨げにならない救急処置であるために、「しなければならないこと」「してはならないこと」の基本的な事項について知っておく必要がある。

※ 救急車の呼び方

※ 拡大して目に付く所に掲示する



※ 救急車が来るまでに

○顔色を見て体位を決める

- | | | |
|---------|---|---------------|
| ・ ふうの顔色 | → | 水平 |
| ・ 青い | → | 足を高く |
| ・ 赤い | → | 頭を高く (肩から自然に) |

○熱がある → 冷やす

○嘔吐がある → 顔を横に向ける

○大出血がある → 直接圧迫止血法

○反応、呼吸がない → 心肺蘇生法



●健康保険証、乳児医療症の番号等の確認をする

○誰と一緒に救急車に乗るか決めておき、緊急時の記録 (資料23:P115)、下のメモ、携帯電話、帰りの乗り物代等を持参する。

※ 受診にあたって、内容を整理したメモ があればなお良い



- 機嫌
- 食欲・飲水の状況
- 尿、便、発疹、嘔吐、咳などの様子
- 服薬があれば、薬の名前、飲んだ時間、飲み始めた時期など
- その他、異常だと思われること、気がついたこと

***子どもの基本状況 (緊急連絡カード等の写し)**

※ 救急車が到着したら

○それまでの子どもの様子を告げる

- ・ 子どもの様子の変化
- ・ 応急手当の内容
- ・ 持病などの有無
- ・ かかりつけの病院など

ウ 緊急連絡先等の掲示

《関係機関・医療機関などの電話番号》

（各保育施設の近隣の関係機関・病院の一覧表を作成し、目に付く所に掲示する）

◎ 関係機関一覧表（例）

緊急事態の連絡体制		〇〇〇保育所（園） 〇〇〇-〇〇〇〇
こども施設企画課 TEL (093) 582-2413 FAX (093) 582-0070		
不火災・ 番者等	〇〇消防署	〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇〇交番	〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇警察署	〇〇〇-〇〇〇〇
	警備保障緊急通報（避難訓練）〇〇〇〇〇〇	
感事 染故 症等	福岡県小児救急電話相談 #8000 または (093) 662-6700	
	保健所 (093) 522-8711	
	嘱託医（〇〇病院〇〇先生）	〇〇〇-〇〇〇〇
	テレフォンセンター (093) 522-9999	急な病気やケガに関する相談先
虐待	子ども総合センター	(093) 881-4556 (093) 881-4152（24時間）
	子ども家庭相談コーナー	〇〇〇-〇〇〇〇
	*緊急連絡簿の確認は、随時行うこと	

その他、参考になる連絡先

●ハチの巣除去

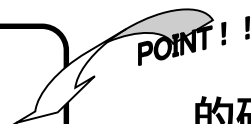
- ・衛生害虫相談センター Tel 093-522-5321（月～金 8:30～17:15）
市では駆除や撤去は行っていません。駆除業者については電話帳やインターネットでお調べいただき、直接お申し込みください。

●誤飲・誤食の処置がわからない時

- （財）日本中毒情報センター（中毒110番）<http://www.j-poison-ic.jp>
（タバコ・医薬品・動植物の毒などによる急性の中毒についての情報提供・相談）
- ・大阪中毒110番 Tel 072-727-2499 [365日 24時間対応]
 - ・つくば中毒110番 Tel 029-852-9999 [365日 9～21時対応]
 - ・タバコ誤飲事故専用電話 Tel 072-726-9922 [365日 24時間対応（自動音声対応）]

※すべて情報提供料は無料、通話料のみ必要

子どもの年齢
いつ、何を、どのくらいの量か、
子どもの現在の様子など



的確に伝える！

エ 園舎外での事故などの対応

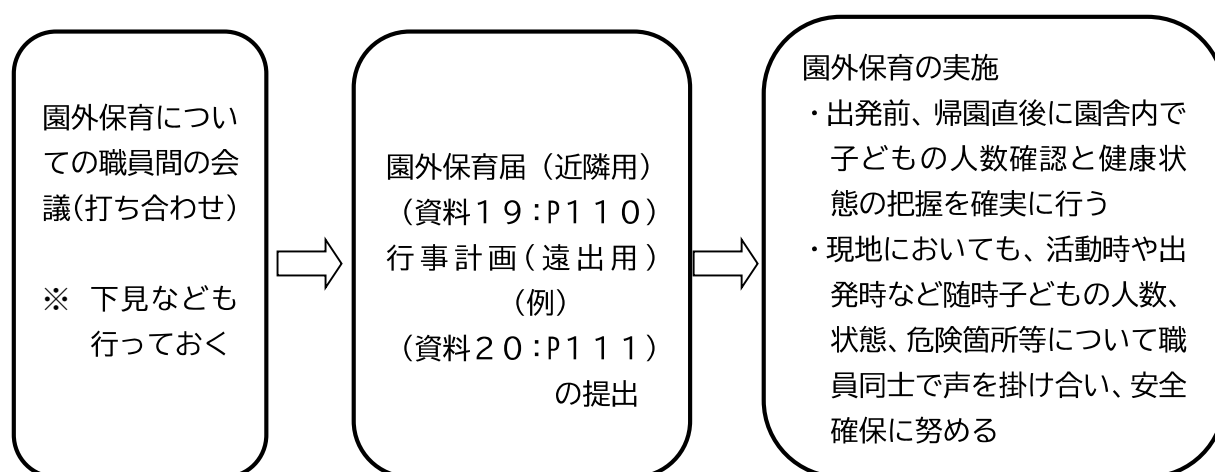
園舎外に出る場合は、より細心の注意が必要であることを、職員一人一人が自覚していなければならない。予期せぬ事故などが起こるかもしれないことを念頭に置き、万全の体制で子どもたちの安全管理に努めることが最優先である。単数担任のみで子どもを園舎外に出すことは、子どもの安全確保上、避けなければならない。

各施設においては、園外保育を安全に実施するために、日常的に利用する散歩経路や公園等の安全点検、園外保育の際の職員体制等について、共通理解を図っておくことが大切である。

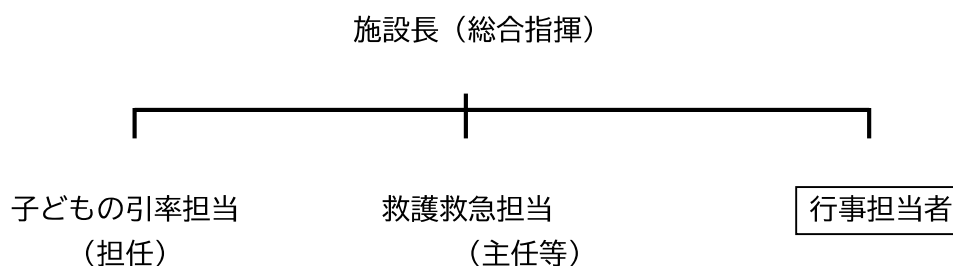
また、万一事故などが起こった場合は的確な判断を行い、子どもの応急処置にあたり、必要に応じて保育施設等や病院、救急車、警察などへ速やかに連絡をとることが重要である。

① 園外保育を行うに当たって

園外保育に出かける際は、そのねらいを職員間で確認し合い、万全の体制で、園外保育が楽しく、安全に行えるように事前の準備なども十分に整えて臨むことが重要である。

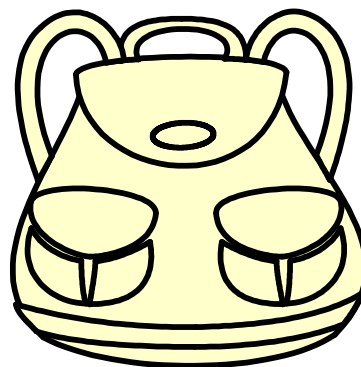


○遠足などの園外保育の場合 …… 職員の役割分担を明確にする

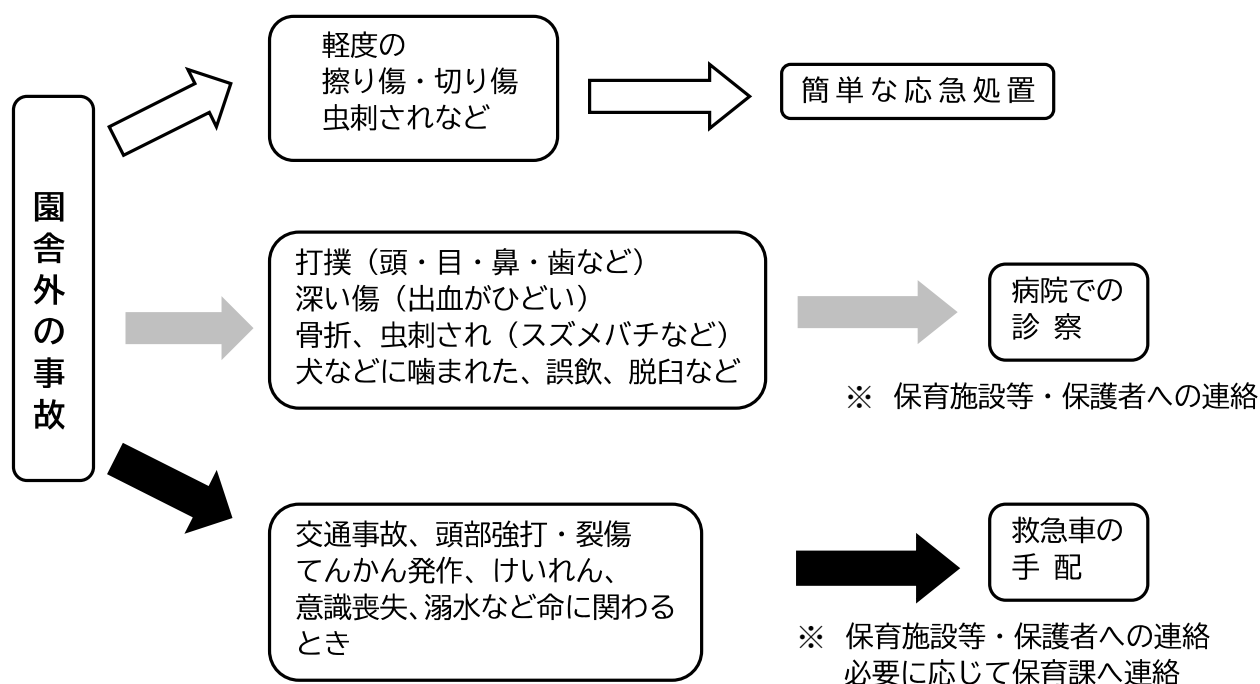


※ 園外保育の際、持っていく物（例）

- 携帯電話、小銭など
（施設の住所が記名されたもの）
- 救急道具
滅菌ガーゼ、とげ抜き、消毒薬
洗浄綿、絆創膏、サージカルテープ
虫刺され用軟膏、体温計
冷熱シート、保冷剤、湿布、包帯など
- ティッシュ、ビニール袋、タオル
- アルコール製剤（手指消毒用）等



② 園舎外で事故が起こった場合



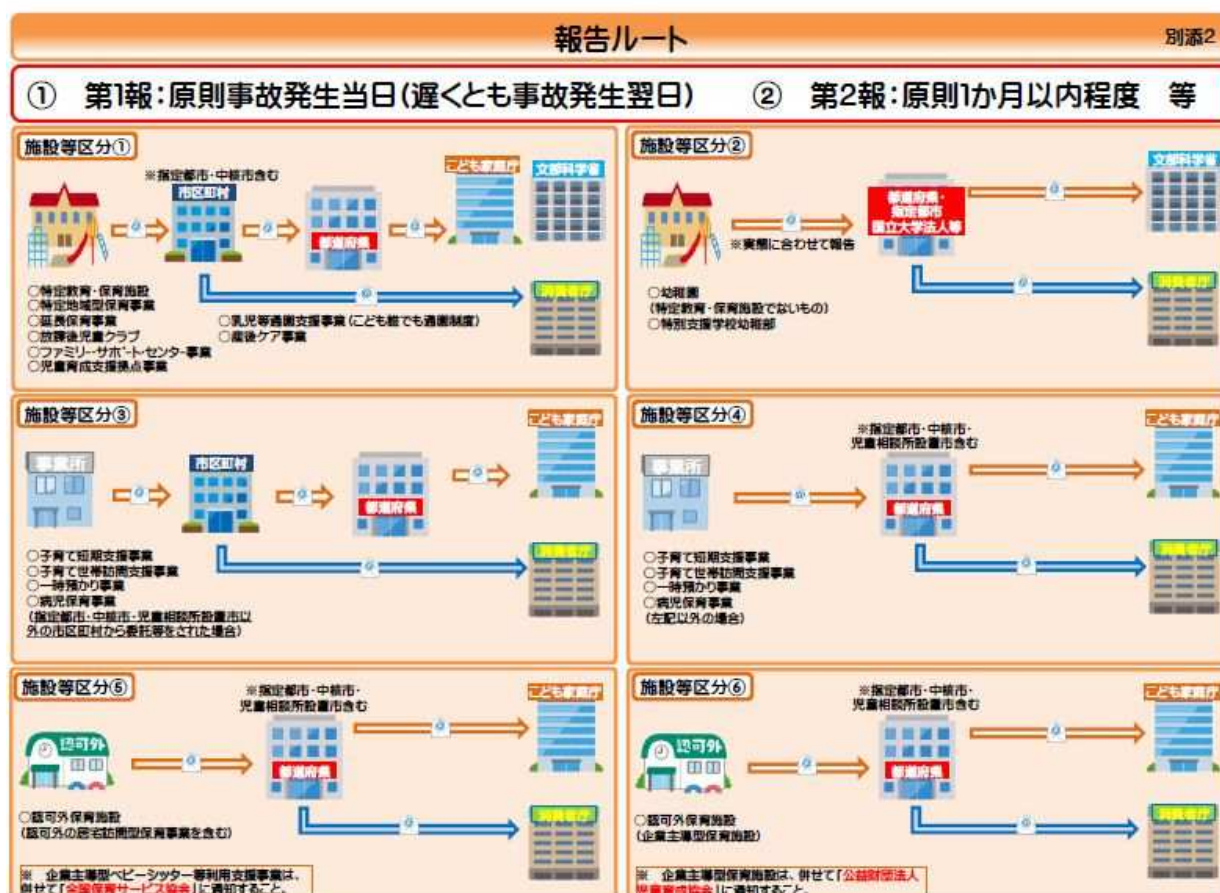
※ その他、予期しない事故（大雨・落雷・地震・崖崩れ・ハチの大群の襲撃など）が起こり得ることも想定して、危機管理体制の確認や連絡体制を確認した上で、園舎外の活動を行わなければならない。

(3) 事故などの発生後の対応

- ア 帰宅後の子どもの様子を把握するため、家庭訪問や電話連絡などを行う。
- ・複数で対応する。
 - ・できるだけその日のうちに誠意ある対応を行う。
- イ 通院が必要な場合、通院毎の経過、医師の指示などを保護者とときめ細かく連携を取り合う。
- ウ 事故の記録は原則として、当該職員が記入することとする。このことは事故の点検、応急処置の確認など、事故発生につながる反省材料とする。
- 【資料13 事故発生記録（例）：P102】
- 施設長は事故の状況を全職員に迅速に周知徹底させ、安全対策会議を開くなどして事故防止策を講じる。
- 〔再発防止のために、原因の分析、初期・事後対応の評価・反省、
防災訓練などの防止活動の再検討、広報活動〕
- エ 子どもや保護者への報告及び安全指導を実施する。必要に応じて関係諸機関への報告や相談等を行う。

※ 重篤な事故等の場合

保育施設等において死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、その内容をこども家庭庁に報告することとされているため（資料14：P103～104）により、こども施設企画課に提出する必要がある。



起こってはならないことが起こってしまったら……

事故発生直後の対応
(応急処置及び状況把握)

- ① 子どもの生命身体の安全確保
(心肺蘇生・応急処置、119番通報等)
- ② 事故直後の状況を的確に把握
(けが人、現場・周囲の状況等)
対応に遅れが生じないようにする
- ③ 保護者に事故状況について連絡し、
事実説明

事故直後の以降の対応
(関係者への連絡、地方自治
体の支援による事故対応、教
育・保育の継続等)
第2段階のポイント

- ① 関係諸機関への報告・連絡・相談
- ② 通常の保育活動の再開
- ③ 事故が発生した現場を現状のまま
保存(二次的な事故が発生する場合を除き、
片付け、物の移動等を行わない)
- ④ 保護者への誠実な対応

事故状況の記録

- ① 職員はその日のうちにできる限り
早く事実を記録
・修正できない筆記用具で、紙に、手書
きで記録
・一人一人が個別に記録

◎継続的な対応

- 職員会議、研修会などで
・再発防止
・日常の指導の再確認
・当該園児・保護者へのケア
・子どもへの個別指導

日常及び事前のポイント！

※ 安全点検や子どもの健康観察、緊急体制の確立や訓練など

※ 記録する際の留意点

- ① ボールペンなどの修正できない筆記用具で、紙に手書きで記録する。
- ② 一人一人が個別に記録する。
- ③ 記録する前や記録している最中には、他の職員と相談しない。
- ④ 書き終わったものを他の職員に見せない。他の職員が書いたものを見ない。書いた内容について話をしない。
- ⑤ 書いた、本人が「間違った」「書き忘れた」場合には、元の記録用紙を加筆、修正するとともに、地方自治体との情報共有を図る。

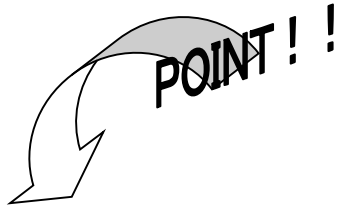
【参考】「教育・施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
～施設・事業者向け～」 (平成28年3月)

2 救急処置について

(1) 救急処置・看護の基本的な考え方

救急を要する事故・疾病の発生にあたって、職員が行う処置は、あくまでも医師の医療を受けるまでの応急的なものであり、少なくとも発病時の症状を悪化させず、あるいはいくらかでも改善させる状態で医師に引き渡すことである。

医師の治療に役立ち、妨げにならない救急処置でなければならない。救急処置に際して「しなければならないこと」「してはならないこと」の基本的な事項について知っておく必要がある。



- ◎日頃から子どもの健康状態、持病、既往症（熱性けいれん等）を把握しておき、保護者との連携を密にしておくことが大切である
- ◎毎日の子どもの様子を保護者と伝え合い、子どもの変化を見落とさないように目を配る
- ◎緊急事故・疾病の場合は、直ちに応急処置を行い、事故発生時の対応の体制にもとづいて迅速、かつ確実に行動する

（２） 救急蘇生法について

心肺停止になった人を救うには、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人が速やかに心肺蘇生等の応急手当を行う必要がある。

事故や病気で急変した人を救命し、社会復帰させるために必要な一連の流れを「救命の連鎖」といい、「救命の連鎖」を構成する４つの輪が素早くつながると救命効果が高まる。

鎖のひとつ目の輪は、心停止の予防、２つ目の輪は心停止の早期発見と通報、３つ目の輪は一次救命処置（心肺蘇生とＡＥＤ）、４つ目の輪は救急救命士や医師による高度な救命治療を意味する二次救命処置と心拍再開後の集中治療である。



ア 心停止の予防 イ 早期認識と通報 ウ 一次救命処置 エ 二次救命処置と心拍再開後の集中治療
--

ア 心停止の予防

子どもの心停止の主な原因には怪我（外傷）、溺水、窒息などがある。いずれも予防が可能なので、未然に防ぐことが何より大事である。

イ 早期認識と通報

早期認識は、突然倒れた人や反応のない人を見たら、ただちに心停止を疑うことで始まる。心停止の可能性を認識したら大声で叫んで応援を呼び、１１９番通報を行って、ＡＥＤや救急隊が少しでも早く到着するように努める。

ウ 一次救命処置

一次救命処置とは、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、ＡＥＤを使ったりする緊急処置のことで、小さい子どもに接する機会の多い職種（保育士、幼稚園・学校教諭）や保護者については、子どもに最適化した心肺蘇生法を習得することが望まれ、小児一次救命処置を習得することが推奨されている。

（ア）反応の確認と緊急通報

肩を軽く叩きながら大声で呼びかける（乳児は足底を刺激する）。反応がなければ、大声で周囲の注意を喚起し、誰かに緊急通報（１１９番通報）とＡＥＤの手配（近くにある場合）を依頼する。救助者は１１９番の通信指令員によるアドバイスに従って落ち着いて行動する。

(イ) 心停止の判断

反応がない、かつ呼吸がない、あるいは異常な呼吸（死戦期呼吸 注1）があれば、心停止と判断。

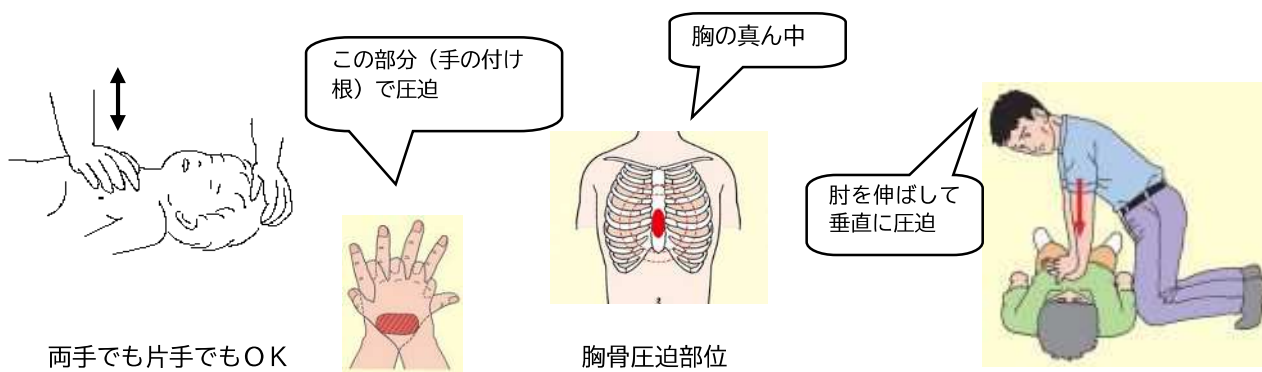
注1 死戦期呼吸：心停止が起きた直後のしゃくり上げるような、途切れ途切れに起きる呼吸をいう。

(ウ) 心肺蘇生

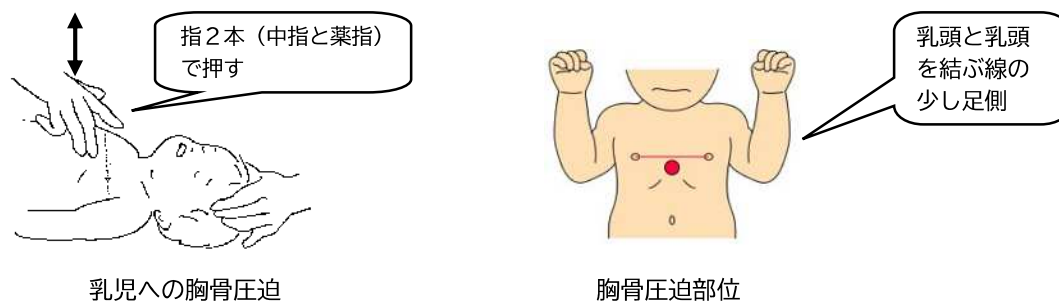
《胸骨圧迫》

- ・ 胸の厚さの約1/3の深さで
- ・ 少なくとも100回/1分のテンポで
- ・ 中断は最小限に
- ・ 圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に圧迫を解除する。
- ・ 床や畳など硬い所で実施する。

小児（1～8歳）の場合



乳児（12ヶ月未満）の場合



《気道確保と人工呼吸》

人工呼吸の準備ができ次第、気道確保して2回の人工呼吸。すぐに人工呼吸ができない場合はただちに胸骨圧迫を開始し、準備ができ次第気道確保ののち2回の人工呼吸を行う。

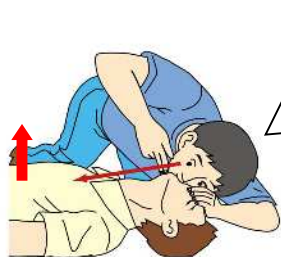
人工呼吸は約1秒かけて行い、送気量の目安は、傷病者の胸が上がることを確認できる程度とする。確認できなくてももう一回吹き込み、胸骨圧迫を再開する。

気道確保法として、頭部後屈あご先拳上法を用い、できるだけ速やかに気道確保と人工呼吸を開始することが重要である。

気道確保：頭部後屈あご先拳上法



小児への人工呼吸(口対口)



- ・気道の確保をしたまま、額に当てている手で鼻をつまみ、口を覆って密着させ、息を吹き込む
- ・胸が上がるのを確認し、口を離して傷病者の息が自然に出のを待ち、もう一度行う

乳児への人工呼吸(口対口)



《胸骨圧迫と人工呼吸の比》

30回の胸骨圧迫と2回の人工呼吸のサイクル(30:2)を繰り返す。心肺蘇生法を中止するのは

- ①うめき声を出したり、普段どおりの呼吸をし始めた場合
- ②救急隊に心肺蘇生法を引き継いだとき



※ 応援が来たら交代し、複数で心肺蘇生を続ける

途切れないことが重要！

(エ) AED (自動体外式除細動器)

心臓が突然止まるのは、心臓がブルブルと細かく震える「心室細動」によって生じることが少なくない。この場合、できるだけ早く心臓に電気ショックを与え心臓の震えを取り除くことが重要である。

AED（自動体外式除細動器）は、コンピューターによって自動的に「心室細動」かどうかを調べて、電気ショックが必要かどうか決定し、音声メッセージで電気ショックを指示してくれるので、一般の人でも簡単に確実に操作できる。

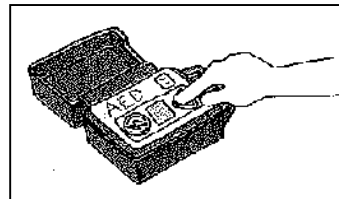
《注意事項》

- ・未就学児、乳児に対しては、小児用パッドあるいはAEDを小児用モードに切り替えて用いるべきだが、小児用パッドがない場合は、成人用パッドを代用する。ただし、パッド同士が重なり合わないよう注意し、パッドの位置は前胸部と側胸部（前胸部と背面も容認）とする。
- ・小児用パッドを成人に使用してはならない。
- ・胸が濡れている場合は、タオルなどで拭き取ってからパッドを貼る。
- ・パッドを貼る位置に、貼り薬や湿布薬がある場合、はがして残りの薬剤をふき取る。
- ・皮膚の下に医療器具（心臓ペースメーカー等）が埋め込まれている場合、その出っ張りを避けてパッドを貼る。

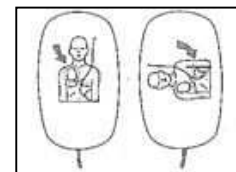
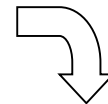
AEDの使用手順



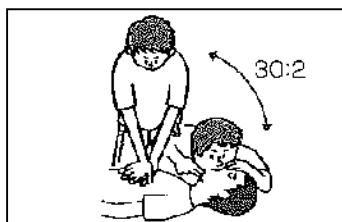
- ①準備
AEDを傷病者の頭の近くに置く（2人いる場合、1人は心肺蘇生を続ける）



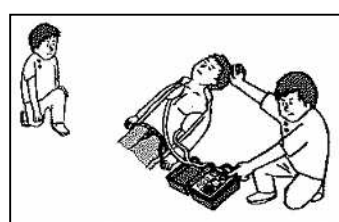
- ②電源を入れる。以降は音声メッセージとランプに従って操作する。



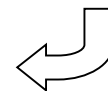
- ③傷病者の胸をはだけ、電極パッドのイラストに従い、傷病者の胸に直接密着させて貼る。



- ⑤ただちに胸骨圧迫30回と人工呼吸2回繰り返す。2分経ったらAEDは自動解析するので、音声メッセージに従う



- ④「離れてください」の音声と同時に自動的に解析、結果を音声で知らせ、同時に充電開始。ショックが必要な場合、音声に従ってボタンを押す。（誰も傷病者に触れていないことを確認すること）
不要な場合、⑤へ



（オ）一時救命処置（心肺蘇生とAED）については定期的に講習会に参加し、再確認する。

エ 二次救命処置と心拍再開後の集中治療

救急救命士や医師による高度な救命治療で、専門家による集中治療により社会復帰を目指す。

(3) 予想される事故とその応急処置

窒息

※窒息事故の発生は、予防できるものであるだけに、それを起こさないような配慮が必要

《主な原因》

- ・のどに物がつまった
- ・布団を顔にかける
- ・うつぶせ寝
- ・吐いた乳汁を気道内に誤飲
- ・ビニール袋を頭にかぶる等して遊ぶ
- ・溺水

《窒息の発見》

苦しそう・顔色が悪い・声が出せない・息ができない → 窒息している可能性あり

- ・強い咳ができる場合はまだ窒息に至っておらず、自然に異物が排出されることもある。
→ 大声で助けを求め注意深く見守る。
- ・咳が弱まる、咳が出なくなる。 → 窒息として対応する。

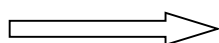
※ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
【事故防止のための取組み】平成28年3月」P13～P24参照

《応急処置》

- ・溺水の場合は、**溺水** P61を参照する。
- ・口や鼻がふさがれている場合は、呼吸を止めている物を取り除き、気道確保、呼吸確認を行う。
- ・呼吸がない場合は、心肺蘇生法を行う。
- ・気道に異物が詰まっている場合は、下記のように対応する。

※ ただちに119番通報を依頼

反応がある場合



反応がなくなった場合

- ・乳児には、腹部を圧迫せず、頭部を下げて
はいがこうだほう
背部叩打法を行う
- ・幼児には、背部叩打法と腹部突き上げ法を実施する
- ※ 背部叩打法、腹部突き上げ法については、
誤飲・誤嚥 P59参照
- ・乳児が強い咳をしている場合は、そくがい側臥位にして咳を介助する

- ・心肺蘇生を開始
- ・AED、心肺蘇生の途中で異物が見えた場合は、口の中に指を入れて取っ
てよいが、探らない
- ・異物を探すために胸骨圧迫を長く中断
しない



側臥位（回復体位）

《子どもの窒息事故を予防するポイント》

食品によるもの

○食品の与え方

- ・食品は小さく切り、食べやすい大きさにして与える。
- ・一口の量は子どもの口に合った無理なく食べられる量にし、飴やタブレットなど喉に詰まりやすい食品を食べさせる場合は注意する。
〔ミニトマトやブドウなど球状の食品は、乳幼児には4等分する。〕
- ・誤って気管支に入りやすいピーナッツなどの硬い豆・ナッツ類は、5歳以下までは食べさせないようにする。
- ・年長の子どものが、乳幼児にとって危険な食品を与えないように注意する。

○食事中に注意すること

- ・遊びながら、歩きながら、寝ころんだまま食品を食べさせないようにする。
- ・急いでのみ込まず、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込むように促す。
- ・食事の時は、お茶や水を飲んで喉を湿らせる。
- ・食品を口に入れたまま話したり、何かをしながら食事をしたりしないようにする。
- ・食事中に眠くなってないか、正しく座っているかに注意する。また、食事中に驚かせないようにする。

○食事を介助する際の注意点

- ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意思にあったタイミングで与える。
- ・子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を与えすぎない。）
- ・食べ物を飲み込んだことを確認する。（口の中に残っていないか注意する。）
- ・汁物などの水分を適切に与える。
- ・食事中に驚かせない。
- ・食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・正しく座っているか注意する。
- ・哺乳後はげっぷをさせるよう努める。

【参考】令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」（実施者：MS&ADインターリスク総研株式会社）

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php#section5>

（資料32：P127～P132）

食品以外によるもの

○掛け布団が顔にかからないようにする。

○うつぶせ寝を避ける。

○硬貨、ボタン型電池、タバコ、ビン、灯油、ビニール袋などは子どもの手の届かない所に置くよう整理整頓する。

〔 這ったり、動き回ったりするようになると思いがけない物を口にすることがあり、窒息にならずとも、誤飲をして中毒を起こすことがある。 〕

誤飲・誤嚥

＊誤飲とは、飲食物でない異物や毒物を誤って飲み込むこと。

＊誤嚥とは、本来食道を通るはずのものが気管に入ってしまうこと。窒息や肺炎を起こす恐れがある。

いずれにしても大至急、医師に連絡して指示を受けると共に、病院に急送する。

《応急処置》

豆、ピーナッツ、飴玉、硬貨やボタンなどの異物を飲み込んだ

- ・食道の場合、取るか胃に落とすことが原則。
- ・ボタン型電池は長時間（１２～２４時間）胃内に停滞する場合は問題なので、はっきりしない場合は専門医の診察を受ける。

異物がのどに詰まり、窒息状態になっている

- ※ 原則：口の中に指を突っ込んで取り出そうとはいけない
- ※ 反応がある場合は、下記の処置を行い、反応がない場合は心肺蘇生を行う

背部叩打法(乳児)

- ・顔が下向きになるように片手で抱く
- ・もう一方の手で背中の真ん中より上の辺りを強くたたく



背部叩打法変法(少し大きい子ども)

- ・手当する人の立て膝で、太ももがうつ伏せにした子どものみぞおちを圧迫するように乗せる
- ・子どもの頭を低くして背中の真ん中を平手で異物が取れるまで叩く



腹部突き上げ法(年長児)

- ・子どもの背後から手当する人の両腕を子の体に回す
- ・子どものみぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫する
- ・乳児に対して行わない（腹部臓器に損傷の可能性あり）



中毒事故が起こったら

- ・何をどのくらい飲み込んだか確認する。（いつ飲んだか、様子はどうか）
（散らかっている空き瓶や空き箱など周囲の状況から原因物質を特定し、残っている量から飲んだ量を推定することもある。）
- ・応急処置は、意識があり、呼吸も脈拍も異常がない場合に行う。
（意識がない、けいれんを起こしているなど、すでに重篤な症状がある場合は、直ちに救急車を呼ぶ。）

○ 家庭で吐かせることはすすめられてない

（吐いたものが気管にはいつてしまうことがあり、大変危険！）

× 絶対に吐かせてはいけないもの

石油製品（灯油、マニキュア、除光液、液体の殺虫剤など） →気管にはいると肺炎を起こす
容器に「酸性」または「アルカリ性」と書かれている製品 （漂白剤、トイレ用洗剤、換気扇用洗剤など） →食道から胃にかけての損傷をよりひどくしてしまう
防虫剤の樟脳（しょうのう）、なめくじ駆除剤など →けいれんを起こす可能性がある

○ 牛乳または水を飲ませて薄める（効果は牛乳のほうが高い）

口の中、食道、胃の粘膜に刺激があり、炎症を起こすものを飲んでしまった場合、化学製品を薄めて、粘膜への刺激をやわらげる。

○ 牛乳または水を飲ませたほうがよいもの

容器に「酸性」または「アルカリ性」と書かれている製品 （漂白剤、トイレ用洗剤、換気扇用洗剤など）
界面活性剤を含んでいる製品 （洗濯用洗剤、台所用洗剤、シャンプー、せっけんなど）
石灰乾燥剤、除湿剤など

× 飲ませると症状が悪化する可能性があるもの

石油製品（灯油、マニキュア、除光液、液体の殺虫剤など） →吐きやすくなり、吐いたものが気管に入ると肺炎を起こす 牛乳に含まれる脂肪に溶けて、体内に吸収されやすくなる	牛乳× 水×
タバコ、タバコの吸殻 →ニコチンが水分に溶けて、体内に吸収されやすくなる	牛乳× 水×
防虫剤（樟脳（しょうのう）、ナフタリン、パラジクロルベンゼン） →牛乳に含まれる脂肪が溶けて、体内に吸収されやすくなる	牛乳×

毒性の蒸気（殺虫剤等）を誤って吸い込んだ

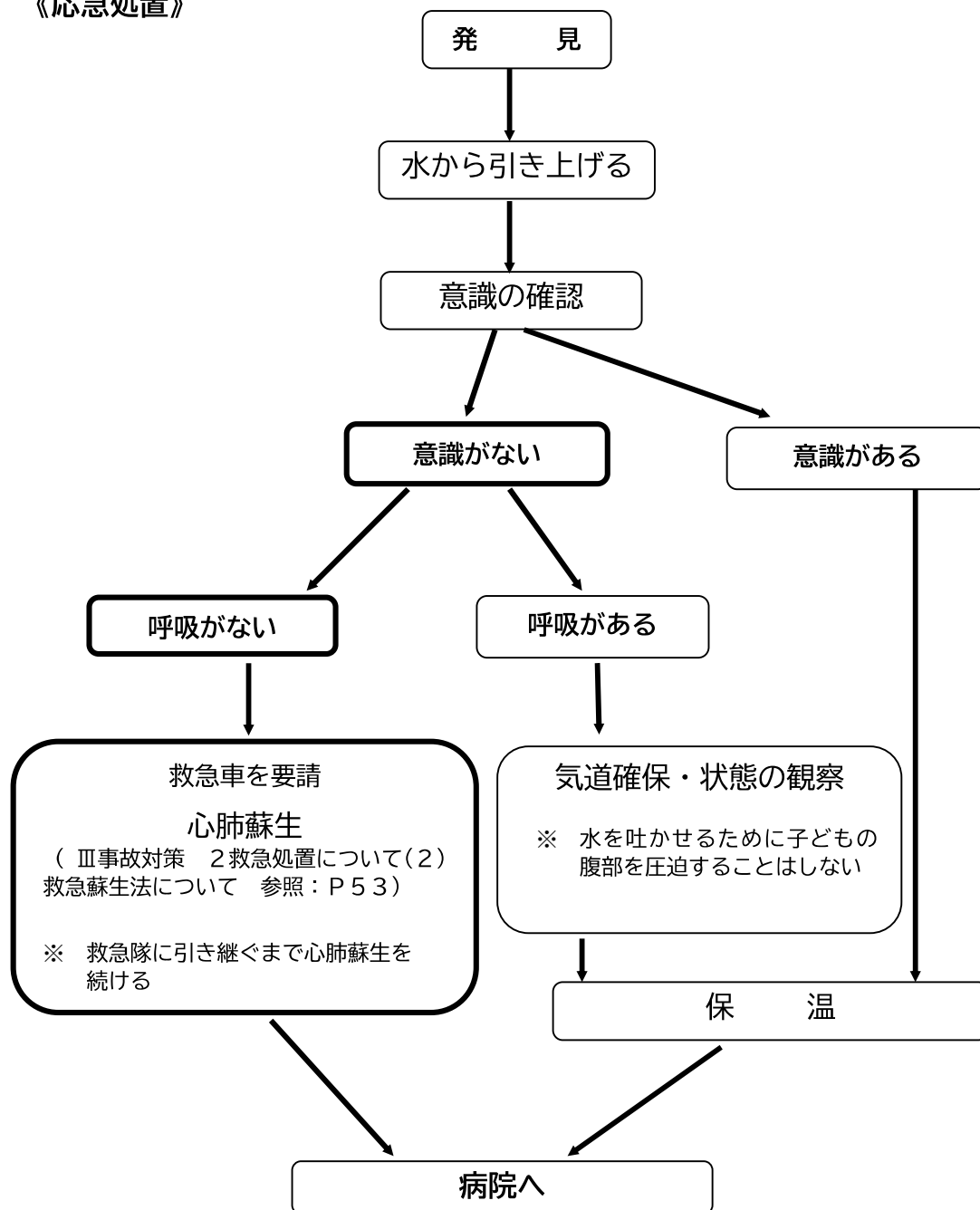
※ きれいな空気のある場所に移動する

溺水

早急な発見が最も大切である

*風呂場（特に0、1歳児）、小川、貯水池、海、プール、水槽、庭池などで起こりやすい。

《応急処置》



※ 胃の中の水を吐かせるのは、呼吸が戻ってからで十分である。まずは呼吸と心拍の状態を回復させることが大切。

骨折

＊骨折は外から圧力が加わって起こる。骨折と同時に強い痛み・変形・時間の経過とともに腫れてくる。

＊形の異常や、普段動かす所を動かさないなど異常な運動性が生じた場合に考えられる。

＊骨折に際し、顔色が悪くなったり、冷や汗をかいたり、嘔吐が見られたり、ショックを起こすこともあるので注意を要する。

《応急処置》

患部は冷やすようにし、動かさずそのままの状態に安静にする

副木を当てて固定

- ・その部位の両側の関節が動かないよう ①十分な長さの物を当てる
②包帯や布切れで固定する
- ・下肢の骨折の場合 担架を使用したほうがよい

病院へ

副木の当て方

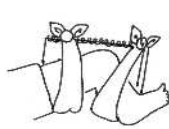
・足の骨折

週刊誌や新聞紙などで足に巻いてガムテープでとめる。



・ひざの骨折

ひざを曲げたままの状態、ダンボールや板など副木をあてて固定。



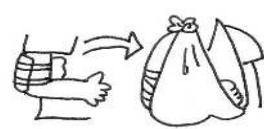
・指の骨折

鉛筆や割り箸をあてて指から手の甲にかけて絆創膏や包帯でとめる。



・腕の骨折

脇の下にタオルを挟み腕の外側に副木をあてて固定し、首から三角巾やスカーフで吊る。(指が肘より上になるように)



脱臼・ねんざ・肘内障

＊脱臼 . . . 関節の正常範囲を超えて、外力が加わり関節が外れること。受傷直後から関節に痛みがありときには腫れや変形が見られ、動かすと痛みがあり運動も制限される。

＊ねんざ . . . 関節の運動範囲を超えた圧力が加わり脱臼とは異なって、骨の位置関係に異常はないが関節包や靱帯が損傷されたこと。痛み、腫れが見られる。

＊肘内障 . . . 子どもの手を引っ張った時になりやすい。癖になりやすいので注意する。肘を痛みが曲がらず、手を動かすことができずにだらりとする。

※ とともに関節やその周囲の組織を損傷したり骨折を伴うことも多い。

《応急処置》

- ・行き過ぎた応急処置は状態を悪くする
- ・むやみに伸ばしたり、動かしたりすると神経や血管を傷つけることがあるので、病院へ

火傷（熱傷）

＊火傷は広さや深さによって３段階に分かれる。

	皮膚の外見	症状	治癒期間
I 度	発赤	ヒリヒリした痛み	数日で治癒
II 度	水疱	時に強い疼痛	感染がなければ１～２週間で治癒
III 度	青白色、皮膚がない	疼痛を感じない	数ヶ月を要し、瘢痕が残る 皮膚移植が必要
低温火傷	・普通に触って火傷しない程度のもので、長時間身体の同じ部分に当てていると火傷になり、皮膚の深い部分まで火傷が進む ・気付いた時には重症のことが多いので、病院で治療する（湯たんぽやあঁかなど）		

重症：II度の熱傷が体表の３０％以上、III度の熱傷が体表の１０％以上

《応急処置》

①まず流水で痛みが和らぐまで冷やす

- ・氷や氷水で長時間冷却することは、やけどの部分が悪くすることがある
- ・広範囲のやけどの場合、全体を冷却し続けると体温が極端に下がる可能性があり、１０分以上の冷却は避ける

流水で冷やす



タオルで包む



頭や顔などは冷水シャワーを弱めに



- 目や耳の場合 氷水で冷やしたガーゼやタオルを頻繁に取り替え冷やす。
- 服を着ている所の場合 服を着たまふ十分に水で冷やす。服を切りとるか生地が剥がれなければそのまま病院へ。
- 水泡が出来た場合 そのままつぶさないようにして冷やす。
- 広範囲の場合 II度、III度の場合は冷やすよりも、清潔なガーゼやシーツでそつと包み、救急車を呼ぶ。

②冷やしたあと消毒をしたり、薬を塗ったりせず、清潔なガーゼで軽く覆ってすぐ病院へ連れて行く（熱源、受傷時の様子、応急処置などを医師に伝える）

- 【受診の目安】
- ・I度でも掌より大きなもの、又は顔面や関節など可動部分の場合
 - ・II度で５００円硬貨以上のもの
 - ・III度は全て受診が必要

頭を打った時

*脳に障害を受けたり、頭蓋内に出血を起こしたりする。生命に関わり、てんかんなどの後遺症を残す危険もあるので特に注意を要する。

《応急処置》

- ・ 状況をよく見極める
(どうして、どこを、どのように打ったか、落ちた高さ、など)
- ・ 子どもの意識の状況を把握する
- ・ 揺すったり、頭を撫でまわすなどの刺激を与えず、安静を保つ
- ・ こぶができたら、冷たいタオルなどで冷やす

すぐに大声で泣き、機嫌がよく、いつもと変わらず元気がある



安静にして様子を見守る

- ・ 始めは無症状であっても数時間、数日後に患部が腫れる等症状が出ることもあり、経過に注意する。
- ・ 頭の中に出血がじわじわたまって、脳を圧迫することもあり、少しでも変化があった場合は **早急に受診する。**

※ 保護者にも観察のポイントを伝え、連絡を密にする。

- ・ 顔色が悪く元気がない
- ・ 頭がへこんでいる



急いで病院へ

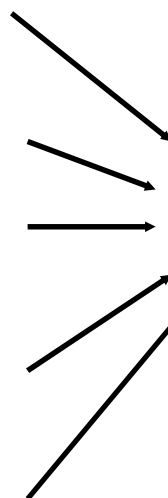
嘔吐がある（内出血の恐れ）
吐いた物が気管やのどにつまらないよう横向きに寝かせる

耳や鼻からの出血

傷口出血がひどい
傷口をガーゼなどで押さえて圧迫し、止血する
(血圧低下によるショック状態の恐れ)

けいれんを起こす

意識がはっきりしない
呼吸がない場合は、心肺蘇生を開始



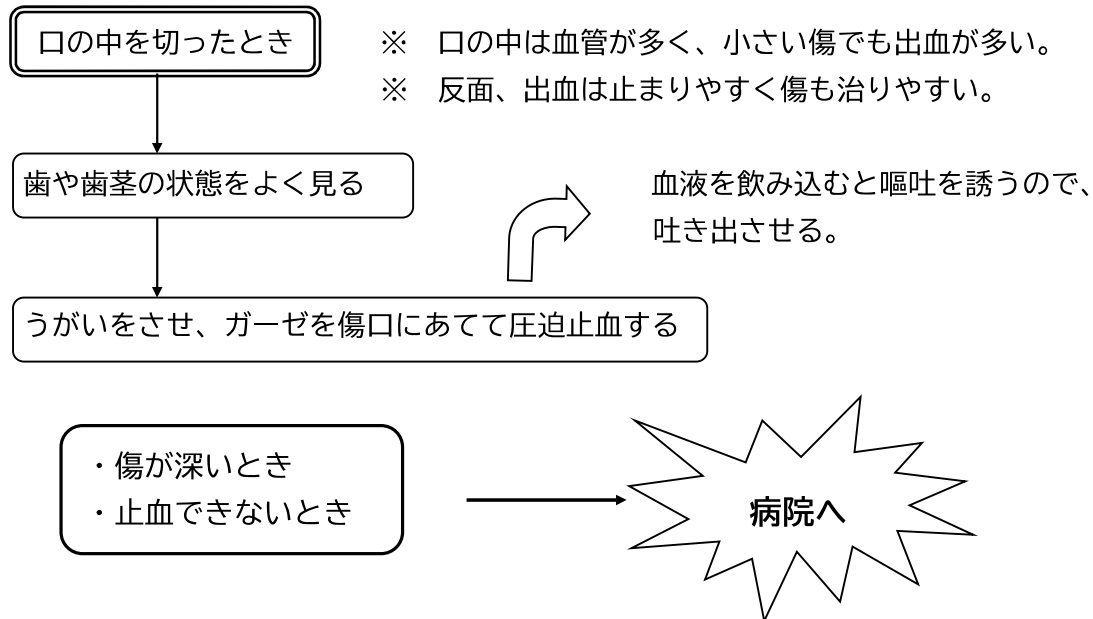
至急救急車を



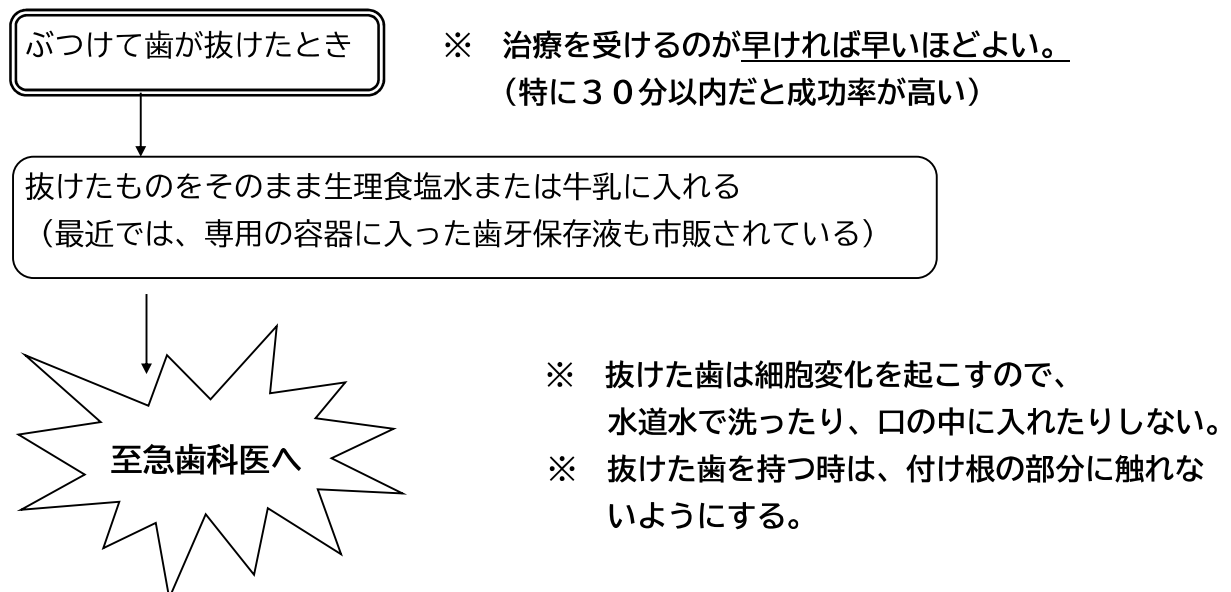
口腔内の外傷: 歯の破折・脱臼

＊幼児期における口腔内の事故として、前歯の外傷が多い。歯の怪我としては、歯が欠ける、歯に大きな力が加わり歯の位置がずれ、抜け落ちる脱落が見られるが、いずれの場合も歯科での治療が必要である。特に根元から脱落した歯はもとの位置に植えることが可能であり、適切な対応が必要である。

《応急処置》



・ 治るまで刺激の少ない薄味の食事にして、食後うがいをし、口の中を清潔にする。



指をはさんだ

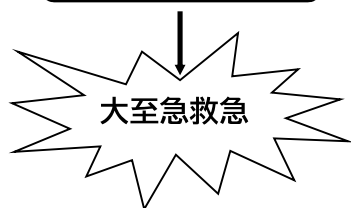
＊玩具等を持たせ、指が動くか確認する。

《応急処置》 ※ 手当てが早いほど治りも早い。

大きい血まめ・生爪のはがれ・指が腫れて動かない

↓
十分冷やしてから受診する

指を切断した



切断された傷口

①清潔なガーゼで包む。

②包帯などで圧迫して、止血する。

切断した指

①清潔なガーゼに包む。

②ビニール袋に入れ、水が入らないようきつく縛る。

③氷を入れたビニール袋に入れる。

切断した指は氷に入れて冷やしながら病院へ



擦り傷・切り傷

《応急手当》

小さい傷

①傷口の汚れを水道水で十分洗い流し、消毒する。

②出血のあるときは清潔なガーゼを当てて抑え、圧迫して止血する。

殆どこれで止まる。

※ 傷口をよく洗い、市販の湿潤療法用の絆創膏を使用する「湿潤療法」が注目されてきている。感染のリスクが高い場合（刺し傷や噛み傷）には向かないなど注意点も多い。

動脈からの出血

↓
命の危険

鮮紅色・脈打って大量に出血する

↓
直ちに止血

手……脇の下に近い上腕の上の内側

足……そけい部に近い大腿の内側

↓
心臓より高く上げ動脈を骨に押し付けて止血させる

↓
出血がほぼ止まったら、包帯を巻き、傷を保護

↓
病院へ

止血しながら速やかに〈救急車〉を！！

静脈からの出血

↓
暗赤色・じわじわでくる

↓
消毒し、傷口にガーゼを当てて強く縛る

※ 止血の手当を行うときは、感染防止のため血液に直接触れないように、できるだけビニール手袋やビニール袋を使用する

※ 出血を止めるために手足を細い紐や針金で縛ることは、神経や筋肉を損傷するおそれがあるので行わない

虫刺され

*ハチ、カ、アブ、ブヨ、毛虫（ドクガ・イラガ等）などによる昆虫刺傷。

*昆虫に対しては施設環境からの排除を図るとともに、刺傷に対して簡単な処置を行う。

*虫刺されは虫毒によるアレルギー反応である。少し腫れる子、水ぶくれになり全身症状が出る子どもがいるので、虫毒に敏感な子に注意する。

《応急処置》

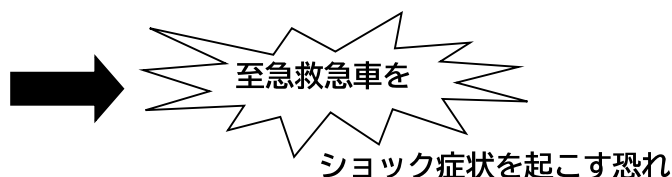
ハチ

- ①虫の針を毛抜きで抜き取る
- ②水道水でよく洗い流し冷やす
- ③自己判断で薬を使うことは避け、医師の指示を仰ぐ



虫の針を
毛抜きで抜く

- ・大きなハチ（スズメバチ）に刺された。
- ・一度にたくさんのハチに刺された。
- ・顔色が悪い、吐き気がある。
- ・2回目にさされた時は、緊急を要する。
1時間以内に正しい治療を受けること。



カ、アブ、 ブヨ

- ①石けんを使い、水でよく洗う。（汗や汚れで痒みが増す）
- ②状況により抗ヒスタミン剤入り軟膏をつける
 - ・腫れ、痒み、痛みがひどいとき→冷やす
 - ・引っ掻かない



毛虫 （ドクガ・ イラガ等）

- ①毒針、毛を取り去る（衣類を着替える、粘着テープで取り除く）
- ②水道水で洗い流す
- ③自己判断で薬を使うことは避け、冷やしながら皮膚科を受診する

動物などに噛まれた時

*現在日本では狂犬病の心配は殆どないが、細菌感染の危険がある。

《応急処置》

流水と石鹸で噛まれた場所を洗う

清潔なタオル、またはガーゼで患部を覆う



《対策》

- ・子どもは動物に対しての警戒心が少ないので、その危険性を知らせたり、そばに近づかないようにさせる
- ・飼い犬の場合は、念のため飼い主に狂犬病予防接種を受けているか確認する

鼻出血

＊打撲、気圧の変化、血圧の変化によるものが多い

- 《応急処置》
- ・背もたれのある椅子に座らせ、血が止まるまで鼻の位置を心臓より高くする。
 - ・出血している小鼻（キーゼルバツハポイント）をしばらく押さえる。
 - ・鼻腔内に軽くガーゼをつめる。血液を飲み込まないように吐き出させる。
 - ・額から鼻にかけて、濡れタオルで冷やす。→血管が収縮し効果大



キーゼルバツハポイント：鼻の内側の血管が密集している部位

※ 頭を反らすと血がのどに流れてくるので、頭を反らし首の後ろをたたくのはやめる。

こんな時は病院へ

- ・ 30分以上止まらない時
- ・ 何度も出血を繰り返し急激な貧血
- ・ リンパが腫れる
- ・ 青あざが出来る

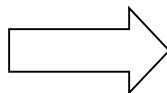
鼻に異物が入った

見える所にある場合

- ・ くしゃみをさせる → 鼻の穴にこよりを入れて刺激する。
- ・ フンと強く息を出させる → 異物が入っていない方の鼻を押さえて口を閉じ、息を思い切り強く吹き出させる。



- ・ 鼻の奥に詰まった。
- ・ つるつるした物が入った。

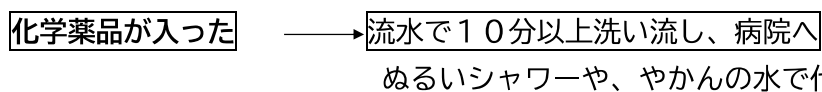
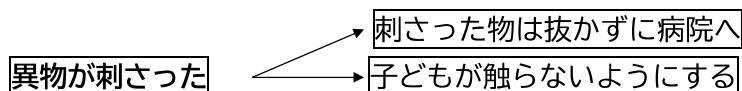
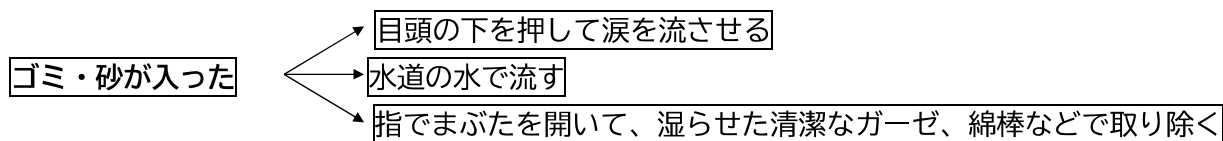


こんなときは
耳鼻科へ

目に異物が入った

《応急処置》

目をこすると角膜を傷つけるので、手をしっかり押さえるなどして目をこすらせない。



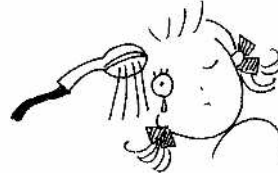
出来るだけ涙を出させる



刺さった物は抜かない

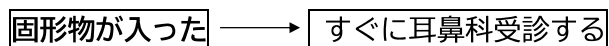


薬品が入った場合、ゆるいシャワーで洗う

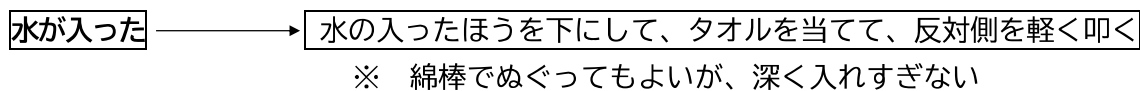


耳に異物が入った

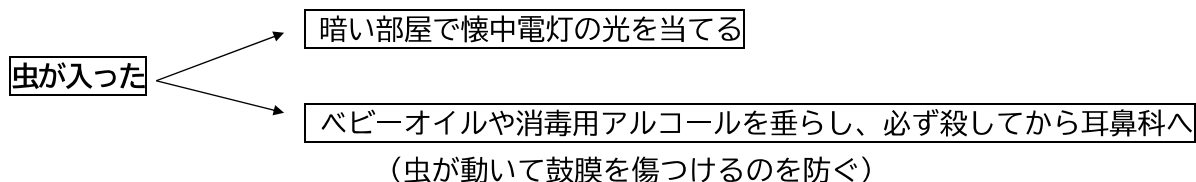
《応急処置》



※ 無理に取ろうとするとますます奥へ入って危険



※ 綿棒でぬぐってもよいが、深く入れすぎない



※ 虫が入った場合



※ 水が入った場合

(4) 病気と対応

けいれん（ひきつけ）

＊日頃から子どもの健康状態に気を配り、様子が違う時には検温する。

＊けいれんを起こしやすい子どもは事前に把握しておき、保護者と連携をとり、個別マニュアルを作成する。

特に心配はいらない場合

泣き入りひきつけ（憤怒けいれん）

乳幼児が急に泣いたりすると呼吸が出来なくなり、顔色が紫色（チアノーゼ）になってけいれんを起こす。静かに背中をさすって様子を見る。

※ けいれんそのもので死にいたる例は少なく、冷静な対応が大切である。

観 察 の ポ イ ン ト

あわてずしっかり観察し、記録する。

◎けいれんの状態

部位 （全身性か 局所性か）

左右差 （どちらか片方が強くないか）

眼球の位置（上転か 片方によっているか）

意識状態 （反応があるか）

持続時間 （けいれんが治まるまで何分要したか）

けいれん後の回復状態など

（眠ってしまったか、意識の有無、嘔吐など）

◎発熱の有無

けいれんが終わって1時間しても発熱状態が続いていないか（解熱剤を用いない場合）

◎その他の症状

咳、鼻汁などの感冒症状

下痢・嘔吐・脱水症状の有無

頭部打撲の有無（脳内出血）

などについても留意する

けいれんが
5分以上継
続した場合

直ちに
医師へ
救急車で
病院へ

- ・ 静かに寝かせ衣服を緩める
- ・ 顔は横に向け、口の中の唾液がたまればふき取る（誤飲を防ぐ）
- ・ 物は噛ませない

原因となる病気

○熱性けいれん

- ・ 発熱を伴うのが特徴で、5分以内に治まることが多い。
- ・ 左右対称のけいれんで眼球の位置も偏位せず、5歳を過ぎて生じることは少ない。

○てんかん

- ・ 無熱性あるいは微熱程度で生じ、脳波検査ではてんかん性の発作波を認めることが多い。

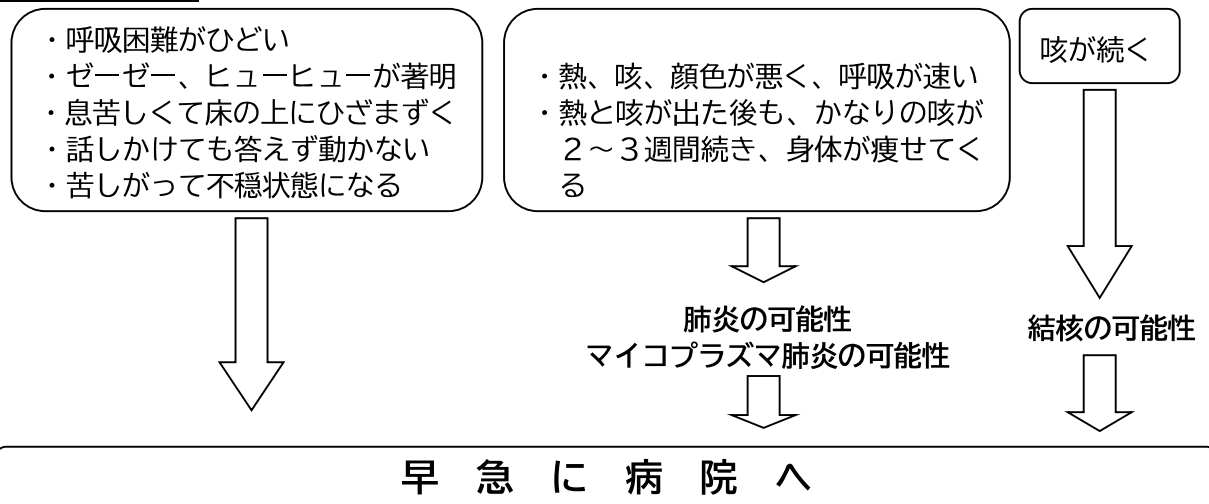
○その他の神経疾患

- ・ 脳内出血や髄膜炎・脳炎などの場合にもけいれんを生じることがある。

呼吸障害（喘息、ゼーゼー）

- *健康な乳児においてもゼーゼーした呼吸状態のことがある。様子を見ながら判断する。
- *喘息、食物アレルギーなどを持つ子どもについては、事前に把握しておき、保護者との連絡を取っておく。
- *気道異物の可能性もある。

注意が必要な場合



ショック状態

- *何らかの原因によって血圧が急激に低下し、さまざまな障害が怒る急性の症候群のこと。症状は、顔面や手足の蒼白、頻脈、冷や汗、意識障害、呼吸不全など、すぐに治療を行わないと命を落とす危険性もある。

症状

急に冷や汗をかき出す。急に顔色が悪くなる。急に呼吸ができなくなる。

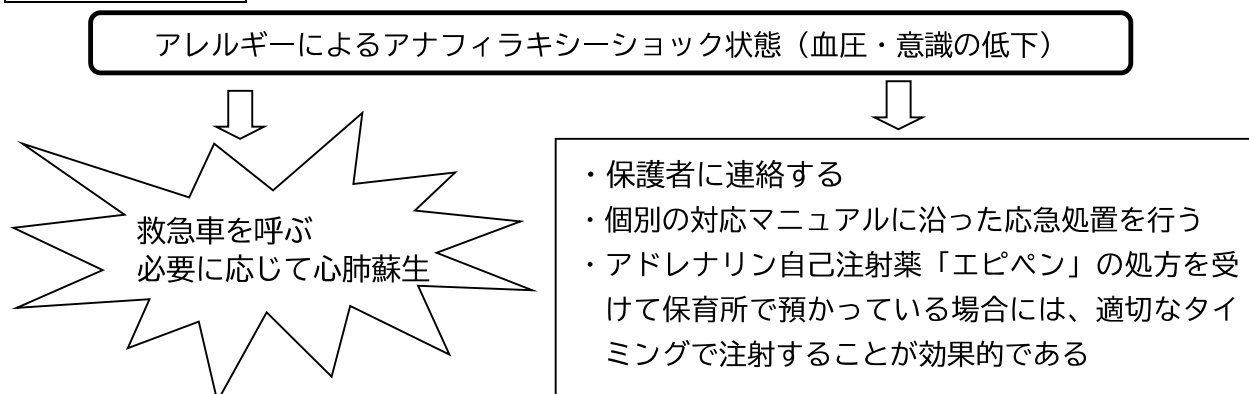
対応

- ・足を頭より高くあげて寝かせ、嘔吐に備えて顔を横向きにする。

意識・呼吸・心拍・皮膚
の色の状態を確認

- ※ 食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを起こす可能性のある子どもについては、必ず事前に把握しておき、緊急時の対応を保護者と密に連携をとり、服薬が有効な場合もあるので個別の対応マニュアルを作成しておくこと。

緊急を要する場合



【参考】「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省 2019年4月）

発熱

対応

- ・衣服を緩める。
- ・部屋の温度を調節する。
- ・水分を補給する。
- ・汗が出る場合は着替える。
- ・高熱の場合は、ぬれたタオルや氷枕をあて、解熱を図る。

緊急を要する場合

けいれんや頻回の嘔吐、意識がはっきりしない、とても苦しんでいる、強い腹痛や頭痛等の全身状態の急激な悪化が見られた場合は、保護者に連絡し、医療機関を受診する。

下痢

対応

- ・脱水症に十分気をつけ、水分の補給を行う。

※ 下痢の原因の多くは、感染性のものと言われているので、便の取り扱いには十分注意する。

緊急を要する場合

血便が出たとき、37.5℃以上の発熱を伴うとき、強い腹痛を訴えるとき、顔色が悪く食欲もなく不機嫌など全身状態が悪いときは、保護者に連絡し、医療機関を受診する。

【参考】保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）こども家庭庁
2018(平成 30)年 3 月（2023(令和 5)年 5 月一部改訂）
<2023（令和5）年7月一部修正>

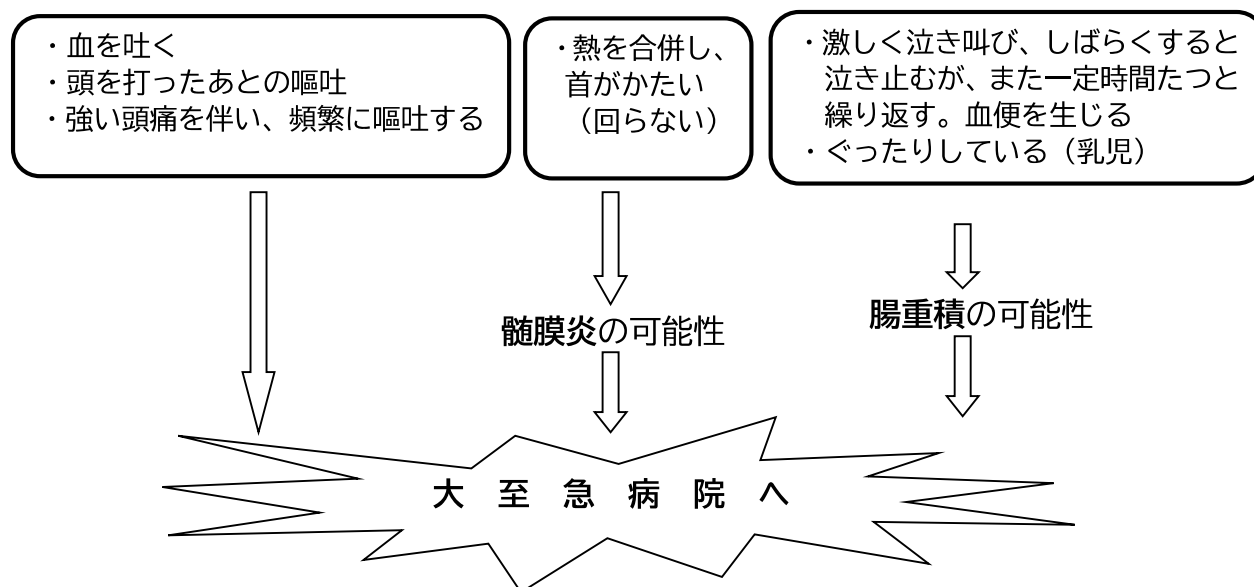
【（資料28）食中毒対応チェックフローチャート：P120】

嘔吐

対応

- ・ 咳き込む、頭を打つなど、吐いた原因を知る。
- ・ 吐物の内容、回数を確認する。
- ・ 顔を横向きにゆっくり寝かせ、様子を見て吐き気がなく落ち着いたら水分を少量与えてみる。
- ・ 下痢を合併している場合は、下痢の症状、量、回数を確認する。

緊急を要する場合



※ 吐物の中には、多くの病原物質が含まれていることが多く、感染の拡大を防ぐために、吐物の処理は一刻も早く、適切な方法で行う。そのために、マニュアルなどで全職員に徹底させておく。

腹痛

対応

- ・ 痛みの部位、痛がり方、持続時間、食事内容、発熱、吐き気、嘔吐、下痢、便秘などを調べる。
- ・ 排便の有無を確認し、トイレに誘ってみる。
- ・ 衣服を緩め、楽な体位で寝かせる。
- ・ おなかを打ったり、蹴られていることもあるので注意する。
- ・ 腹部以外の疾患のときや、精神的に不安定な状態のときにも「お腹が痛い」と訴える場合があるので、子どもの話をよく聞き、その原因を探り、気持ちを落ち着かせる。

緊急を要する場合

発熱、激しい痛み、激しい下痢、血便、嘔吐を伴うものは、保護者に連絡し、医療機関を受診する。（腸重積の可能性もある）

熱中症

熱中症は、炎天下や高温環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が破綻するなどして、発症するため、適切な予防を行うことが大切である。

熱中症を疑った時には、死に直面した緊急事態であることを認識し、適切な応急処置法を行うことが重要である。

【参考】「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

○日常生活に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
35℃以上	危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する
31～35℃	厳重警戒 (28～31)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する
28～31℃	警戒 (25～28)	中等度以上の生活活動 でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り 入れる
24～28℃	注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生 する危険性がある

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）

○運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する 特に子どもの場合には中止すべき
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温 が上昇しやすい運動は避ける 10～20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う 暑さに弱い人※は運動を軽減、または中止
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分、塩分の補給をする
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常では熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意

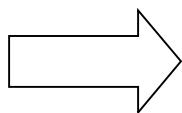
※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

暑さ指数(WBGT)とは？

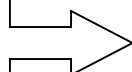
- ・日本の夏のように蒸し暑い状態では、気温だけでは暑さの評価が困難
- ・熱中症に関連する、気温、湿度、日射、輻射、風の要素を積極的に取り入れた指標として、暑さ指数があり特に高温環境の指標としての労働や運動時の予防措置に用いられる

熱中症が起こる
環境因子



- ・気温が高い、湿度が高い
- ・風が弱い、日差しが強い
- ・照り返しが強い、輻射熱が強い
- ・急に暑くなった

熱中症予防の
ポイント



- (1) 睡眠を十分にとる
- (2) 炎天下での外出や運動は避ける
- (3) のどが渇く前から、こまめに水分を補給する
- (4) 外出時は帽子をかぶる
- (5) 部屋の窓を開け、風通しを良くする
- (6) 体調が優れない時は、無理をしない

※ 熱中症予防情報の提供について (環境省ホームページ)

熱環境の程度を表す指標であるWBGT(暑さ指数)の実況値と温度・湿度などの気象予報から当日と翌日の2日分のWBGTを予測し、その値を情報提供している。

※ 環境省 熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp>

○1日2回 環境省から発表される熱中症警戒アラートを参考にする。

○熱中症警戒アラートが出たら、いつも以上に熱中症に気をつけて積極的に予防行動をとる。

○当日の熱中症警戒アラートの情報を確認し、屋外や空調のない屋内での運動は原則中止や延期とする。

熱中症の応急処置

- 1 エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難



- 2 衣服をゆるめ、体を冷やす(首の周り、脇の下、足の付け根など)



- 3 水分・塩分、経口補水液などを補給



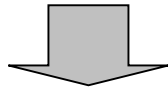
自力で水が飲めない、応答がおかしいときは、
ためらわずに救急車を呼びましょう！

イラスト：政府広報オンライン

応急処置

①涼しい環境への避難

- ・風通しの良い日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させる

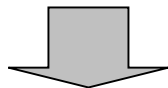


②脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせて、体から熱の放散を助ける
- ・露出させた皮膚に水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐことにより体を冷やす
氷嚢などがあれば、それを頸部、脇の下、大腿の付け根・股関節部に当てて皮膚の直下を流れる血液を冷やすことも有効

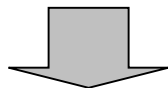
◎体温の冷却はできるだけ早く行う必要がある

◎救急隊を要請したとしても、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められる



③水分・塩分の補給

- ・冷たい水を与える
大量発汗があった場合には汗で失われた塩分も適切に補えるスポーツドリンクなどが最適
- ・食塩水（500ccに0.5～1gの食塩）も有効
- ◎応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、水分の経口摂取は可能であるが「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」「応えない」時には、誤って水分が気道に流れ込む可能性がある
「吐き気を訴える」「吐く」時は、すでに胃腸の動きが鈍っている
これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物



④医療機関へ運ぶ

- ・自力で水分摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法である
- ◎実際に、熱中症の半数近くがⅢ度ないしⅡ度で医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリングなど）が必要となっている

【（資料23）緊急時の記録：P115】

光化学オキシダント

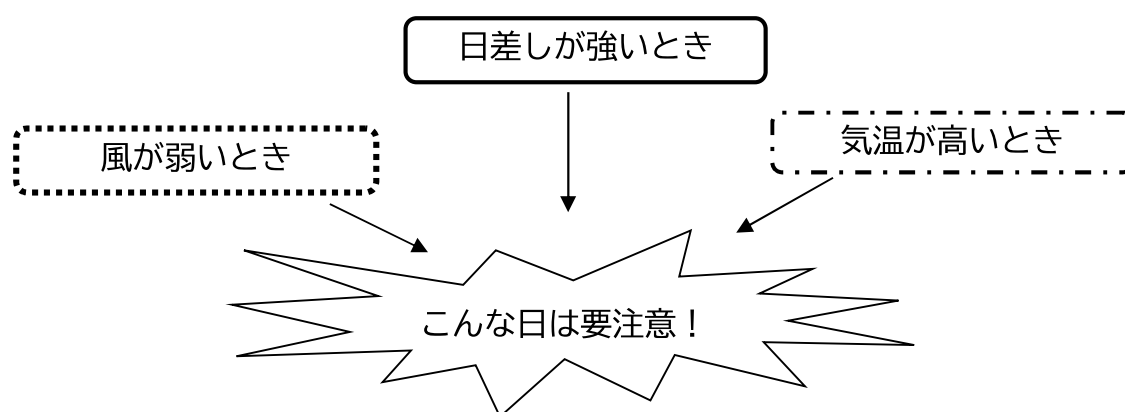
*光化学スモッグは、光化学オキシダントの濃度が高くなることによって、白いモヤがかかったようになる現象である。光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどなどの痛み、息苦しさといった人の健康への影響が出てくることがある。

*光化学オキシダント濃度の基準値について

大気環境を保全するため、「大気汚染防止法」が制定されており、光化学オキシダント濃度が上昇し、人の健康に影響を与える恐れがある場合などの緊急時の措置として、光化学オキシダントの注意報等の発令が規定されている。

発令	光化学オキシダント濃度の1時間値
注意報	0.12ppm以上で、継続する恐れがある場合
警報	0.24ppm以上で、継続する恐れがある場合
重大警報	0.40ppm以上で、継続する恐れがある場合

発令基準



※ 日差しの強い4月～9月の昼間（11時頃～15時頃）が、光化学オキシダント濃度が高くなりやすい。

◎光化学オキシダント濃度測定結果について

北九州市今日の大気の状態<リアルタイム速報>

北九州市ホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/index.html>

◎光化学オキシダント注意報等の発令・解除情報について

『防災メール・まもるくん』ホームページアドレス

<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>



注意報が発令されたら・・・

- 状況に応じ、野外活動は中止し、屋内活動に切り換える
- できるだけ屋内で過ごし、過激な運動は控える
(虚弱体質、或いは病弱者は、屋内においても安静を保つようにする)
- 必要に応じて、ドア・窓を閉じるなどの措置を講ずる
- 健康被害の予防及び把握に努め、喘息等のアレルギー疾患を持っている子どもに対しては特に留意する
- 発令時は、緊急FAX・防災メール・ラジオ・テレビ・市の広報車により情報を提供するので、それらに注意する

応急処置

不快を感じたらすぐ手当を！

目がちかちかしたり、痛みを感じたら



こすらずにきれいな水で洗い流す

のどがいがらっぽくなったり、咳やたんがでたら



水でうがいをする

頭が痛くなったり、めまい、胸苦しさ、息切れなどを感じたら



衣服をゆるめ、室内や日陰で休む

手足の激しいしびれ、けいれん、悪寒、吐き気、激しい咳、目のひどい痛みなどが起きたら



症状がひどい時には、医師に相談・診断を受ける

※ 被害届の提出について

光化学オキシダントによる被害があった場合は、被害受付票に記入の上、保育課に速やかに報告する。

PM2.5

* 微小粒子状物質「PM2.5」とは

PM2.5は直径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ (マイクロメートル) = 1mm の 1000 分の 1) 以下の非常に小さな粒子で、「Particulate Matter (粒子状物質)」の頭文字をとった言葉である。炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。

* 肺の奥深くに入り込むおそれ —— 健康への影響

PM2.5は粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられる。特に呼吸器系や循環器系の病気を持つ人、お年寄りや子どもは影響を受けやすいと考えられるので、注意が必要である。

* 「環境基準」について

「環境基準」とは、『人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準』として定められたものであり、PM2.5については、1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値（代表値） $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となっている。

環境基準は望ましい環境を示す目安や目標であり、環境基準を一時的又はわずかに超えたとしても、それが直ちに不健康な状態ということにはならない。このため、環境省が設置した『微細粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合』の報告書（平成25年2月）においても、PM2.5の測定値が「環境基準を超えたことのみで、健康影響が生じると考えるべきものでない」とされている。

* 「注意喚起」について

午前中の早めの 時間帯での注意喚起	午前5時～7時の1時間値の平均値が、北九州地域の2ヶ所以上の測定局で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、1日平均値 $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測し、午前8時を目途に、区域毎に注意喚起を実施
午後からの活動に 備えた注意喚起	午前5時～12時の1時間値の平均値が、北九州地域の1測定局でも $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測し、午後1時を目途に、区域毎に注意喚起を実施

＊注意喚起の周知について

北九州市では、県からの連絡を受け、直ちに以下の周知を開始する。

- ・学校や関係機関への通知
- ・報道機関を通じて、市民への注意喚起を実施
- ・市ホームページに注意喚起情報を掲載
- ・「防災メールまもるくん」による市民への注意喚起を実施
(福岡県による配信)

＊「注意喚起」の際の行動の目安

- ・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす
 - ・換気や窓の開閉を最小限にし、外気の侵入をできるだけ少なくする
 - ・呼吸器系疾患を持つ人や小児、高齢者など、感受性の高い人は体調に応じ行動する
- ※「注意喚起」はすべての人に必ず健康影響が生じることをさすものではない

＊「注意喚起」の解除

- ・注意喚起の判断基準を超過した全ての測定局において PM2.5 濃度の 1 時間値が 2 時間以上連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合で、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮して解除される
- ・上記の条件まで改善しない場合、午前 0 時をもって自動解除

＊注意報発令等の情報配信について（P 77 参照）

◎光化学オキシダント濃度測定結果について

北九州市今日の大気の状態＜リアルタイム速報＞

北九州市ホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/index.html>

◎光化学オキシダント注意報等の発令・解除情報について

『防災メール・まもるくん』ホームページアドレス

<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>



＊被害届の提出について

PM2.5 による被害があった場合は、被害受付票に記入の上、保育課に速やかに報告する。

(5) 救急処置用具、衛生材料

救急処置を行うにあたっては、救急時の手順を、各職員が習熟しておくことが必要で、救急箱、救急資材・器具の整備・保管、使用法についても熟知していなければならない。

医療品と棚の一例（救急用品）

・脱脂綿・綿棒・カット綿（綿球でもよい）包帯・滅菌ガーゼ・マスク ・油紙・絆創膏・サージカルテープ・三角巾・眼帯・使い捨てビニール手袋
・はさみ・ピンセット・毛抜き・爪切り・トレイ・ペンライト・体温計 ・氷枕（保冷剤などは冷蔵庫に）・冷却熱吸収剤 ・副木・筆記用具
・外傷消毒剤 ・・・消毒液など ・外用薬 ・・・軟膏など — 虫刺されなどに使用 ・・・湿布薬 — 打撲などに使用 - 傷がある場合ガーゼなどで覆って使用 ・その他 ・・・アルコール製剤（手指消毒用）等

毛布	救急資材の中で最も頻用(患児の運搬、保温のため用いる)
担架	患児の運搬に必要(毛布とあわせて使用する)
副木	木製、金網製の市販の物のほか、ダンボールを使用してもよい 骨折の疑われる部位の両側の関節が動かないよう、十分な長さの副木をあて、包帯や布切れで固定する
三角巾	非常に有効な救急包帯材料であるが、あまり有効的に使われていない 使用方法をマスターしておくことが望ましい
包帯	従来は巻軸帯が主であったが、創傷治療法の変化と共に新たな物がでてきている 包帯は次のように使用する A：あてガーゼが動かないようにして創傷を覆う B：適度に圧迫して出血を止める C：一部分を安静に固定する D：引っ張ったりつるしたりする E：副木を固定する
絆創膏	ガーゼの固定、骨折、関節固定などの利用法もあり、布絆、紙絆がある
ガーゼ	傷の保護、湿布などに用いられる消毒済みの物を容器に入れて、いつでも使用できるようにしておく

3 保険関係

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

保育施設等の管理下において子どもが災害にあった時に、必要な給付を行うための災害共済制度で、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」（「センター」という）と保育施設等の設置者との契約（加入）により保育施設等の管理下で災害を受けた子どもに、医療費、障害見舞金、死亡見舞金が支給される制度である。

4 事故と責任

（１）責任の内容

保育施設等で大きな事故が起こってしまった場合に問われる責任には、刑事責任、民事責任、行政法上の責任及び道義的責任の４つが上げられる。施設長の管理責任は言うまでもなく、保育士という専門性から事故の責任を問われることもある。

（２）保護者への対応（大きな事故の場合）

事故の発生状況等についての的確な報告及び必要な情報提供を行い、保護者の意向を丁寧に確認しながら誠意を持って対応する。

事故の発生状況、医療機関の診察・検査結果、今後の受診等について報告する際は、以下の点に留意して的確に報告する。

【参考】保護者への報告に関する留意点

- ・電話で報告する場合は、電話の前に伝える内容を整理等し、事故の概要を的確に伝える。なお、電話の内容は記録する。
- ・子どもの事故の概況（事故発生の経緯、事故発生時の様子、受診結果等）については、具体的、かつ客観的に説明するように心がける。
- ・保護者からの質問には状況を踏まえ、確認できた内容の範囲内において説明する。不明な点や確認中の点については、その旨伝える。

5 事故の記録

事故の記録を取る目的

- ① 事故の再発予防
- ② 事故発生時の対応の改善

明確な記録は、保育施設等の責任において正しく事実を伝える際に役に立ち、災害報告書作成や訴訟の際の重要な資料にもなる。記録は事故現場に居合わせて状況や経過をよく知っている職員が行う。職員はその日のうちにできる限り早く事実を記録する。

【参考】「教育、保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
(平成28年3月)

併せて、毎日の健康観察や日々の諸帳簿記録、チェックリストなども重要な記録としての意味を持っているので、日々記録を取ることが必要である。

6 職員の事故について

子どもの事故のみでなく、職員の事故に関しても、常に「安全管理」に心がけ、事故防止に努めたい。

(1) 職員の事故など

ア 勤務中の事故

勤務中の事故の原因には人間の不安全行動によるものと、機械や設備などの不安全状態によるものがあるが、不安全行動によるものが圧倒的に多く、不注意による原因が多い。ちょっと気が緩んだ時や、錯覚、疲れ、経験不足、甘い判断、あせり、興奮、手抜き、憶測（〇〇だろう）などが事故の原因となっている。

イ 交通事故

職員が公私を問わず車を運転する場合はわき見運転、飲酒運転や速度違反などをせず、常に「安全運転」を心がけることが事故防止につながる。また、施設長は職員に対して機会あるごとに指導をすることが必要である。

歩行者の場合にも交通法規を遵守し「交通安全」に心がけ、交通事故にあわないように努めること。また、施設長は車の運転と同様に、職員へ機会あるごとに指導を行う。

施設長は交通法規違反を犯したり、併せて事故を起こした場合などは、懲戒処分の対象となるなど、不利益処分を受けることにもなるので、常に職員の注意を喚起しておくことが必要である。

なお、交通事故が発生した場合は、治療など所要の措置を取りながら速やかに保育所施設等に連絡を取ることを怠ってはならない。

※ 危険と隣り合わせにいることを意識して、いつも「安全点検」を忘れずに職員の事故防止に努めましょう！

(2) 災害補償について

職員が、業務に従事している時に事故や疾病が発生した場合は、労働災害としてその補償を受けることができる。（労働基準法第75条から第88条）

ただ、労働災害補償保険（労災保険）が原則としてすべての事業所に適用になるため、労災保険からの給付があれば、使用者は補償責任を免除される（同法第84条）。

労災保険にはこの業務に従事している場合のほか通勤による負傷も対象となる。

【労働災害補償保険法第1条】

- ・ 労災保険の保険料は災害補償を行う立場にある使用者が全額負担し、原則として雇用保険料と併せて労働保険料として納入する。
- ・ 補償内容としては、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、打ち切り補償や、交通災害として通勤災害補償などがある。

7 苦情解決の仕組み

保育施設等においては、安全・安心な保育を継続して提供するために、利用者である保護者等が気兼ねなく相談や苦情を申し出ることができ、また、その声を運営に反映させていくことが重要である。

そのため、保護者や職員、近隣住民等が相談できる窓口や、民生委員や児童委員、運営法人の監事などの第三者委員で構成される、中立・公正な苦情解決の仕組みを整えておかねばならない。

【（資料25）苦情解決の仕組み（直営保育所）（例）：P117】

【（資料26）苦情解決のための窓口等の設置について：P118】

資料編

非常災害対策計画
業務継続計画 等

防災関係機関一覧表（例）

令和 年 月現在

	連絡先	電話番号	FAX番号	備考
施設に関する こと	こども施設企画課	582-2413	582-0070	
避難に関する こと	〇〇区役所総務企画課			休日・夜間は各 区消防署
	〇〇区消防署			
ライフラインに 関すること	九州電力小倉営業所	0120-986-101		
	西部ガスお客様センター	093-622-0266		
	上下水道局東部工事事務 所	093-932-5790		
	NTT西日本	113		
病院	〇〇総合病院			

子どもを守ろう！

保護者との連携

子どもを安全に保護者のもとに引き渡すためには、職員の努力だけではなく、保護者側の協力も必要です。保護者向けの説明会などを通して、子どもの命を守るためには職員と保護者のチームワークが大切であることを伝えていきましょう。

連絡手段の共有



掲示する場所を決める

- ① 災害時は電話が繋がらないことを予想してあらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者に知らせましょう
- ② すぐに情報を伝えられるように、いくつかの事態を考えた定型文を用意しておきましょう
- ③ 保護者側からも安否状況を園に報告してもらえるように頼んでおきましょう

電話不通時の
連絡手段の
一例

一斉メール配信システム、携帯電話から見られるホームページやブログ、ツイッター、Skype（スカイプ）、園舎に設置した掲示板、災害伝言ダイヤルなど



これらの連絡手段は災害時だけに利用しようと思っても急に使えるものではありません。避難訓練のときに試験的に使ったり、園と保護者の日常の連絡手段として活用するとよいでしょう。

避難場所や引き渡しルールとの共有



- ① 避難場所を保護者と共有しておきましょう
※避難訓練などを通して保護者と現地確認をするなど
- ② 情報を伝えることができなかったり、保護者の迎えができない場合を考え、あらかじめ保護者との間で引き渡しのルールを決めておきましょう

引き渡し
ルール例

災害時、安全が確認できない場合には引き渡しをしない。その場合、保護者は園と一緒にとどまるか、一緒に避難をする



日常的に送迎する保護者が帰宅難民になる場合も考え、保護者以外で引き渡すことが予想される人（祖父母など）の名前、連絡先、ご本人確認用に生年月日などを聞きとっておくようにしましょう。

memo!



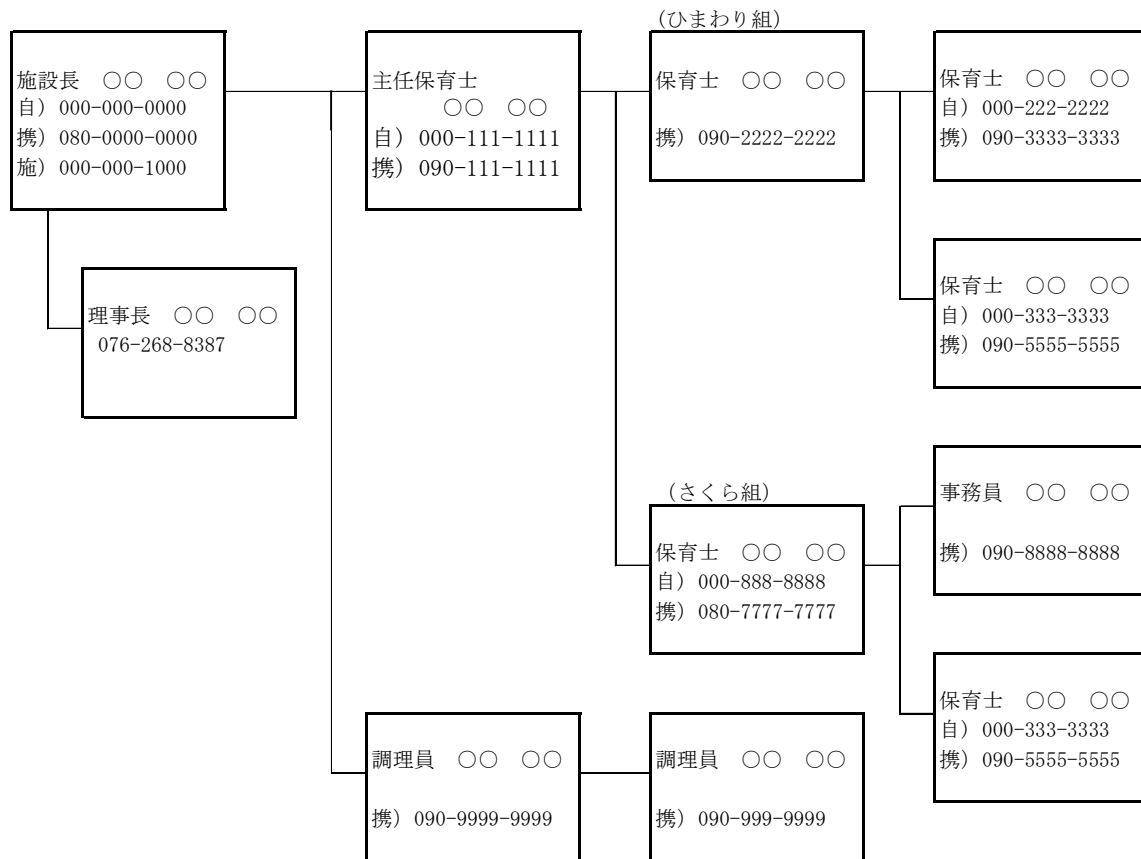
被災地からの伝言

「毎月の避難訓練のほかに、年に1回、保護者も参加して避難訓練をしていました。保護者の震災に対する意識が高かったため、震災当日、迎えにきた保護者も保育士と一緒に協力してくれ、人手を確保することができ、とても助かりました。」

非常災害対策計画 資料3-①

87

緊急連絡系統図 (例) (R 3. ○. ○現在) 【○○保育所 (園)】



安心への第一歩！

避難場所・経路を決める

圏のまわりの環境によって、それぞれ安全な避難場所とそこまでの避難経路はちがいます。地域の防災計画やハザードマップを参考に、あらかじめ状況に合った避難場所と避難経路を決めておきましょう。

避難場所



知っておきたい

- ① 地域の防災計画やハザードマップをひとつの参考として、2ヶ所以上の避難場所を決めておきましょう



子どもの避難場所としてよい場所が見つからないときには、高台の民家や民有地（畑や山林など）の利用を考え、所有者の理解を得ておきましょう。

避難場所のガイドライン

- ・避難対象地域から外れていること。
- ・建物を指定する場合、建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。
- ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵庫等の危険箇所がないこと。
- ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食品が備蓄されていることが望ましい。
- ・非常電源、暖房器具等を備えていること。
- ・乳幼児に配慮した環境が確保されること。
- ・袋小路となっていないこと。津波がせまった場合、より高台へ避難できる経路が確保されること。

（参考）各都道府県 津波避難計画策定指針

避難経路



知っておきたい

- ① 避難場所まで最も短時間で、そして安全にたどりつける避難経路を2つ以上決めておきましょう



災害時には、あらかじめ決めておいた避難通路が使えなくなることも考えられます。状況によってすぐに安全な経路で避難できるように、その経路を自分たちの足で歩いて確認しておきましょう。

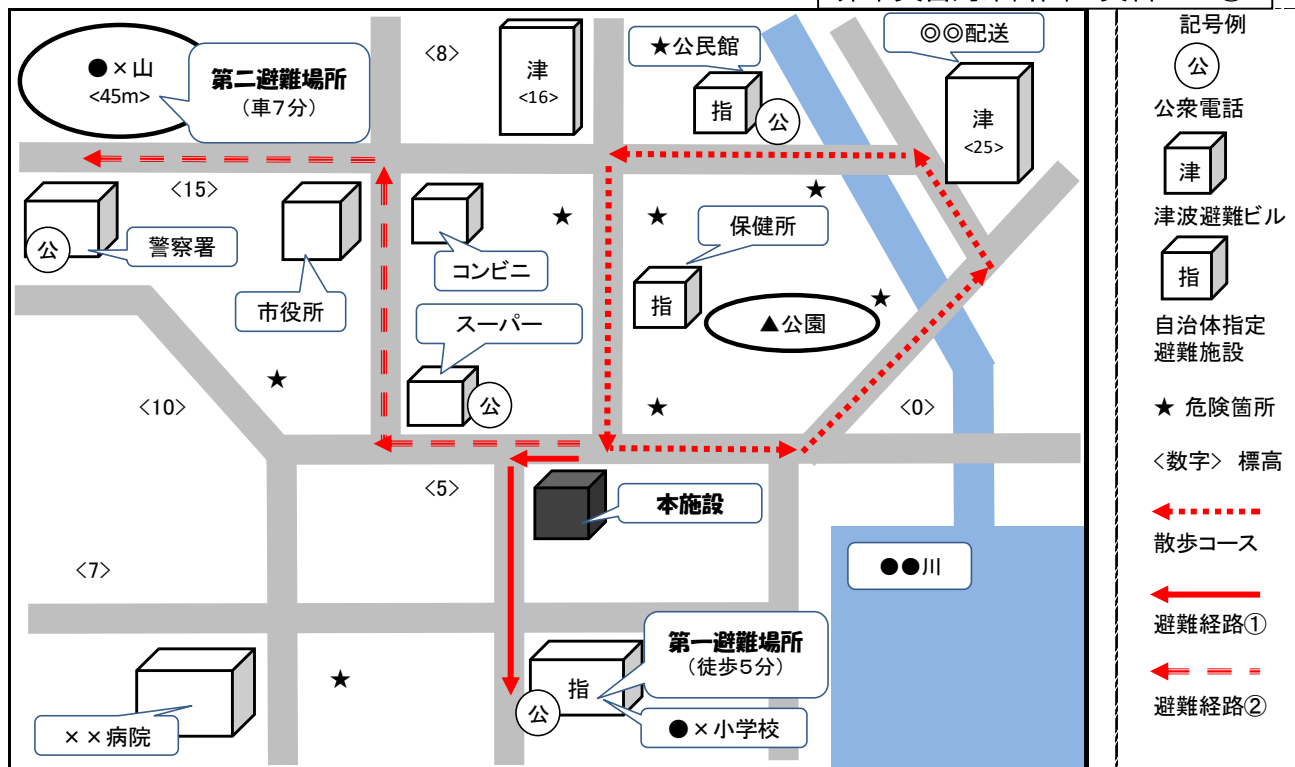
避難経路のガイドライン

- ・川・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険がなく、幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては幅員を十分考慮すること。
- ・橋梁（跨線橋等）を有する道路を通る場合は、その耐震性が確保されていること。
- ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は原則として避難路としない。
- ・避難途中での津波の来襲に備え、避難路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。
- ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下物の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

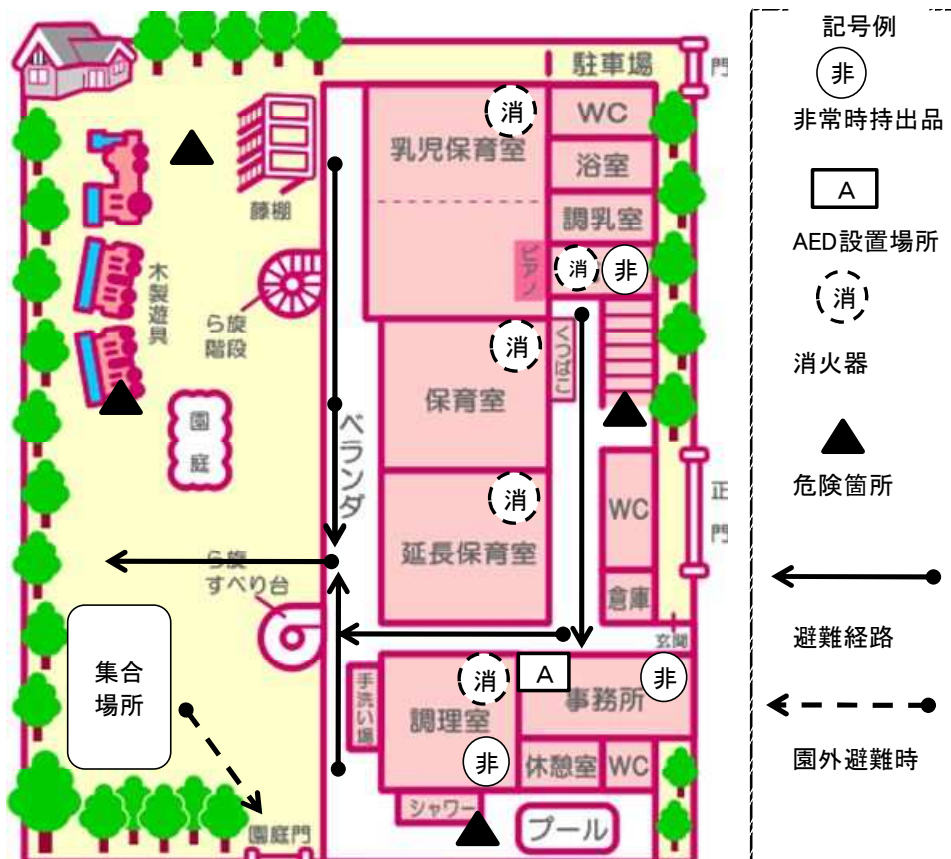
（参考）各都道府県 津波避難計画策定指針

防災マップの作成例

非常災害対策計画 資料4-②



施設内避難マップの作成例



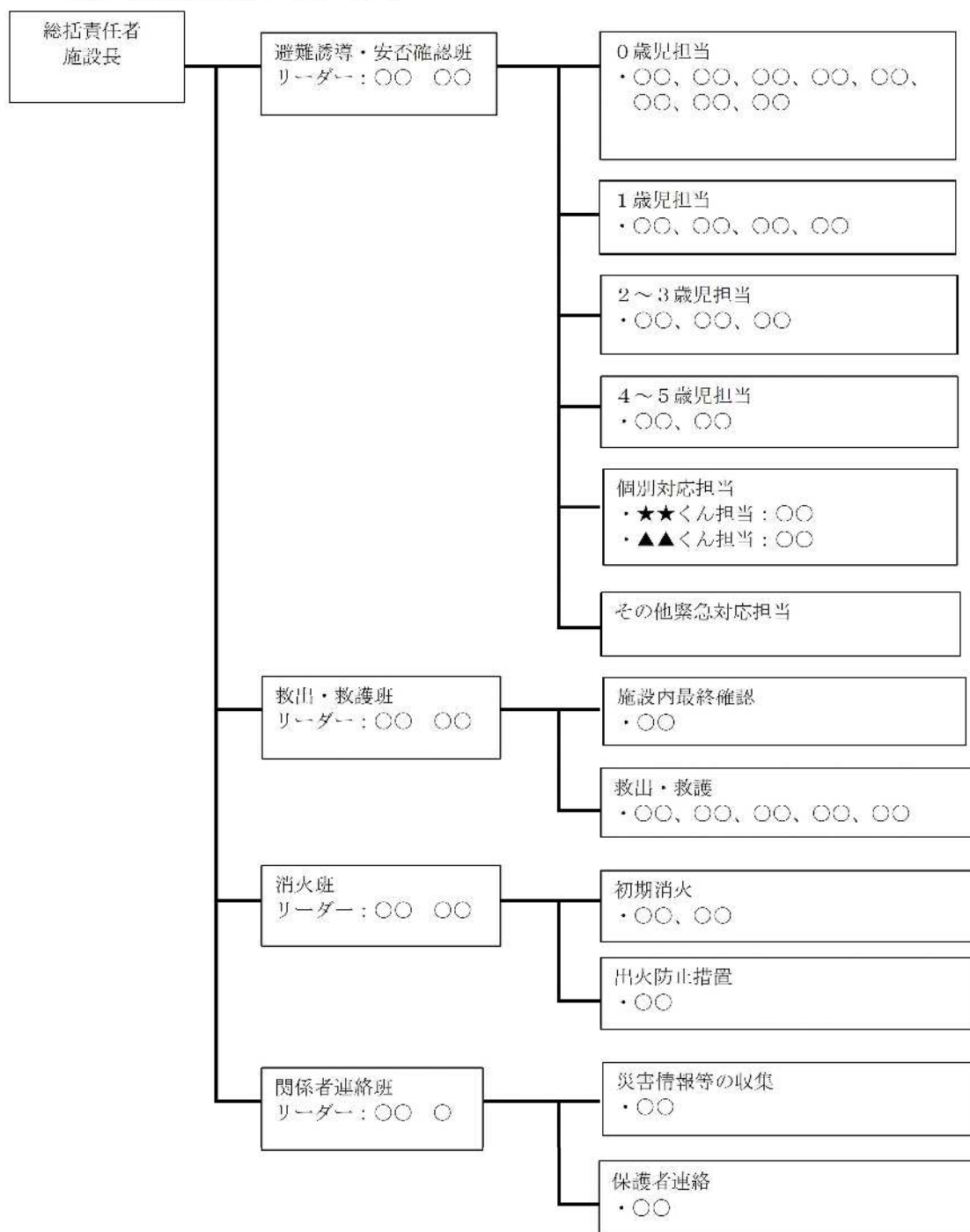
- ・避難経路、避難場所等は複数設定し、記載しましょう。
- ・危険な場所や消火器等の設置場所が一目でわかるように工夫しましょう。

子どもの年齢や発達に応じた避難方法（例）

年齢	避難方法	備考
0歳児	おんぶや抱っこをする。 避難車やバギーカーを使って避難する。	おんぶひも 避難車 バギーカー
1歳児	歩けない子どもはおんぶや抱っこをする。 避難車やバギーカーを使って避難する。	誘導ロープ おんぶひも 避難車 バギーカー
2歳児	迅速かつ冷静に、全員の子どもを把握し誘導する。 二次的事故に繋がらないように、転倒、衝突などに注意する。	必要に応じて 避難車 バギーカー
3歳児		
4歳児		
5歳児		
配慮を必要とする子ども	あらかじめ、個別の担当職員を決めておく。	必要に応じて バギーカー

- ※ 特に0・1歳児は担任以外の職員にどう援助してもらい、どのように避難誘導するのかを検討しておく。
- ※ 靴を履かずに避難する場合は、袋等に全員の靴を入れて持っていく。
- ※ ヘルメット・防災頭巾などがあれば着用

災害時役割分担図（例）

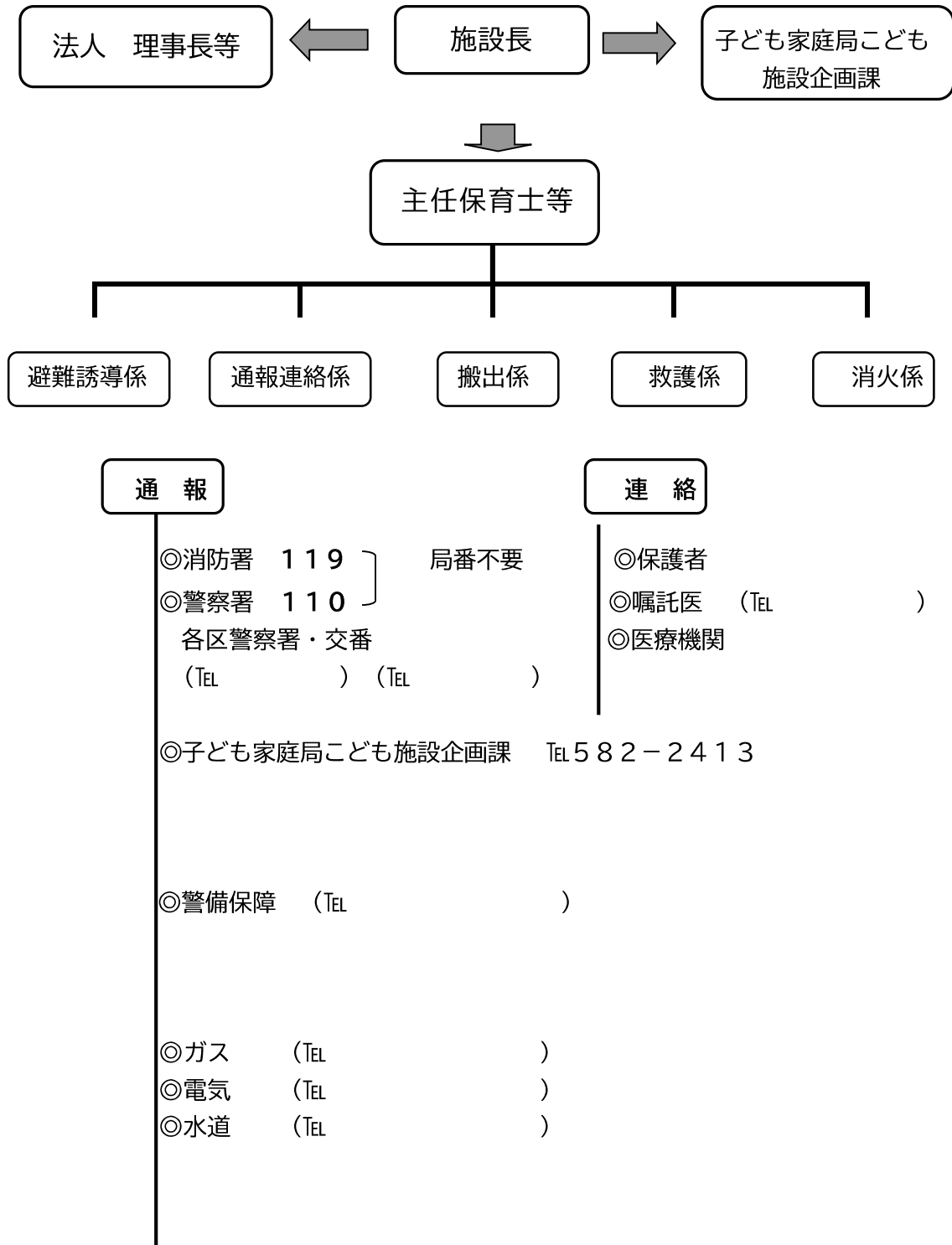


災害時役割分担表（例）

※統括責任者不在時、担当者名簿で一番上の者が統括責任者になること

名称	リーダー	担当者	主な対応
統括責任者	施設長 〇〇 〇〇		・被害の状況把握 ・避難先、避難の実施方法の決定 ・避難経路の安全確認後、避難指示
避難誘導・ 安否確認班	主任 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	・子どもの安全確保 ・子どもへの指示 ・担当組の安全確認 ・避難誘導 ・非常品の持ち出し （出席簿、連絡表、食料品等）
救出・救護班	主任 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	・施設内に残る子どもがいないか確認 ・負傷者の救出 ・負傷者の応急手当 ・A E D装置などの準備
消火班	調理主任 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	・出火防止措置（ガス元栓の確認など） ・初期消火活動
関係者連絡班	事務 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	・災害情報の収集 ・県市町等の関係機関への連絡 ・保護者への連絡

関係機関との連絡体制（例）



引き渡しカード 記入見本

非常災害対策計画 資料9

表

裏

引き渡しカード			保護者印		担任印	
子ども名	北九 一郎	性別	男	組(年齢)	さくら 組	
					3 才	
住所	〒 000-0000 福岡県北九州市〇〇町1-1 (固定電話番号) 000-000-0000			血液型	A B	
保護者	北九 太郎	子どもとの関係		父		
緊急時連絡先 (優先順)	①氏名	続柄	父	電話	000-0000 (職場)	
	北九 太郎	携帯電話など		080-0000-0000		
		メールアドレス				
	②氏名	続柄	母	電話	000-0000 (職場)	
	北九 花子	携帯電話など		090-0000-0000		
		メールアドレス				
	③氏名	続柄	祖母	電話	000-0000 (自宅)	
北九 ひまわり	携帯電話など					
	メールアドレス					
利用時記録欄						
引き取り者	北九 ひまわり	子どもとの関係		祖母		
引き渡し日	H28.11.1	引き渡し相手名		保育士等名		
避難場所	〇〇市民センター	今後の連絡先		祖母携帯		
特記事項						

保育所(園) 避難場所略図						
保育所(園) 緊急時連絡先	連絡先①	担当者	山田 園長	備考	災害時伝言ダイヤル使用時は頭に171を付けること	
	〇〇保育園	電話番号		080-0000-0000		
		メールアドレス				
	連絡先②	担当者	山田 園長	備考	漏出注意	
	〇〇小学校	電話番号		090-0000-0000		
		メールアドレス				
	連絡先③	担当者	石川 主任	備考	漏出注意	
〇〇市民センター	電話番号		070-0000-0000			
	メールアドレス		—			
持病など						
特記事項						

緊急時連絡・引き渡しカード						
子ども名		性別		組(年齢)	組	
					才	
住所	〒 (固定電話番号)			血液型		
保護者		子どもとの関係				
緊急時連絡先 (優先順)	①氏名	続柄		電話		
		携帯電話など				
		メールアドレス				
	②氏名	続柄		電話		
		携帯電話など				
		メールアドレス				
	③氏名	続柄		電話		
	携帯電話など					
	メールアドレス					
利用時記録欄						
引き取り者		子どもとの関係				
引き渡し日		引き渡し相手名				
避難場所		今後の連絡先				
特記事項						

保育所(等) 避難場所略図						
保育所(園) 緊急時連絡先	連絡先①	担当者		備考		
		電話番号				
		メールアドレス				
	連絡先②	担当者		備考		
		電話番号				
		メールアドレス				
	連絡先③	担当者		備考		
	電話番号					
	メールアドレス					
持病など						
特記事項						

※ 個人情報の取り扱いについては、十分注意すること

BCP の位置づけ

児童福祉施設の場合、消防計画、非常災害対策計画、浸水想定区域に施設が立地していれば避難確保計画などの策定をしている施設* I があります。

これらの計画は、非常時、災害時の対応について計画するものですが、BCP は、災害時等の非常時を前提として業務を継続するために必要な業務を明確にします。その必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続できるように、事前に必要な準備を行うために作成します（図 1-1 参照）。

* I 避難確保計画を策定しているのは、水防法における要配慮者利用施設として、市町村から指定された施設です。

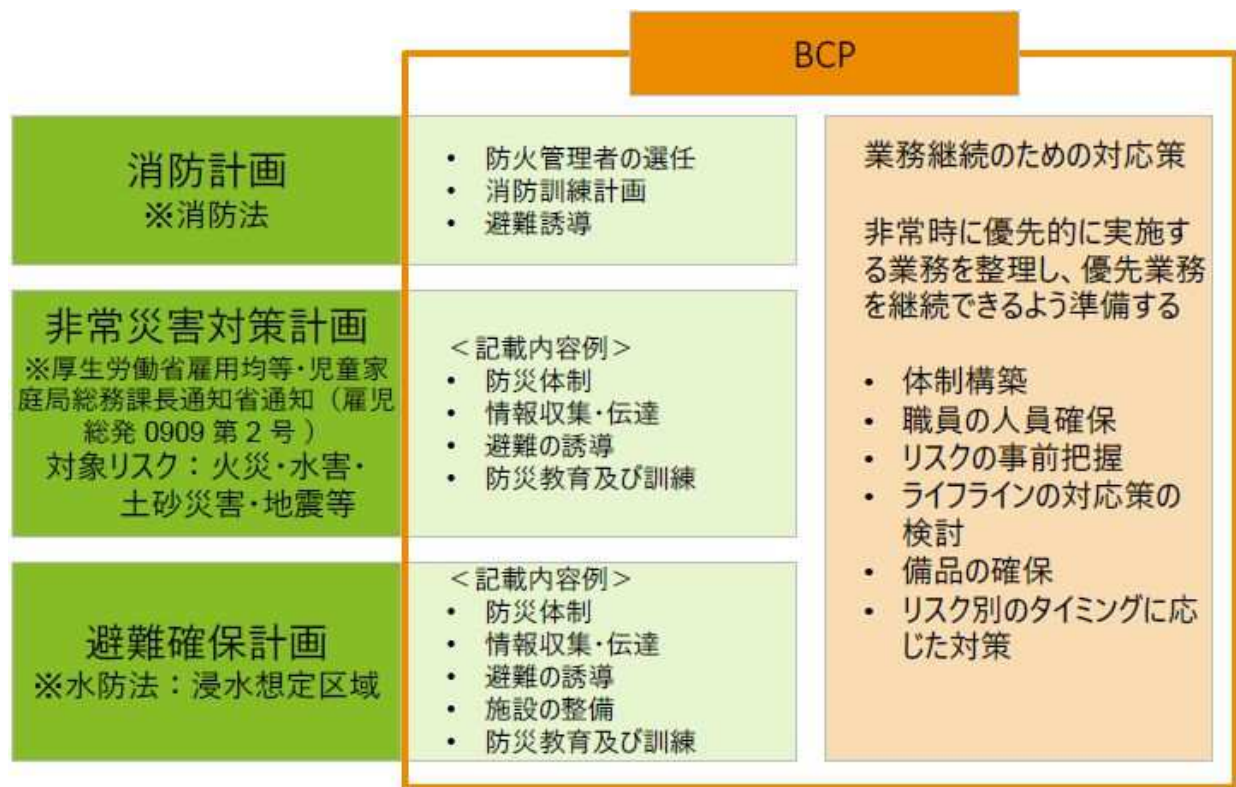


図 1-1 児童福祉施設等が作成する各種計画と BCP の関係性

（児童福祉施設における業務継続ガイドライン 令和4年3月31日より）

避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）

災害の種類	訓練内容	BCPの点検・見直しのポイント
地震：日中の発生	・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	・安全確保：安全確保行動がとれたか ・安否確認：子どもと利用者、職員の安否確認方法は適切か ・防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か ・連絡先一覧：連絡先の過不足の確認 ・連絡フロー確認：適切なフローか ・保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたかの確認 ・避難方法の検討：子どもの状況に応じた避難方法ができたか ・避難場所・避難経路確認：子どもの避難に適切な避難場所・避難経路か ・備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか
地震：職員の少ない夕方や早朝	・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・職員参集：参集が可能か（実際に徒歩で施設までかかる時間を検証） ・防災組織の確認：職員が少ない状態の非常時の役割と分担が適切か
地震に伴う火災発生	・火災発生時の避難訓練 ・消火訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・関係各所・保護者との連絡	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・初期消火ができたか ・火災時の避難行動が適切か
地震に伴う津波発生	・津波発生時の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・適切な場所（施設内の高い場所・施設外の高台等の高い場所）へ避難できたか
風水害：台風	・大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・適切な場所（浸水に備えて施設内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか ・避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に子どもが移動可能な避難場所・避難経路か

（児童福祉施設における業務継続ガイドライン 令和4年3月31日より）

資料編

その他 資料

年間目標	～災害等の発生に備え、子どもが自分で安全に行動できる能力を積極的に養う～ ○災害の恐ろしさについて、各年齢に応じた安全教育を行い、速やかに避難することの必要性を知らせる。 ○計画的・継続的に避難訓練を行うことにより、基本的能力（安全機敏な避難能力）が身につくようにする。 ※全職員が防災組織を把握し、緊急の場合に的確な対応ができるように日頃から防災の知識を深め、実際の訓練で体得する。				
月	実施	災害想定内容	ねらい	指導内容・留意点	避難場所
4	10:00	火災 (調乳室より出火) ◆消火訓練	◎避難訓練の意味を知る ◎初期消火の重要性を知る (初期消火、自衛消防活動がうまくいくかどうかのキーポイント)	・火事の恐ろしさについて不安にならない程度に伝え、避難することの必要性を知らせる ・非常滑り台、非常階段の安全な使い方を各クラスで確認する ・職員の役割を確認する(災害発生時・避難誘導時) ※自衛消防隊員の役割分担を確実に ※自衛消防隊員が行う初期の指示、行動が避難誘導活動全体の成否を決める ◎火災による被害の軽減は、早期発見・119通報・初期消火・避難誘導	園庭 ※人数の把握
5	10:00	火災 (給食室より出火) ◆消火訓練 不審者の侵入	◎指示を聞いて避難する ○初期消火活動を行う ◎不審者の侵入などの緊急時に、放送を聞いて速やかに避難する	・慌てず、保育士の指示を聞き、保育士についていく (お・は・し・も＝押さない、走らない、喋らない、戻らない) ■発見時、初期消火可能な場合、消火器・水バケツなどを使用して消火活動を行う(天井に燃え移ったら、初期消火は中止、避難誘導へ) ※職員間・関係機関への連絡方法の確認 (放送時の合い言葉やサインなどを決めておくなど、事前に職員間での確認が必要)	玄関、 事務室前 保育室
6	10:00	風水害 (保育所周辺の冠水) ◆消火訓練	◎多人数で集合する時も慌てずに避難する ○漏電による火災 ○初期消火活動を行う	・放送をよく聞き、慌てずに行動する ・コンセントにプラグがきちんと密着して入っているかどうか確認を行うことが日々必要(ホコリなどが湿気を帯びて通電状態になり、発熱→出火→火災となることもある) ■印参照	保育室 2F
◆消防署立ち会いの総合訓練(火災を想定) 通報訓練(119番)・消火訓練(消火器)・避難誘導訓練を総合的に行う ※事前に消防署と日程等の確認をとる				・火災発生時の措置、消防署への通報、館内放送、避難誘導、初期消火活動等、保育所職員が自衛消防隊の役割を確認して訓練を行う ・総合訓練後の消防署員との検討内容を今後の訓練や消防計画等に反映する	
7	8:30	火災(煙) (給食室より出火) ◆消火訓練	◎非常ベルを聞いて保育士の指示で速やかに避難する ○初期消火活動を行う	・慌てず、保育士の指示を聞き、保育士についていく ・煙の中での避難の方法を知る ・非常滑り台を使って安全に避難する (天ぷら油などからの出火想定) ■印参照	園庭 正門前
8	10:00	土砂災害 ◆消火訓練 不審者の侵入	◎保育者の指示に従い、落ち着いて行動する ○初期消火活動を行う ◎放送が不可能な場合を想定	・放送をよく聞き、保育士の指示に従う ・避難場所 (天ぷら油などからの出火想定) ■印参照 ※職員間・関係機関への連絡方法の確認 (子どもの安全確保をどのように行うかを検討しておく)	保育室 玄関 事務室前 各保育室
9	10:00	地震 ◆消火訓練	◎火災の時と避難方法が違うことを知り、指示に従う ○初期消火活動を行う	・事前に地震の話をしておく ・各クラスで避難の方法、安全な避難場所を確認しておく ※避難口の確保(出入り口を閉めない) ※靴(未満児クラスは園児の靴をまとめて収納するケースなどを用意しておく) ・初期消火に当たる職員はまず安全確認を必ず行ってから、消火活動に移ること ■印参照	各部屋 正門前
10	2:30 (午睡時)	火災 (給食室より出火) ◆消火訓練	◎突然の事態になっても慌てずに避難する ○初期消火活動を行う	・寝ていても着替えずに避難する ・年齢が低いクラスの避難に特に留意する ■印参照	園庭 正門前
11	10:00	火災 (給食室より出火) ◆消火訓練	◎放送をよく聞き、指示に従い、落ち着いて行動する ○初期消火活動を行う	・保育士の指示をよく聞いて、日頃の訓練が活かせるようにする ・園外での交通事故等に注意する ・第2避難場所への避難経路の確認、所要時間の把握 ■印参照	園庭正門 第2避難場所への移動
12	17:00	火事(近隣) ◆消火訓練	◎放送をよく聞き、指示に従い、落ち着いて行動する ○初期消火活動を行う	・保育士の指示をよく聞き、避難場所を確認する ・速やかに行動し集まる。迎えに来た保護者も一緒に避難する ■印参照	2F集合 (階段)
1	予告なし	地震 ◆消火訓練	◎火災の時と避難方法が違うことを知り、指示に従う ○初期消火活動を行う	・まず安全な場所で待機(机の下等)、合図で外に出る ・年齢が低いクラスは一カ所に集めて、避難する ※危険な場所を点検し、知らせる ※靴(9月と同様) ・初期消火に当たる職員はまず安全確認を必ず行ってから、消火活動に移ること ■印参照	玄関 事務室前
2	10:00	火災(煙) (0才児調乳室より出火) ◆消火訓練	◎放送をよく聞き、指示に従い、落ち着いて行動する ○初期消火活動を行う	・訓練を活かし、どこにいても素早く子どもを把握し、避難できるようにする ・煙の中での避難の方法を身につける ■印参照	随時変更
3	予告なし	火災 (給食室より出火) ◆消火訓練	◎保育士の誘導に従い、落ち着いて避難する ○初期消火活動を行う	・訓練を活かし、どこにいても素早く子どもを把握し、避難できるようにする ■印参照	随時変更

避難訓練実施記録（例）

資料 1 1

施設名：

令和 年 月 日（ ）		避難 時間	時 分～ 時 分 （ 分間）		天 候		確 認 者	
内 容	（火災・風水害・不審者侵入防止・地震・その他）訓練				初期発生 of 想定場所（ ）			
	1. 通報 2. 避難誘導 3. 消火 4. 救助 5. その他（ ）							
担当					担当者氏名			
事前連絡・事後解除（ ・消防署・他 ）								
伝達（非常ベル・肉声・放送・他 ）								
通報（119 番・その他 ）（電話；実動・模擬）					（訓練リーダー）			
初期消火								
最終点検								
救助								
避難時以外の消火訓練								
実 施 状 況	クラス名	子どもの数	職員数	実施経過及び反省				
	組《5 歳児》	名	名					
	組《4 歳児》	名	名					
	組《3 歳児》	名	名					
	組《2 歳児》	名	名					
	組《1 歳児》	名	名					
	組《0 歳児》	名	名					
	給食室		名					
	事務室		名					
	計	名	名	（集会での話・注意など）				
備考								

別添 6

送付先：582-0070 こども施設企画課 行

保育対応及び被害内容報告書

区

保育所（園）

発信日・通報者		月 日 時 分 氏名	Tel
発生日時		月 日 時 分	
発生場所		住所	区
保育 対 応 及 び 被 害 内 容	大雨に伴う 特別な保育 対応	有 ・ 無 ※（○で囲む）有の場合は以下記入すること ○どのような状況により、どのように対応したか： ※ 休所(園)状況、児童受入状況、避難等対応、保護者連絡等について、特記すべき事項があれば記載のこと。	
	人的被害 物的被害	有・無（○で囲む）有の場合は以下記入すること 【人的被害】死者・行方不明者・重傷者・軽症者 その他（ ） 【建物被害】全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水 ○どのような状況か： ○どのような措置を講じたか：	
今後、どのような 対策が必要か			
消防・救急隊の出 動について		有 ・ 無 ※（○で囲む）	
今後の見通し			
被害状況を踏ま え、保育の継続が 可能か			
避難状況		有・無（○で囲む）有の場合 人(職員 人、児童 人) 避難場所 住所 施設	

事故発生記録（例）

資料13

記録日 令和 年 月 日
記録者

項 目		状 況	
1	施 設・施設長名		
2	事 故 発 生 日 時	令和 年 月 日 曜日	時 分
3	負 傷 児 童 名	年齢 歳	男・女
4	保 護 者	住 所	
		氏 名	続柄
5	負 傷 の 程 度		
6	事 故 発 生 場 所		
7 事 故 発 生 時 の 状 況		8 事 故 現 場 等 の 略 図 等	児童数 名 保育士数 名
			※ 児童の配置・保育士の配置を記入する
9	応 急 処 置 等		
		受診病院名	受診付添者
10	受 診 結 果 及 び 全 治 予 定 期 間		
11	保護者への連絡及び 降所後の経過確認		
12	事 故 後 の 登 園 及び 処 遇 の 状 況		
13	再発防止対策等		

教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.5
(表面)

基本情報									
事故報告回数	第1報			施設・事業所名称	〇こども園				
事故報告年月日	令和6年	1月	11日	施設・事業所所在地	B市中央区D町1-1-1				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所代表者等	E山 F男				
施設・事業所種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会				
認可・認可外の区分	認可			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月	1日		
事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)	2歳	8か月		こどもの性別	男				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日	所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)	3歳児クラス				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)	※ 事故と因子関係がある場合の、当該こどもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。								
事故発生時の状況									
事故発生年月日	令和6年	1月	11日	事故発生時間帯	昼食時・おやつ時				
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等	異年齢構成				
事故発生時のこどもの人数	10名		事故発生時の 教育・保育等従事者数		3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・ 放課後児童支援員等		1名	
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他	
	0名	0名	3名	3名	4名	0名	0名	0名	
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)								
事故の誘因	死亡								
事故の転帰	死亡								
(死亡の場合)死因	窒息 ※ 事故の転帰が「負傷」の場合は、「一」を選択してください。								
(負傷の場合)受傷部位	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。								
(負傷の場合)負傷状況	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。								
診断名、病状、病院名	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。							
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。							
	病院名	I総合病院							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の 処置を含めて可能な限り詳細に記載。第 1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で 修正。)	15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおばりながら食べるという食べ方をしていた。 2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。 ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。 保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。 15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口を手を入れ開かせた。 背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。 看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。 看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認した。 心臓を確認すると、止まっているように感じ、心臓マッサージを行う。 15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。 15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 ○/○ 意識が回復しないまま死亡。								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその 予定(実績)。第2報以降で追記。)	【園の対応】 ○/○ 園において児童の保護者と面談 ○/○ 園で保護者説明会 ○/○ 理事会で園長が説明 【市の対応】 ○/○ 記者クラブへ概要を説明								
※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。 ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。 ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。 ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。 ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。 ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害 (偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。 ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等」について(依頼)) (令和7年3月21日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。									

教育・保育施設等事故報告書（記載例）						ver.5 （裏面）
ソフト面						
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください（以下、同項目において同じ。）。			
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 （回／年）	年に10回	具体的内容	※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。	
職員配置	基準配置	具体的内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。			
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください（以下、同項目において同じ。）。					
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。					
ハード面						
施設の安全点検	定期的に実施	実施頻度 （回／年）	年に24回	具体的内容	※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください（以下同じ。）。	
遊具の安全点検	定期的に実施	実施頻度 （回／年）	年に12回	具体的内容	※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。	
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 （回／年）	年に10回	具体的内容	※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。	
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類（コト、布団（堅さ）、ベビーベッド、ラックなど）、睡眠チェックの方法（頻度など）、児童の発達状況（寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど）等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。					
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。					
環境面						
教育・保育等の状況	食事（おやつ）中	具体的内容	※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。			
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。					
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。					
人的面						
対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的内容	※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 （例：朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等）			
担当職員の動き	対象児から離れたところで対象児を見ていた	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 （例：雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等）			
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていなかった	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 （例：園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等）			
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。					
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。					
自治体コメント【必須】 （自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。）						
※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。						
【施設・事業所別の報告先】						
① 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）			④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係（seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp）			
→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係（ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp）			⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係（seiikukankyou.katei@cfa.go.jp）			
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係（anzen@mext.go.jp） → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課（youji@mext.go.jp）			⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係（seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp）			
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係（anzen@mext.go.jp） → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（tokusidou@mext.go.jp）			⑦ 乳児等通園支援事業（こども館でも通園制度） → こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係（hoikueisaku.newkyuufu@cfa.go.jp）			
			⑧ 産後ケア事業 → こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係（boshihoken.kakari@cfa.go.jp）			
【全施設・事業所共通の報告先】						
→ 消費者庁消費者安全課（i.syouhisya.anzen@caa.go.jp）						
※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。 ※ 裏面の記載事項は大半部分を公表する予定であるため、個人情報（対象児氏名、搬送先病院名等）は記載しないでください。						

保育所安全衛生管理チェックリスト

施設名

安全衛生管理者名

施設長名

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員の共通理解と 保育所内の体制	保育所の安全管理に関し、日々の情報交換や職員会議で取り入れるなど、職員の共通理解を図っている。												
	年に1回以上は職員に周知・確認するもの(確認した月に確認した項目の記号を記入する) (マニュアルⅠ参照)												
	緊急連絡先(警察署・消防署・区役所・保健所・警備会社など)を、電話口など誰でも分かる場所に掲示している。また、通報時のポイントマニュアルを電話口に設置している。												
	子どもの安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止に当たっている。												
	防災・防犯のための避難訓練を実施している。												
来訪者の確認	外部からの人の出入りを確認し、部外者を発見した場合は、声をかけたり用件などを確認することを実践している。												
	来訪者に来訪者証などを身に付けるように依頼し、利用者、職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしている。												
	緊急時に、子どもに動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ決めておき、職員に周知している。												
	来訪者の予定について、職員間で情報共有し、対応する職員を確認している。												
地域関係機関との連携	日頃から、区役所・保育課・警察署・消防署・児童相談所・保健所・自治会(町内会)などの関係機関や地域と情報を共有できる体制をとっている。												
	情報共有している関係先電話番号等は見やすいところに掲示等している。												
	日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めている。												
送迎時	関係機関からの注意喚起文を家庭に配布、又は掲示している。												
	子どもの送迎は、原則として保護者が行うことを徹底し、保護者以外の者が迎えに来る場合その都度、職員が保護者に確認している。												
	子どもの送迎時の安全と、施設出入口の開閉の確認について注意喚起している。												
	来所・退所時の経路を事前に届けてもらい、利用者・家族に対して届けた経路の利用を依頼、指導等をしている。												
啓発	来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「子ども110番の家」等に緊急避難出来るよう、周知している。												
	子どもに対し、犯罪・事故から身を守るため、屋外活動などにあたっての注意事項を指導している。												
施設面	家庭でも話し合うように働きかけている。												
	保育室・門・フェンス・避難用スロープ・外灯・窓・出入口・非常口・鍵・遊具・及び施設周辺の状況を点検している。(マニュアルⅡ参照)												
	自動警報装置、防犯監視システムなどを設置している場合は作動状況の点検、警備会社などとの連携体制を確認している。												
活動域	危険な設備、場所などへの囲障の設置や施設など厳重な管理と、管理の状況を点検している。												
	地域活動事業などを実施する場合において、施設利用者に対して安全確保に関して注意喚起をしている。												
防災・防犯	防災・防犯のための点検を定期的に行っている。 (マニュアルⅢ参照)												
危険品・薬品	薬品、危険物の点検を定期的に行っている。 (マニュアルⅣ参照)												
安全衛生管理者サイン又は印													

マニュアルⅠ 【年に1回以上は職員に周知・確認すること】	
A	個人情報に関すること
B	安全保育に関すること（人数把握・園外保育・遊具の使用など）
C	食中毒予防・衛生管理に関すること
D	熱中症・プール・水遊びに関すること
E	感染症予防に関すること
F	暖房器具の取り扱い等に関すること
G	その他

マニュアルⅡ 【毎月、施設面について確認すること】		
園舎内	保育室	壁や床に破損やぐらつきはないか
		天井の照明器具や扇風機など金具の緩みはないか
		棚が倒れないように、また乗せている物が落ちないように配慮されているか
		ガラス窓に破損はないか
		窓の傍に、身をのりだせるようなイスや台を置いていないか
		扉に指つめしないよう対策がとられているか
		雨漏りはないか
	階段	滑り止めが破損していないか
		手すりは破損していないか
		安全柵は破損していないか
	出入口	邪魔になるような物品が置かれていないか
		扉の開閉はスムーズか
		非常口表示灯は消えていないか
	トイレ	便器、扉、壁、床、すのこ、シャワープン等に破損はないか
		滑らないか、水が溜まっていないか
		水漏れはないか
園庭	砂場	石・ガラス・釘等の危険物が混じっていないか
		毛虫や蜂の巣はないか
		砂場は定期的に消毒をしているか
		砂は軟らかく、適当に湿って使いやすいか
		犬・猫等が糞をしないようシートで覆っているか
		周囲の囲いは破損していないか
	遊具・ 収納庫	遊具の破損やぐらつきはないか
		収納庫に整理して収納されているか
		収納庫の破損やぐらつきはないか
		収納庫付近に邪魔になるようなものが置かれていないか
	花壇・ 畑	土中にガラス、釘等の危険物が混じっていないか
		柵や囲いは破損していないか

マニュアルⅢ 【毎月、防災、防犯について確認すること】	
火災	責任箇所の戸締り、火気取締まりを厳重にしているか
	消火器の有効期限は適切か
	自動火災報知機、ガス警報装置などは定期的に点検しているか
	避難用滑り台、避難経路、非常口の点検をしているか
	臨時に火気を使用する場合、事後の後始末の確認をしているか
不審者	施設周辺に不審者情報がある場合、職員間で情報認識の一致を図り、職員体制を整えられるか
	・施設周辺に不審者情報がある場合、職員間で情報認識の一致を図り、職員体制を整える ・子どもの安全確保のため、保護者や民生児童委員、地域住民などの協力を得る体制がある ・警察に対して、パトロールを要請するなど、警察と連携を図っている ・子ども・保護者などの利用者に対して、情報を提供し、必要な場合は職員の指示に従うよう注意喚起している
	施設内に不審者の侵入があった場合、直ちに職員が協力体制を取り対応できるか
	・直ちに職員が協力体制をとって、人身事故が起きないように事態に対応する ・不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。 ・直ちに保育所長はじめ、職員に情報を伝達し、子どもへの注意喚起や安全の確保をし避難誘導を行う ・警察や保育課などに直ちに通報する ・再度の侵入に備えて施設外に退去したことを確認した後も様子を見守る
風水害	台風、洪水、地震などの情報を直ちに得られる体制になっているか
	台風、洪水、地震などの災害時に、適切に対応できるようマニュアルについて研修しているか

マニュアルⅣ 【毎月、薬品・危険物について確認すること】	
薬品・危険物	薬品は子どもの眼に触れたり、手が届いたりするところに置いていないか
	薬品は適正濃度、適正使用されているか
	薬品や洗剤、灯油、刃物等の危険物はすべて子どもの手の届かない安全な場所に保管され、施錠等で中に簡単に入れないようになっているか
	熱湯は子どもの手の届かないところに置いているか

園庭遊具のチェック表

施設名: _____

※不具合のあるものすべてに○をつけてください。

診断区分		基準診断					劣化診断	
No.	チェック内容	1	2	3	4	5	6	7
遊具		鋭い尖端・角・縁がある	突起や引っ掛かりがある	顔・首・手指・足等が挟まれるような箇所がある	遊具の基礎が露出している	腐れ・ひび・砕け等の劣化	着地部に窪みがある	遊具の一部やネジが取れたり緩んでいる
①すべり台								
②ブランコ								
③シーソー								
④ジャングルジム								
⑤鉄棒								
⑥スプリング遊具								
⑦複合遊具								
⑧はん登棒・登り棒								
⑨うんてい・ラダー								
⑩砂場								
⑪他の遊具								

[注] 園庭にある遊具に○をつけてください。

職員が分担して持ち出す物



常日頃から、所定の場所にリュックや袋などを置いておくなど、事前の準備をしておくこと



乳児用

- 紙おむつ ○ペットボトルの水 ○着替え
- ウエットティッシュ ○おしりふきティッシュ ○ビニール袋
- おんぶひも ○シート ○笛 ○筆記用具
- サージカルテープ ○アルコール製剤(手指消毒用)等

救急セット: 消毒液・傷テープ・体温計・冷熱シート・ガーゼ・三角巾・湿布



幼児用

- 着替え ○ペットボトルの水 ○ウエットティッシュ
- おしりふきティッシュ ○ビニール袋 ○ロープ
- シート ○笛 ○筆記用具
- サージカルテープ ○アルコール製剤(手指消毒用)等

救急セット: 消毒液・傷テープ・体温計・冷熱シート・ガーゼ・三角巾・湿布



事務室

- 出欠表、緊急連絡票、重要書類 ○携帯電話 ○笛 ○食品用ラップ
- 携帯ラジオ、懐中電灯 ○筆記用具 ○ビニール袋
- 関係機関連絡票一覧(病院も含む)
- サージカルテープ ○アルコール製剤(手指消毒用)等

救急セット: 消毒液・傷テープ・体温計・冷熱シート・ガーゼ・三角巾・湿布

園外保育届（近隣用）（例）

日時	令和 月 日（ ）天気（ ）					施設長確認（ ）			
クラス名	出席 人数	園外保育 参加人数	目的地	ねらい	引率者	出発	出発時 人数	帰着	帰着時 人数
5 歳児 ()						:		:	
4 歳児 ()						:		:	
3 歳児 ()						:		:	
2 歳児 ()						:		:	
1 歳児 ()						:		:	
0 歳児 ()						:		:	
特記事項									

園外保育届（近隣用）（例）

日時	令和 月 日（ ）天気（ ）					施設長確認（ ）			
クラス名	出席 人数	園外保育 参加人数	目的地	ねらい	引率者	出発	出発時 人数	帰着	帰着時 人数
5 歳児 ()						:		:	
4 歳児 ()						:		:	
3 歳児 ()						:		:	
2 歳児 ()						:		:	
1 歳児 ()						:		:	
0 歳児 ()						:		:	
特記事項									

令和 年 月 日

行事計画書（遠出用）（例）

施設名

行事名		
日 時	令和 年 月 日 () : ~ :	
場 所		
参加者	大 人	子 ども
	保育所長 保育士 調理員 保護者 その他 計	5 歳児 4 歳児 3 歳児 2 歳児 1 歳児 0 歳児 その他 計
交通機関等 貸し切りバス 路線バス J R モノレール 徒歩 その他	経 費 その他	
残留児の措置		
雨天時の措置		
園舎の管理		

散歩計画表 (例)

[illegible]

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^{※1}

～ 園長用 ～

- ☐ 内閣府、文部科学省、厚生労働省「**教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン**」（平成28年3月31日）を確認してください。
- ☐ 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて**事前教育**を十分に行ってください。
- ☐ プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした**心肺蘇生**などの**応急手当**や非常時の対応について事前教育を行ってください。
- ☐ 一刻を争う状況にも対応できるように**119番通報を含む緊急事態への対応（EAP^{※2}）**を整理し、マニュアルや定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から**緊急時対応訓練**を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。
- ☐ **プール活動・水遊びに関する指導マニュアル**を作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
特に以下の項目については十分に検証してください。
- ☐ ・プール活動・水遊びの活動の**内容や時間帯、時間配分は、子供の体調や生活のリズムなど、安全性を考慮**して適切に定めてください。
- ☐ ・**監視者の人数、配置**については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に定めてください。**ヒヤリハット**が発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。
- ☐ プールでの指導を行う職員のほかに、**監視者**を必ず決めてください。
- 監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。
- ☐ ・監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。
- ☐ ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。
- ☐ ・複数名で監視をさせるときは、担当エリアを決めてください。
- ☐ ・監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。
- ☐ ・水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、**プール活動・水遊びを中止**してください。
- ☐ ・時間的余裕をもって活動させてください。



：プールシーズンごと



：プール活動ごと

（注1）本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考にして作成した。）

（注2）EAP（Emergency Action Plan）（特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガードング教本」第5章参照）

消費者安全調査委員会

※平成30年4月24日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ）」（消費者安全調査委員会）付属資料1

プール活動・水遊びに関するチェックリスト[※]

～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～

監視者は、監視に専念しなければなりません。

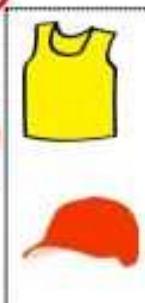
プール活動の指導や片付けをしてはいけません。

一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大切です。



【プール活動・水遊びの前に】

- 目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけましょう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。



- あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。
- 監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
- 集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう。
- 複数名で監視をするときは、担当エリアを確認しましょう。

- 園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。
- プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。

【プール活動・水遊び中】

- プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
- 規則的に視線を動かしながら監視しましょう。

※図4-4 セーキュリティーゾーンに注目



※図4-5 ムラカシゾーンに注目



※図4-6 アップルゾーンに注目



※図4-7 サイダーゾーンに注目



（出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガードング教本」P.35～36）

- 監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意してください。
- 溺れるときには、「助けて！」「バシャバシャ」といった状況とは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子供や不自然な動きをしている子供がいないかに留意しながら監視をしましょう。
- 子供たちの表情にも注意し、声をかけたり注意を促したりしましょう。
- 担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子供理解の上で監視をしましょう。
- ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

【万一、子供たちが溺れたときには】

- 重篤の場合は、**すぐに119番通報をする**とともに、**救命処置をしましょう**。

（注 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。）

消費者安全調査委員会

※平成30年4月24日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ）」（消費者安全調査委員会）付属資料2

緊急時の記録 (R . /)

記入者 ()

(フリガナ) 子どもの名前	
年齢	歳（ 年 月 日生）
発見時間	：
状況	☐ 意識がない ☐ 呼吸をしていない ☐ 出血 ☐ けが ☐ その他（ ）
処置開始時間	胸骨圧迫（ ： ） 人工呼吸（ ： ） AED（ ： ）
保護者への連絡状況	誰に（ ） 連絡時間（ ： ）
救急車連絡時間	：
持参品	☐ 緊急連絡カード ☐ 携帯電話
救急車同乗者	
搬送医療機関	

〇〇保育所（園）

住所 ○○区○○○

電話番号 (093) 〇〇〇-〇〇〇〇

熱中症チェックシート

1 発生時の状況		記録者	
年 月 日 ()	時 分	救急車要請	時 分
氏名・年齢		男・女	年 月 日生 (才)
場 所	(屋内・屋外)	活動状況	
天 気		気温 (°C)	湿度 (%)
保護者へ連絡	時 分 (続柄)		

2 子どもの様子

発 汗	☐ なし ☐ 少し ☐ 多い ☐ 止まらない
顔 色	☐ 正常 ☐ 紅潮 ☐ 蒼白 ☐ チアノーゼ
呼 吸	☐ 正常 ☐ 速い ☐ 遅い ☐ 不規則
体 温	°C
脈 拍	☐ 正常 ☐ 速い ☐ 遅い ☐ 不規則 (/分)
その他	☐ 寝不足 ☐ 栄養不足 ☐ 肥満 ☐ 不規則な生活 ☐ 水分不足

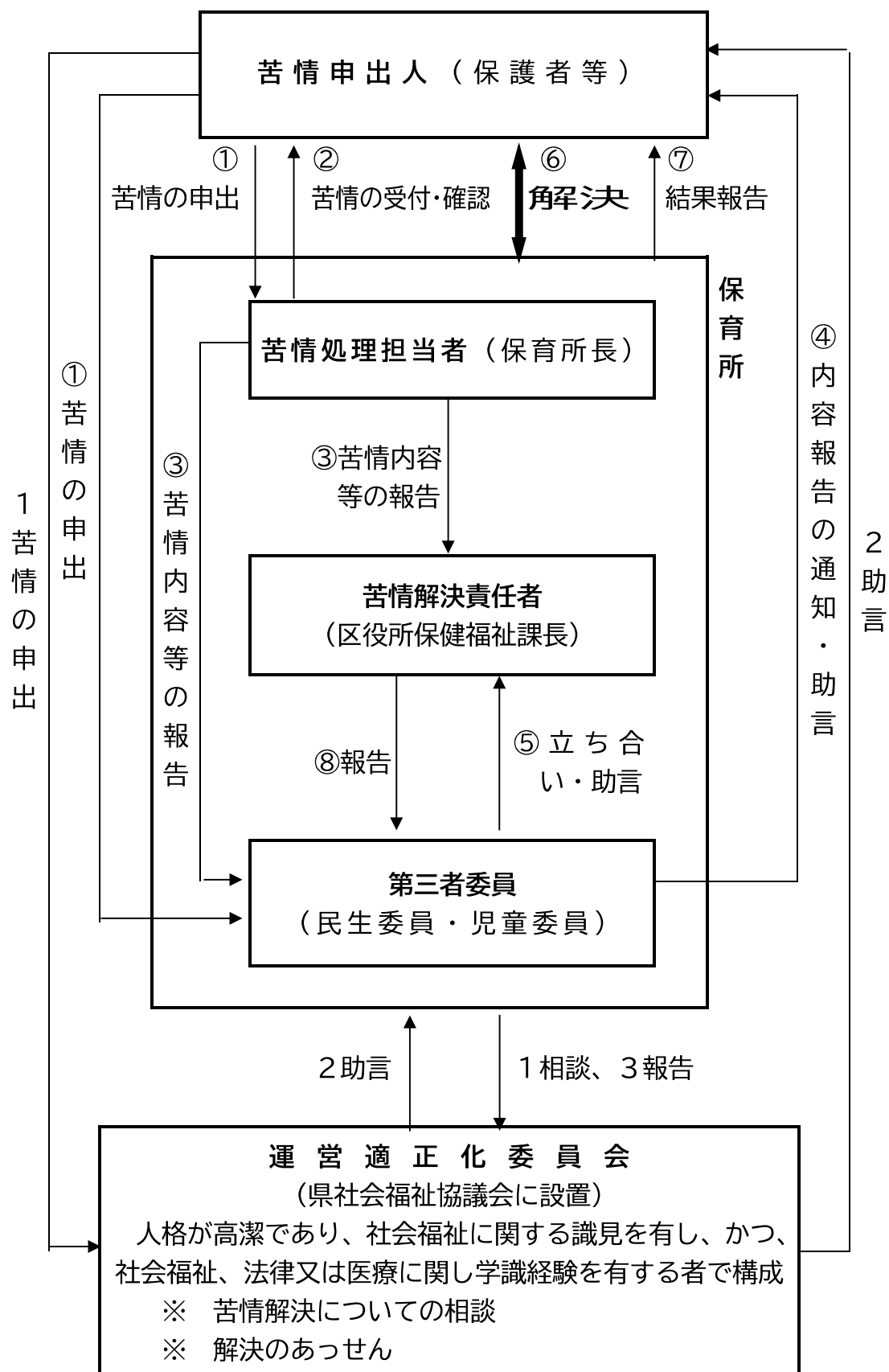
3 状態の観察

		時 分	時 分	備 考
意識	意識がない	☐	☐	
	意識もうろう	☐	☐	
	意味のない発語、発声	☐	☐	
	簡単な質問に答えられない	☐	☐	
運動	全身のけいれん	☐	☐	
	立ち上がれない	☐	☐	
	足がもつれる、真っ直ぐ歩けない、転倒する	☐	☐	
異常な行動、不自然な言動		☐	☐	
自力で水分がとれない		☐	☐	
倦怠感（だるい、ぐったり）		☐	☐	
脱力感（体に力が入らない）		☐	☐	
頭痛		☐	☐	
吐き気、嘔吐		☐	☐	
めまい、立ちくらみ		☐	☐	
足がつる、手足がしびれる		☐	☐	※救急車の要請の検討
筋肉のけいれん（お腹がキリキリ痛む等）		☐	☐	※病院受診の検討
不快感（気持ち悪い、ボーっとする、不機嫌）		☐	☐	※保護者への連絡

4 行った行動

☐ 日陰やエアコンの効いた室内への移動 (時 分)
☐ 水分の補給、 ☐ 氷のうで冷やす (☐ 首の両脇、 ☐ 腋の下、 ☐ 両足のつけ根) (時 分)
☐ 濡れタオル、扇風機の使用 (時 分) ☐ 衣服をゆるめる (時 分)
その他 (時 分)

苦情解決の仕組み（直営保育所）（例）



保護者の皆様へ

〇〇保育所長 □□ □□

苦情解決のための窓口等の設置について

本保育所では、日頃から、皆様のご期待に添えるよう、精一杯努力しているところではございますが、今後は苦情解決のための窓口を設け、今まで以上に、皆様からの苦情に対応できる仕組みを整えることといたしました。

本保育所においては、下記のとおり苦情処理担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しましたのでお知らせいたします。

記

1. 苦情処理担当者 保育所長名
2. 苦情解決責任者 〇〇区役所保健福祉課長
3. 第 三 者 委 員 2 名、氏名、肩書き及び電話番号
4. 苦情の範囲について
 - (1) 児童の処遇内容に関する事項
 - (2) 職員の対応に関する事項
 - (3) 施設の運営管理に関する事項
 - (4) 苦情の対象にならないもの（施設では対応できないもの）
 - ア 保育料に関する事項
 - イ 国の最低基準など法令等に関する事項
 - ウ その他、本市の保育行政のあり方に関する事項など
5. 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受け付け

苦情は、苦情処理担当者である保育所長が随時受け付けます。
また、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認

苦情処理担当者が受け付けた苦情は、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合はこれを除きます。
 - (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

【〇〇保育所】

事故発生の防止のための委員会の設置（ひな形）

1. 設置の目的

施設内での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高い教育・保育を提供する体制を整備する。万一事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、子どもに最善の対応を提供できることを目的とする。

2. 委員会の構成員

※必要により施設長が指名する者をもって構成する。

- ・施設長
- ・主任
- ・調理員 など

3. 委員会の開催

年 1 回以上開催とし、事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また事故発生時等において必要な際には、随時委員会を開催する。

4. 委員会の役割

- (1) 事故発生時の対応
- (2) マニュアル、事故(ヒヤリハット)報告書等の整備
- (3) 事故(ヒヤリハット)報告の分析および改善策の検討
- (4) 事故防止の改善策及びその周知徹底
- (5) 事故防止のための情報提供

5. 保護者等に対する説明・連絡

- (1) 事故発生状況及び施設職員の対応状況
- (2) 事故発生原因及びその再発防止策
- (3) 事故による損害が発生している場合においては、賠償責任の有無

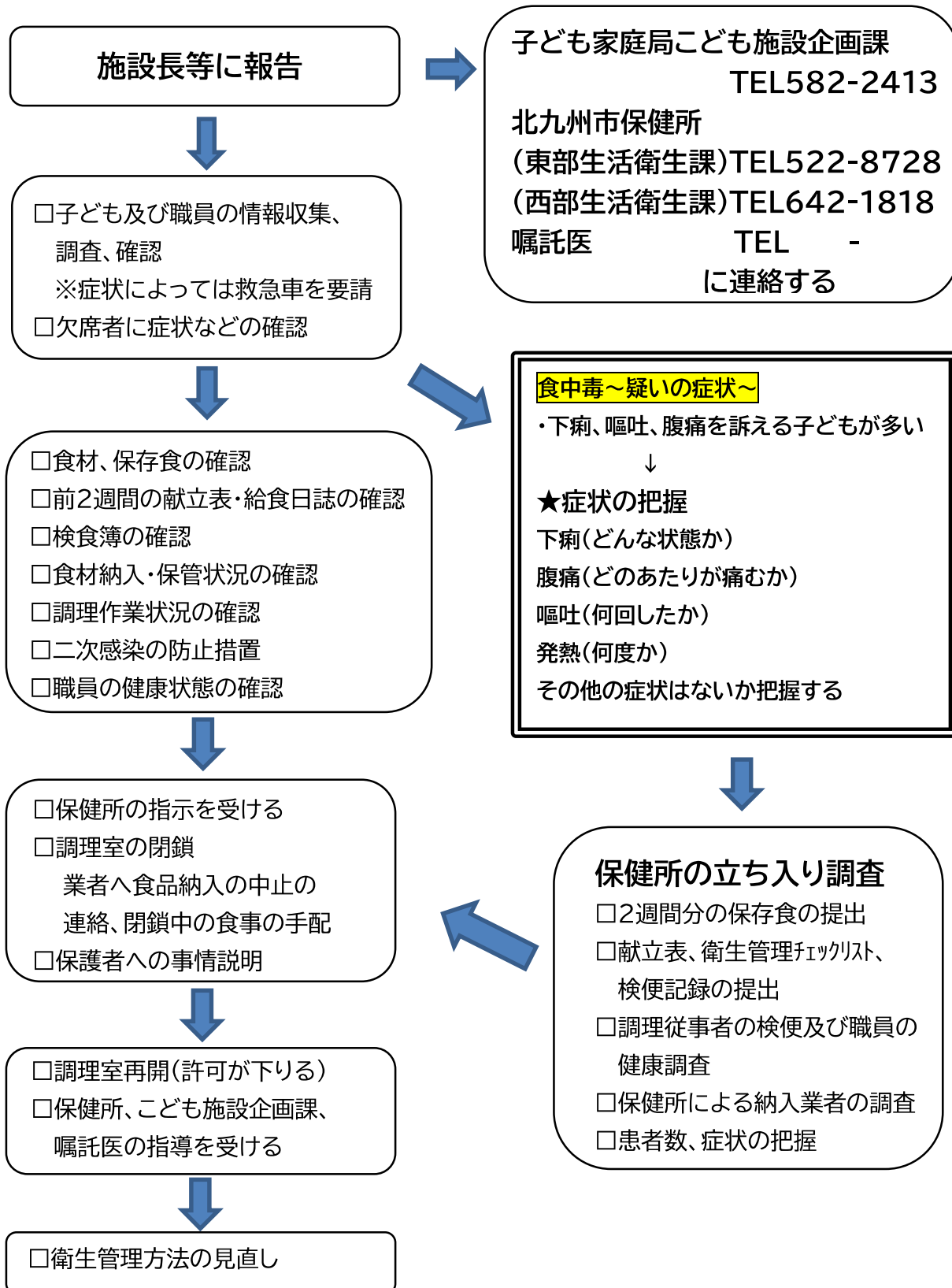
6. 子どもや保護者への安全教育

子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識し、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解してもらうように努める。また、家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるよう保護者と連携を図る。

食中毒対応チェックフローチャート

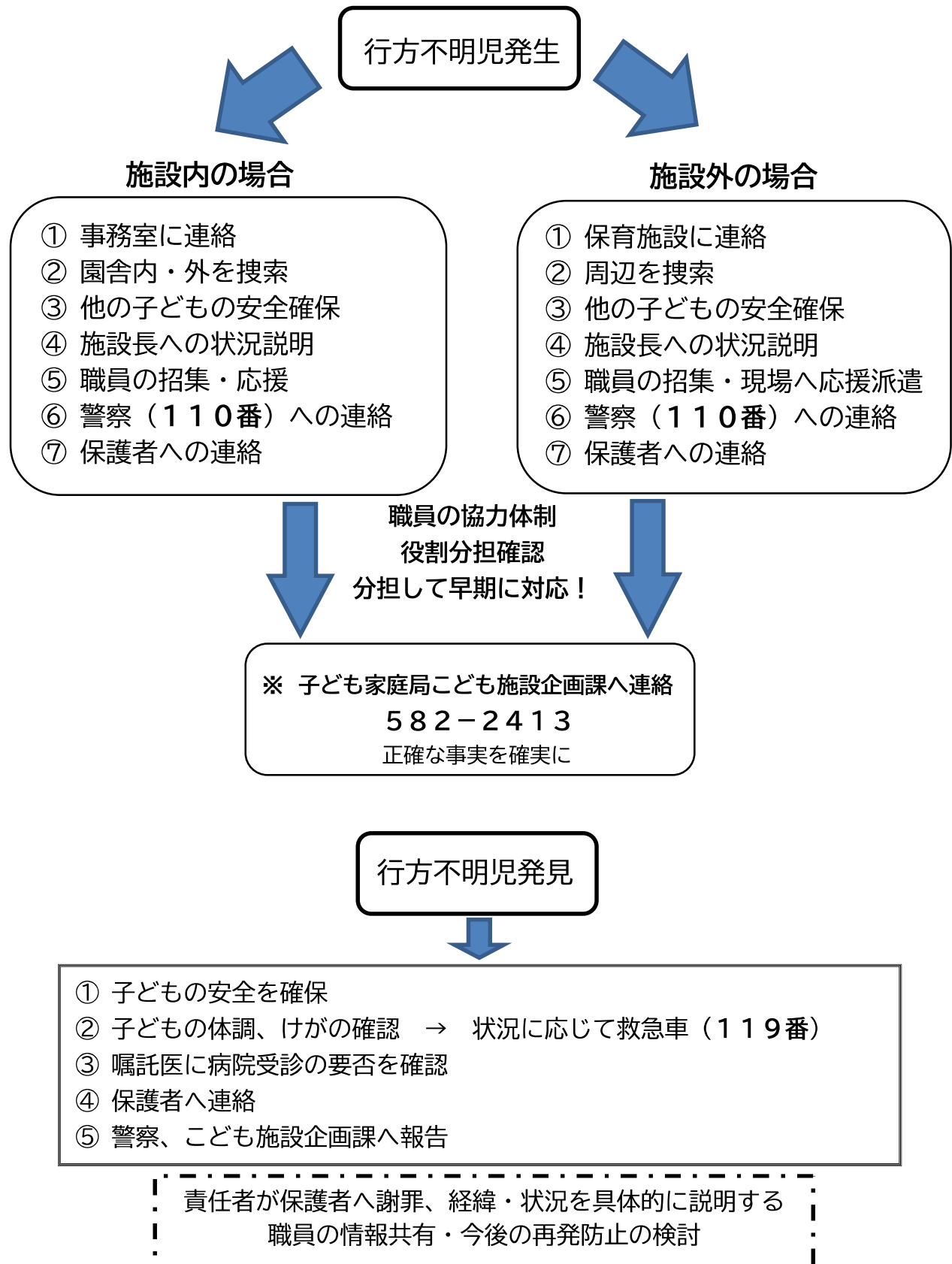
記入者名()
 年 月 日()
 時 分

施設で集団の症状があった場合



ヒヤリ・ハット報告書					
					保育所
報告者		報告日	年 月 日 ()	施設 長印	
いつ	年 月 日 () 時 分 頃				
だれが	氏名 _____ ・園児 (_____ 歳児) ・職員 保護者 その他 (_____ 歳)				
どこで	保育室 (_____) 事務室 調理室 トイレ 廊下 園庭 (_____ 付近) 通用門 玄関 園外 (_____) その他 (_____)				
何をして いたときに					
どうして					
どうなった					
対応					
対策					
情報共有	☐ 職員会議等で報告 【 年 月 日 () 】 ☐ 報告書回覧				
備考 (回覧名簿 など)					

保育施設における行方不明児発生緊急対応



保育所安全計画例

【ポイント】

- ・年度ごとに当該年度が始まる前に作成
- ・安全確保に関する取組を計画的に実施するための年間スケジュールとして「安全計画を作成」

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月						月
重点点検箇所						

【記載例】※各施設が施設・設備・園外環境の安全点検について、各月の計画（年間スケジュール）を記載

- ・施設設備の日常点検（〇〇保育士／日常点検） ・散歩コースの点検（〇〇保育士／随時確認）
- ・緊急避難先の点検（避難誘導担当保育士／〇月避難訓練時） ・防火設備の点検（事務員／消火訓練時）
- ・園外保育（公園）の点検（〇〇保育士／〇月遠足前に実施） ・施設外壁の保守点検（園長／〇月中旬）

(2) マニュアルの策定・共有

分野
重大事故防止マニュアル
☐ 午睡
☐ 食事
☐ プール・水遊び
☐ 園外活動
☐ バス送迎（※実施している場合のみ）
☐ 降雪（※必要に応じ策定）
災害時マニュアル
119 番対応時マニュアル
救急対応時マニュアル
不審者対応時マニュアル

【ポイント】

- ・各施設が作成しているマニュアルや手順書について記載。例示しているもの以外で作成しているものについては、行を増やして追加してください。
 - ・例示してあるもので、マニュアルや手順書として作成がないものについては、策定予定の時期を記載してください。
 - ・各マニュアルは、職員全員が把握できるように掲示や管理場所を明確にしてください。
- 【各種マニュアルの見直しにおいて】
- ・各マニュアルの見直しにおいては、「児童の動きを把握するための役割分担」や「リスクが高い場面ごと（午睡、食事、プール、園外活動、バス送迎など）で職員が気を付けるべき点や役割分担を明確化する」などの視点で児童の安全確保の観点から、不足することがないか定期的に点検してください。見直しを実施した場合に、必ず全職員に共有することが必要です。
 - ・登園、降園など日常的な保育であっても、職員一人ひとりの認識の相語によっては、思わぬ事故に発展することもあります。共通理解を図るうえで、マニュアルや手順書として可視化することが有効です。

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所での生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
乳児・1 歳以上 3 歳未満児				
3 歳以上児	【ポイント】 (児童への安全指導) ・児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が施設での生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について、各施設の取組を記載。			

(2) 保護者への説明・共有

4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
【ポイント】 (保護者への説明・共有) ・安全計画や園が行う安全に関する取組の内容を保護者に対し、説明・共有することが必要です。 (記載例) ・登園、降園の際の保護者へのお願いを再確認（園便り／〇月） ・アレルギー食対応のための保護者との連携（園便り／各月） ・感染症予防のための園の衛生管理方針等（HP 掲載／〇月） ・家庭での安全を学ぶ機会確保の依頼（保護者会／〇月） ・発生したヒヤリハットや事故報告の案件分析と再発防止策（園内掲示板、HP／随時） など			

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	4	5	6	7	8	9
10						
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						

【ポイント】

- ・避難訓練は、地域特性に応じた様々な被害も想定して行うこと。
 - ・救急対応の訓練、研修は、実技講習を定期的に受講すること。（全員受講が困難であっても、施設内で実技講習の受講者が1人もいない状態は避けること。）
 - ・安全に関する研修、訓練においては、オンラインで共有されている事故予防に関する研修動画なども活用し、全職員が受講すること
- (記載例)
- ・避難訓練（火災） ・消火訓練
 - ・不審者対応訓練 ・救急対応訓練（心肺蘇生法） など

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピーペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

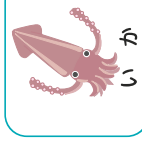
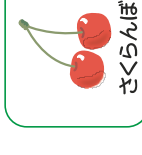
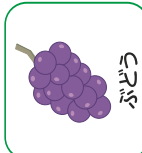
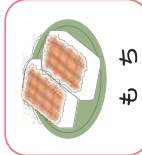
教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表

資料32

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しましたので、ご活用ください。なお、本整理表に掲載した食材以外にも、誤嚥事故が発生する可能性があることを念頭に置いて、食事の見守りを行います。

使用を避ける食材

粘着性が高く、飲み込みにくい



球形や大きさから、気道に入りやすく、つまりやすい

弾力性があり、噛み切りにくい

やむを得ず使用する場合の留意点➡

4等分して形や大きさを変える

4等分して形や大きさを变えて、口内に残る皮も取り除く

加熱して形や大きさを变える

うずらの卵

アメ類・ラムネ

いか

こんにやく

調理を工夫する食材

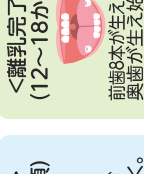
- 「年齢等」はあくまで目安です。こどもの口腔機能(咀嚼・嚥下)の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。
- 離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材の提供は避けましょう。

年齢等

食材



離乳期



なめらかにすりつぶした状態にする

舌でつぶせる固さにする

歯ぐきでつぶせる固さにする

歯ぐきで噛める固さにする

歯ぐきで噛める固さにする

歯ぐきで噛める固さにする

歯ぐきで噛める固さにする

やわらかくなるまで加熱する

●生の状態、すりおろしただけの状態では与えない。

離乳期に提供することは避ける

●「おにぎりのり」は、「ぎざみのり」で代用する。

1歳6か月～3歳頃

2歳頃

3歳～3歳6か月頃

前歯から4番目の歯まで生えそろう。

乳歯(20本)が生えそろう。

●大人よりはやわらかめの固さ

●大きさは1cm程度から、口腔機能の発達状況に応じて段階的に調整していく

個別食材のPOINT

- ソーセージ：縦半分に切る(太さや長さも調整する)
- ひき肉：とろみをつける

●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期のこどもが「りんご」、「パン」を食べた時に多く発生していますので、食材の調理や提供方法等に十分注意してください。

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食事提供のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、こどもの食事に関わる皆さんに知っておいていただきたい食事提供のポイントについて「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基にとりまとめたので、ご活用ください。

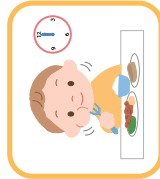
食事提供のポイント



給食・おやつだけでなく、園庭での栽培活動や、季節の行事など、通常の食事提供とは異なる場面にも注意しましょう。（報告書付録を参照）



全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを知っておきましょう。



ゆとりある時間を確保して、よく噛んで食べるように伝えましょう。

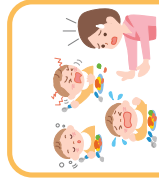


食事の時は、水分を摂らせて、のどを潤すようにしましょう。



正しい姿勢で食べることを伝えましょう

口を開けた時に、舌と床が平行となるように背もたれ等を調整しましょう。



食事中に「眠くなる」「怒る」「泣く」場合は、食事を中断しましょう。

眠くなった時の対応は？



上記の状態では、通常の咀嚼・嚥下ができないので、口の中に食べ物が残っていないか確認した上で、食事は中断しましょう。



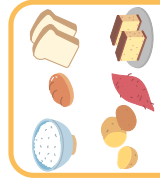
「遊びながら」「しゃべりながら」食べないように伝えましょう。



食事中は、こどもを驚かせないようにしましょう。



●カバーやマット等を利用して、正しく座れるように工夫しましょう。
●足の裏が床につく高さでイスに座らせ、机は肘がつく高さとし、正面を向くように調整しましょう。



ごはん、パン類、いも類、カステラは、特に以下のポイントに配慮しましょう。

POINT

- 水分を摂らせて、のどを潤してから提供しましょう。
- 口の中に詰め込みすぎないように注意しましょう。
- よく噛んで食べるように伝えましょう。



飲み込めずに口の中に残っているものがある時は、無理に飲み込ませず、吐き出させましょう。



食べ方に注意が必要な食材は、あらかじめ注意を呼びかけましょう。



こどもから離れる時は、別の職員等に対応を引き継ぐようにしましょう。

対応を別の職員に引き継ぐ場合には、こどもの食事に関する特徴を伝えるようにしましょう。

離乳期のポイント



離乳期のこどもの介助をする時は、以下のポイントに加えて、以下のポイントにも注意しましょう。



こどもが慌てて食べないように、こどものペースに合わせて、食材を口に運ぶようにしましょう。

自らも落ち着いて介助に当たることができるよう、ゆとりある時間を確保しましょう。



1回に口に入れる食材の量や大きさは、こどもの口に合うように調整し、詰めすぎないようにしましょう。

離乳初期の1回に口に入れる食材の量は、浅めのスプーン半分くらいを目安にして、その後は口腔機能の発達に合わせて調節しましょう。



口の中に食材が残っていないことを見て確認してから、次の一口を食べさせるようにしましょう。

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための情報共有のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を参照して、「保護者等との情報共有」及び「職員及び関係業者との情報共有」のポイントをとりまとめましたので、ご活用ください。

保護者等との情報共有

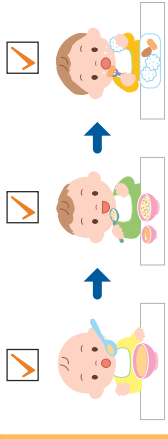
目的

食の安全確保、個別対応、食材選定のため、保護者等と施設の間で、情報共有を促進します。また、保護者等とのコミュニケーションを通じて、信頼関係を築くことで、安心して施設を利用できる環境を整えます。

保護者等との面談タイミング

入所前の面談に加え、以下のようなタイミングで確認を検討します。

- ☒ 食事提供開始時
- ☒ 発達段階の変化
- ☒ 離乳食段階の進行
- ☒ 上記以外の定期面談 等



保護者等から得る情報

- ☒ 口腔機能の発達状況
- ☒ アレルギー情報
- ☒ 離乳の状況
- 喫食経験
 - ☒ 好き嫌い、水分摂取方法、調理方法、味付けなど含む
- ☒ 家庭の食事環境 等

保護者等に伝える情報

- ☒ 献立の情報
- ☒ 使用する食材と調理方法
- ☒ 行政通知の共有 等



※各情報の聴き取り、確認等に関する参考資料:本事業報告書付録6「離乳食についての調査票(0・1歳児クラス/入園時聴き取り用)」



職員及び関係業者との情報共有

食事に関する記録の作成・保存・更新

- 保護者等から確認した食事に関する事項は、「離乳食についての調査票」等の記録を作成し、情報共有のために保存します。(ICTを活用して、記録を確認できる施設もあります。)
- 食事に関する事項は日々変化していくため、最新の情報を記録・書類を更新します。



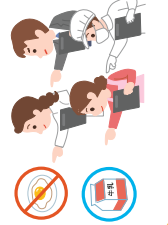
職員間における情報共有

アレルギーや喫食経験、当日のこどもの健康状態などに関する情報は、チェックリスト等を活用しながら、施設の責任者、保育士、管理栄養士・栄養士、調理員、保育補助者のほか、食事の委託業者等の関係業者との間でも幅広く共有を図ります。



段階的な確認による誤提供の防止

職員及び関係業者と共有した情報を基に、献立の作成、調理、検食、配膳、提供などに携わるそれぞれの職員や関係業者が、それぞれの段階で問題が無いかチェック可能な環境を整えます。問題がある場合はすぐに情報を共有します。



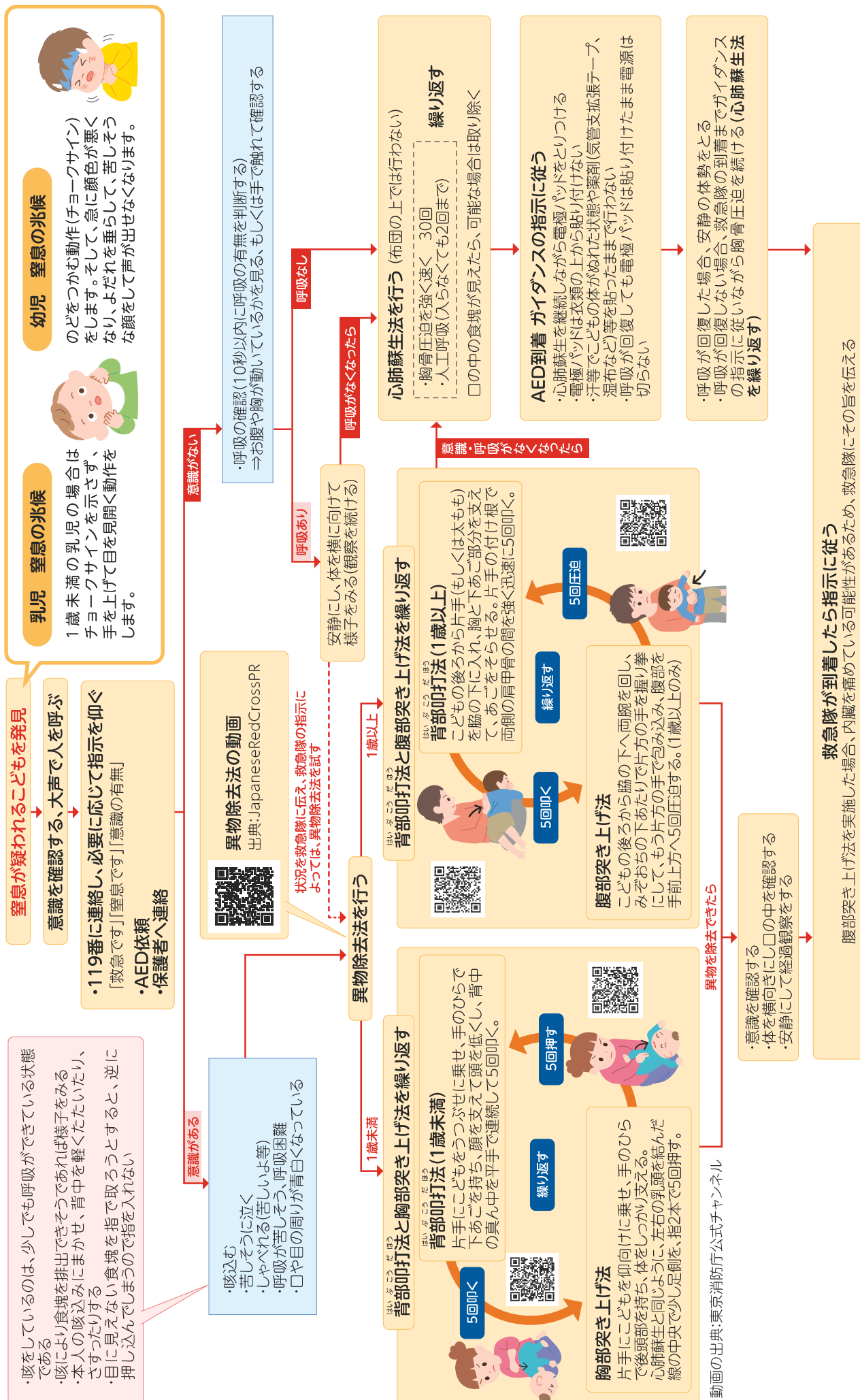
給食業者を利用している施設の事例

- 例1) 給食担当者、保育士、給食業者が参加する「給食会議」を毎月開催。こどもの月齢や発達段階を踏まえた栄養価、メニュー、食材ごとの切り方や調理方法などの詳細を検討して、献立を作成。
- 例2) 給食業者が各教室等でのこどもの食事の様子を確認し、課題や改善点があれば随時職員と情報共有して、対策を協議。



一 教育・保育施設等における望ましい生活の対応について

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を基にとりまとめましたので、ご活用ください。



おやつの選び方 注意点

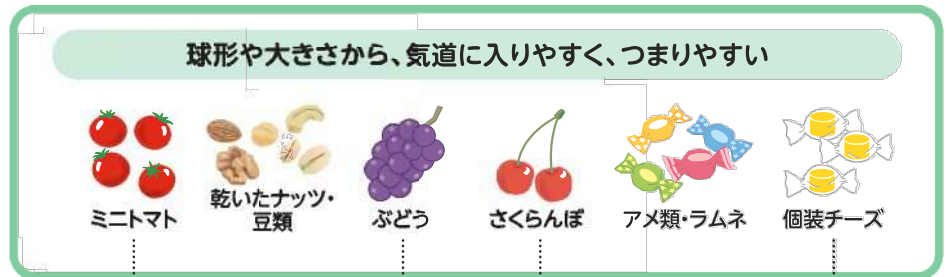
こどもの発育発達のために適切なエネルギー量と栄養素量を摂取することが必要です。しかしながら、幼いうちは消化器官が未熟なことから一度にたくさんの量を食べられず、食事だけでは必要なエネルギーや栄養素が摂りきれない場合があります。このような場合は、補助的な食事としておやつを用います。

様々なおやつが販売されていますが、誤嚥事故防止の観点から選択や提供にあたっては、以下のポイントに留意しましょう。

●おやつの選び方

固さや形状、大きさに留意する

以下のような食材は避けましょう。



やむを得ず使用する場合の留意点

4等分して形や大きさを変える

4等分して形や大きさを变更后、口内に残る皮も取り除く

加熱して形や大きさを変える

●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期のこどもが「りんご」、「パン」を食べた時に多く発生していますので、食材の調理や提供方法等に十分に注意してください。

パッケージの絵柄や対象年齢表示に惑わされない

こどもの歯の生え方や口腔機能(咀嚼・嚥下)の発達状況に合わせたおやつを選びましょう。

●与え方の注意点

おやつであっても、**食事と同様の介助や配慮が必要**です。

- 全ての食材が誤嚥につながる可能性があることを意識しましょう
- ゆとりをもち、食べることを**急かさな**いようにしましょう
- 食べる前には**水分を摂るよう促し**、**口に詰め込みすぎない**ように声をかけましょう
- **正しい姿勢**で食べることを伝えましょう 等



おやつはこどもたちにとって楽しみの一つですが、安全に食べるためには、選び方や与え方に十分な配慮が必要です。誤嚥事故を防ぐために、職員と保護者が協力して、こどもたちの安全を守る環境を整えましょう。

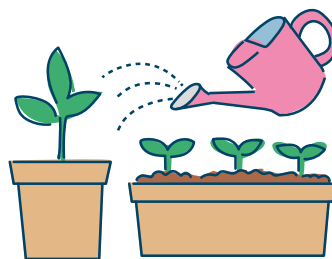
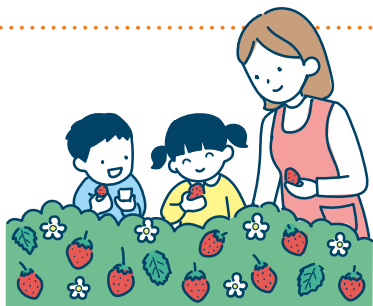
行事やイベント食の注意点

各行事やイベントは、こどもたちの毎日を楽しむことはもちろんのこと、季節の移り変わりや伝統文化に慣れ親しむことなどの狙いがあり、こどもたちの生活を豊かにし、多くの学びや成長の機会となります。

一方で、そうした行事やイベントで提供される食材による事故も少なからず発生しています。行事やイベントを安全に実施するために、以下の例を参考に提供する食材の見直しや実施内容などを検討しましょう。

例1 園庭での栽培活動や農業体験等

- 誤嚥事故防止の観点から「教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表」において「**使用を避ける**」とされている食材は、栽培活動や果物狩りにおいても注意が必要です。
- 農業体験等で収穫した季節の果物や野菜等も、こどもに与える際には大きさや固さなどに注意が必要です。
- 収穫時でなくても、こどもが手に取って口に入れてしまうこともあります。栽培場所にも注意が必要です。



例2 節分行事での鬼打ち豆

- 鬼退治の場面では煎り大豆を使わずにボールを使う等の工夫をしている施設もあります。



例3 お月見行事での団子、餅つき行事での餅

- 団子や餅を提供しなくても、飾りや遊びなどを通して風習や文化を学ぶこともできます。

